

参議院厚生委員会會議録第九号

平成四年五月十九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十四日

辞任

篠崎 年子君

補欠選任

日下部禮代子君

五月十八日

辞任

尾辻 秀久君

補欠選任

谷川 寛三君

田代由紀男君

日下部禮代子君

五月十九日

辞任

大島 慶久君

谷川 寛三君

肥田美代子君

補欠選任

藤田 雄山君

狩野 安君

堂本 暁子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

田淵 勲二君

西田 吉宏君

前島英三郎君

竹村 泰子君

高桑 栄松君

委員

小野 清子君

大島 慶久君

狩野 安君

木暮 山人君

清水嘉与子君

田中 正巳君

藤田 雄山君

宮崎 秀樹君

皆野 壽君

国務大臣

厚生大臣

政府委員

内閣官房内閣外

兼内閣総理大臣

官房外政審議室

長

内閣総理大臣官

房審議官

外務大臣官房審

議官

外務省アジア局

長

厚生省保健医療

局長

厚生省生活衛生

局水道環境部長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

農林水産省食品

流通局長

事務局側

常任委員会専門

員

説明員

環境庁水質保全

局土壌農業課長

法務省民事局第

三課長

外務大臣官房審

議官

堂本 暁子君

浜本 万三君

肥田美代子君

木庭健太郎君

沓脱タケ子君

栗森 喬君

勝木 健司君

山下 徳夫君

有馬 龍夫君

高岡 完治君

津守 滋君

谷野作太郎君

寺松 尚君

小林 康彦君

加藤 栄一君

多田 宏君

武智 敏夫君

滝澤 朗君

細田 敏昭君

房村 精一君

竹中 繁雄君

外務大臣官房審

議官

外務省国際連合

局経済課長

外務省国際連合

局人権難民課長

大蔵省主計局共

済課長

大蔵省主税局税

制第一課長

農林水産省食品

流通局企業振興

課長

通商産業省基礎

産業局化学品安

全課長

通商産業省機械

情報産業局電気

機器課長

運輸省港湾局環

境整備課長

建設大臣官房技

術調査室長

建設省建設経済

局調整課事業調

整官

建設省建設経済

局建設課課長

自治大臣官房地

域政策室長

伊藤 廉君

風岡 典之君

土屋 進君

青山 俊樹君

門司 剛至君

青柳 桂一君

佐々木修一君

高橋 徳一君

尾原 榮夫君

小西 正樹君

花角 和男君

吉澤 裕君

五味 廣文君

五味 廣文君

吉澤 裕君

花角 和男君

小西 正樹君

外務大臣官房審

議官

外務省国際連合

局経済課長

外務省国際連合

局人権難民課長

大蔵省主計局共

済課長

大蔵省主税局税

制第一課長

農林水産省食品

流通局企業振興

課長

通商産業省基礎

産業局化学品安

全課長

通商産業省機械

情報産業局電気

機器課長

運輸省港湾局環

境整備課長

建設大臣官房技

術調査室長

建設省建設経済

局調整課事業調

整官

建設省建設経済

局建設課課長

自治大臣官房地

域政策室長

伊藤 廉君

去る十四日、篠崎年子君が委員を辞任され、その補欠として日下部禮代子君が選任されました。

また、昨日、尾辻秀久君、日下部禮代子君及び田代由紀男君が委員を辞任され、その補欠として谷川寛三君、肥田美代子君及び大島慶久君が選任されました。

○委員長(田淵勲二君) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案を議題とし、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○竹村泰子君 初めに、私どもが懸念をしていたことが起きてしまったのですけれども、御案内のとおりですが、西多摩郡日の出町というところで、管理型のごみ処分場、特定施設にプラスチック製品の添加剤で天然には存在しない物質が検出された。これは医療法人の南労会環境監視研究所というところ、大阪の団体ですが、ここが調査をした結果、TCPPやTBXPと呼ばれる化学物質、これが四二〇ppmに及んで出ているということ、で、きのうからずっとテレビ報道されております。新聞の扱いは余り大きくないんですけども、「多摩地区のごみ処分場、下流に汚水漏れ?」と。これはずっと私たちが問題にできてきた管理型なんです。そしていわゆる葉掘りの上にゴムシートを敷くという。

このゴムシート、テレビの報道によりますと一・五ミリ。これは厚生省基準だそうですが、そんなのでしょか。

○政府委員(小林康彦君) お尋ねの一般廃棄物の最終処分場でございますが、十分の遮水性を保つというところで、その一つの方法としてシートの方法がございます。シートは代表的なものは厚さで言いますと一・五ミリ程度のものがございます。

○竹村泰子君 テレビの報道によりますと、処理

業者の方が、一・五ミリメートルで十分だと思ふかというインタビューに答えて、そう丈夫だと思ふわい、けれどもこれは厚生省の基準だから、そして破れたってそのまま埋めてしまふよというふうなことを処理業者の方が自分で言っておられるんですね。

私、NHKに問い合わせをいたしました。そうしましたら、私が幾らかけてもそもそも取材班に電話がつかないんです。どうしたのかと思つたら、全国に似たようなケースがたくさんあつて、ひっきりなしに電話が入つていふ。同じようなことがうちのところにもある、うちの近所にもある、そういう電話がひっきりなしだったということなんですけれども、このことをどう思われますか。

○政府委員(小林康彦君) 御指摘の報道にございました物質につきましては、広く使われております化学物質でございますが、環境中での存在の状態あるいは挙動ということが明らかでないために、それらの物質が処分場の周辺地下水から検出されたことをもって直ちに遮水シートに穴があいていふ、あるいは地下水を汚染していると結論づけることはできないというふうに考えております。

厚生省といたしましては、今後とも東京都と連絡をとりつつ情報収集に努め、当該最終処分場周辺の環境保全に万全が期せられるよう指導してまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 この検出されたプラスチック添加剤、磷酸トリエステル系の物質なんですけれども、処分場周辺の八カ所を調査したところ、下流の井戸、池の三方所から出てきているんですね。井戸といえは飲料水ですよ。そして、地下水が汚染している指標として使われているというふうに報道は伝えています。これは東京都の管理のもとにあるわけですから、東京都は徹底的に調査をすると言っているんです。

私もこの前の質問のときにこの問題を指摘しております。ただ掘りてゴムシートを敷いただけ

で大丈夫なのかということ聞いたわけですが、破れれば漏れること、いろんな雑多なごみが入つてくるわけですから、これはもう前提だと私なんかは素人考えで思ふんですけれども、破れるかもしれない、そのときにはというふうなお考えはないのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 最終処分場に用いられます遮水シートにつきましては、材料の選定に当たりまして腐食性や耐久性を十分に考慮いたしますとともに、遮水工の下地、シートの下の地盤の状況を整え、あるいはそのシートの上の保護層の整備を十分に行い、また、埋立作業時にシートを損傷することなく埋め立てる、こういう方法を採用すること等によりましてその遮水効果を十分に発揮することができると考えております。

なお、有機物によりまして汚染が問題となる家庭ごみ等の一般廃棄物からの浸出水につきましては、土の中を浸透する過程で土壌によりまして浄化や吸着が期待できることから、最終処分場は一定以上の遮水性があればよいものとされております。したがって、地下水の賦存状況や埋め立て時の構造等に配慮して施設整備を行いますれば、浸出水によりまして地下水への影響を防止できるものと考えております。

今回の報道の部分につきましては、今までの調査につきましては、状況を聞き、地下水の汚染を疑わせる状況はないというふうに判断をしておりますが、ただいまお話しになりました物質等につきましては、東京都等の情報入手を積極的に行つていきたいと思つております。

今後、最終処分場に係ります施設の構造や維持管理についての実態を把握しつつ、適正な施工や運用がなされますよう地方公共団体に対するきめ細かい指導に努めてまいりたいと思つております。

○竹村泰子君 住民やその周辺の方たちの不安をどう解消すればよいか。今回の法律も特定施設の環境対策は十分かということと私どもは追及してきたつもりなんですけれども、こういうこ

とが起きてしまった。安定型、管理型というふうな十分な最終処分場は廃止すべきだと私もこの前言いましたけれども、少し乱暴な意見かもしれないんですけれども、この日の出町、つまり東京都の方からは厚生省に対して何らかの御報告があつたんでしょうか。それとも問い合わせをされて何か調査をされておりますか。

○政府委員(小林康彦君) 日の出町の最終処分場は東京都の三多摩地域広域処分組合が設置をしておるものでございますが、この処分場におきましてシートの破損の疑いがある旨の報道がなされておりますが、それを契機に状況の報告を厚生省としても求めております。

今までは処分場の維持管理の状況あるいは水質検査の結果に照らしますれば、現段階では特に環境保全上の問題を生じていない旨の報告を東京都を通じて受けていましてございまして。今後とも当該処分場の状況につきまして適宜報告を求め、施設の安全性の確保が図られますよう必要な指導をしてまいりたいと考えています。

○竹村泰子君 何か非常に管轄外だから直接の責任はないような言い方に聞こえるんですけれども、これはモデルケースですよ。日の出町というのはモデルケースですから、掘つてみてもしゴムシートが破れていた、穴があいていたということになると、これはもう全国の安定型、管理型の処分場のあり方を考え直さなくちゃいけないと私は思ふんですけれども、何か割と報告があれば受けるというふうな感じで、厚生省は東京都と一緒に調査するというふうなことはお考えになつていませんか。

○政府委員(小林康彦君) まず、直接の管理の責任は組合でございまして、この施設の指導監督は東京都がまず行うという権限を持っておりますので、東京都の調査あるいは報告を待ちまして、国として必要があればその必要な検討を行いたいと思つております。

○竹村泰子君 大臣、掘つてみてもしこのゴムシートが破れていたら、そして住民や何かに、周辺に

住む方たちに影響のある非常に有害な物質が流れ出していたとしたらどうないますか、こういう捨て方を実行なさいませうか。

○国務大臣(山下徳夫君) ゴムのシートがこのように張りめぐらされているということは、水が漏らないようにという意味ですから、これは漏つてはいけないことは当然であります。しかもこれが漏るということは大変大きな問題だと思いますので、東京都に厳重に警告をしたり指導したりしながら、こういうものは防止しなければならぬことは当然であると思つております。

○竹村泰子君 ぜひ十分な調査をしていただきまして、徹底的に調査をしますと東京都がもう言つておりますから、厚生省の指導も十分に願いたいというふうな強く要望しておきます。そして、その結果をまたこの委員会に御報告いただきたいと思ひます。

産業廃棄物の広域移動の問題が大変気になつていふところなんですけれども、この広域移動の実態は把握できておりますでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 厚生省では産業廃棄物の広域移動状況につきまして平成元年度から調査を行い、その実態把握に努めているところでございます。

今後のことでございまして、改正産業廃棄物処理法におきまして、都道府県の産業廃棄物処理計画は県域を越えて移動する産業廃棄物の状況を勘案して策定することを検討しているところでございまして、産業廃棄物の個々の移動につきましては、改正産業廃棄物処理法附則第二条におきましてマニフェスト制度の適用範囲について速やかに検討すべきものとされていふことにかんがみまして、従来から行つております行政指導により引き続きマニフェストの使用の普及、定着に努めますとともに、その状況を踏まえてマニフェストに関する法制度の適用範囲についてさらに検討してまいりたいと思つております。

○竹村泰子君 産業廃棄物のうち都道府県を越境する分についてはマニフェストが義務づけられる

○竹村泰子君 必ずしもそうっていない現状が

処分料金ここ二、三年で二、三倍となっている。有機性汚泥の処分料金は毎年トン五千円から一万円値上げが行われる、直近ではトン当たり二万五千円から三万円の声もあるという調査の数字が出ております。こういうことを野放しにしておいては非常な料金の変動が起きてしまう、しかもダンピングも起きてしまうということで、私は料金体系の整備という意味で最低料金、これ以上下がっちゃいけませんよという、最近では鉄くずの問題

産業廃棄物の処理業の信用力、資本金というが、その実態をどう把握しておられるかということ、本法律案の産業廃棄物処理業の育成策、これは有効なんでしょうか。どう育てていけばいいんだろうかということで、法律の中かなり出てまいりますけれども、これは有効なんでしょうか。どう考えておられるでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 処理業者の資本金、信用力の実態につきましては、処理過程におきます

そこで、次の質問もその範疇ではございませんと言われちゃうかも知れないんだけれども、例えば収集・運搬業とか再生業とか、そういう人たちの育成策はあるんですか。

○政府委員（小林康彦君） 再生業につきましては、施設整備を行いながらの場合にはこの法律の特定施設の一部として想定しているものでございします。

収集・運搬業につきましては、いろいろ問題が

多いところでございまして、昨年十月の廃棄物処理法で収集、運搬と処分と業態を明確に分ける、収集、運搬は収集、運搬としての業態的確に行う、こういう制度にさせていただいたところでございまして、収集、運搬につきましても適切な設備を持ち適切な人員を配しての業、適切な能力を有する業として育成及び反面規制を加えていく、こういう制度にさせていただいたところでござい

○竹村泰子君 ただ、私もこの法律を読んで非常に何といいますか、物足りないなと思いますのは、プロジェクトで育成、指導されるのは一割ぐらいです。九割ぐらいの人たちについては債務保証とかその他のことがあるんですか。その辺はどうなんですか。

○政府委員(小林康彦君) この制度以外に公害防止事業団からの融資でございまして、金融機関からの融資でございまして一般的な融資の制度がございまして、私どもの意識といたしまして、収集、運搬の能力が現在の日本で足りないという意識はございまして、現在足りないところは施設の面、したがってこの施設の整備に力点を置いて支援策を講ずる、こういう整理をしたところ

○竹村泰子君 そこで、融資、税制上の措置を少し伺いたいと思うんですけれども、特定施設整備事業に対する融資制度、これはどんなふうになっておりますか。

○政府委員(小林康彦君) 特定施設に係ります政策融資といたしまして、NTT-Cタイプの融資及び日本開発銀行特別金利融資がございまして、最終処分場または廃油、廃酸、廃アルカリもしくは特別管理産業廃棄物、これらの中間処理施設、こうした施設のうち二種類以上の処理施設、研究開発施設及び研究施設等の共同利用施設を含みます特定施設がその対象となるところでござい

が設置をいたします場合は低利子の融資、こういう制度でござい

○竹村泰子君 それでは、周辺の公共施設整備に対する政策的な配慮ということ、地方財政の措置と国庫補助の内容を自治省、建設省、農林省に伺いたいと思

○説明員(伊藤康君) 産業廃棄物処理施設の周辺の公共施設整備につきましては、御提案申し上げております法律案第十三条におきまして、特定周辺整備地区における公共施設の整備の促進について配慮する規定が設けられているところでござ

自治省といたしましては、当該特定周辺整備地区において地方団体が国庫補助を受けて実施する事業や単独で実施する必要がある場合につきま

○説明員(青山俊樹君) 建設省といたしまして、都道府県が定めます施設整備方針に基づきまして道路や公園等の公共施設の整備を促進することとなっておりまして、所管の補助事業に対する予算配分上の配慮を行っていくことになると思

具体的には、他省庁とも十分連携を図りながら必要な周辺施設の整備促進を図られるように道路とか公園整備等積極的に対応をしていく所存でござ

○政府委員(武智敏夫君) 農林水産省関係につきましてお答えしたいと思います。

農林水産省関係の産業廃棄物でございしますが、そのほとを土地還元いたします家畜ふん尿等もあるわけでござい

ただ、さっきからの話のとおり、これらを処分いたします最終処分場がいろいろな理由で設置が非常に難しくな

ございます。そういったような状況も踏まえまして、特定施設を設置する場合に必要な場合には農林水産省所管の公共施設の整備につきましても積極的にや

具体的な必要な公共施設でございすけれども、それぞれの地区の実情ですとかあるいは整備されます産業廃棄物処理施設の規模等によってもかなり異なるん

○竹村泰子君 それでは、特定施設に対する国及び地方公共団体の指導や助言、その内容を知りたいのですが、特に処理料金の適正化と、それから先日もお聞き

○政府委員(小林康彦君) この法案におきましてNTT-Cタイプの融資の政策融資あるいは周辺公共施設の一体的整備、振興財団によります債務保証等の支援措置が講じられること

で、広く一般の需要に応じられる公共性のあるものであることが必要でございまして、これが確保されますよう整備計画の認定等を通じて指導してまいりたいと思

償う必要がございまして、健全な運営ができるレベルを保つ必要があるわけでござい

の問題もございまして困難な課題と思っておりますが、この特定施設の設置によりまして廃棄物の適正処理が図られますよう国としての指導をしていきたいと思

○竹村泰子君 それでは、先日いろいろな問題点を指摘させていただいたり、お尋ねをしたりしているんですけれども、改めて、全般的に少し確認の意味も込めてお聞きしてみたいと思

特定施設整備事業によって模範的な処理施設の普及を図るという本法の趣旨なんですけれども、特定施設の設置に当たっては小規模最終処分場といえども必要に応じて環境アセスメントを実施するように指導してほしい、環境の保全に万全を期してほしいというふうに思

○政府委員(小林康彦君) まず、ベースといたしまして、この法案におきまして特定施設につきましても、昨年十月に改正をされました廃棄物処理法の強化された規制を受けるものでござい

また、本法案の特定施設につきましては、基本指針の内容として、必要に応じて環境に与える影響を調査、検討し、その結果を特定施設の整備に反映させていく旨記述することについても検討してまいりたいと思

○竹村泰子君 整備計画を認定するに当たって、都道府県等への意見聴取手続を通じて地元の意向を十分に尊重してほしい、いろんな意見が出されておりますから、これは十分尊重してほしいと思

○政府委員(小林康彦君) 特定施設につきま

と考えます。

また、特定周辺整備地区の指定及び施設整備方針の策定に当たりましては、都道府県が関係市町村や港湾管理者の意見を聞き、その意向を十分反映することとされておりまして、地元意向も十分に踏まえた公共施設の整備が行われるものと考えております。

○竹村泰子君 産業廃棄物最終処分場の残余状況にかんがみまして、周辺住民の理解と協力が得られるように、特に特定周辺整備地区における公共施設の整備についていろいろ今お聞きしましたけれども、地方自治体を積極的に支援してほしいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 特定周辺整備地区におきます公共施設の整備は、施設整備方針に基づきまして都道府県、地元市町村が行うものでございますが、それに要します費用につきましては、国や都道府県により地方単独事業に対する地方財政措置や補助事業に対する国庫補助の配分等により配慮されることとなっているところでございます。

また、当該特定施設によって利益を受けます処理業者及び排出事業者等からの出捐によります基金を設けまして、地元市町村等が行います公共施設の整備に対してこの基金から寄附を行うことができ、これにより市町村等の財政負担の軽減に資することとしておととごさいいます。

このような措置を通じて、特定周辺整備地区におきます公共施設の整備について地方自治体に必要な支援措置が講じられるものと考えております。

○竹村泰子君 周辺住民との公害防止協定の締結をあっせんするなど特定施設の円滑な設置が図られるように政府としても努力をされたいと思うんです。本法の趣旨に沿う限り、この間お聞きしました事前協議を妨げることはないというふうにおっしゃったと思うんですけれども、それは妨げられないと考えてよろしいですね。

○政府委員(小林康彦君) この法案の中におきま

しても、特定施設を設置しよういたします者は、基本指針に基づきまして環境保全にも配慮した特定施設の整備計画を作成し、さらに主務大臣は計画の認可の際に環境保全への配慮を含みます基本指針に照らして審査を行い、特定施設の位置、規模、運営などについて環境保全への配慮を行うこととしております。

また、特定施設の整備に伴います生活環境等の変化によります影響を緩和いたしますための公共施設の整備を図りますため、都道府県によります特定周辺整備地区の指定制度を設けておりまして、これらの措置を利用いたしまして、生活環境を保全しつつ特定施設の円滑な設置が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

また、それぞれの地域ごとに行われます施策あるいは方策につきましましては、本法及び廃棄物処理法の趣旨に沿うものでございまして、個別での施策を妨げるものではないものと考えております。

○竹村泰子君 特定施設に搬入される産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物についても行政指導によるマニフェストをつけたい。適用してほしい。これは排出者責任の原則といいますが、だれが何をどこへ捨てるか、これをきちんとやっていただかないと、いろんな問題がこれまでも起きていたと思うんですけれども、搬入される廃棄物の内容、排出事業者を明らかにして搬入管理体制を徹底させてほしい。

この前、私の質問に対して小林部長、行政指導ならマニフェスト制度の適用も結構ですというふうにご答えておられるんですが、それと同時に搬入管理体制をきちんとすれば大丈夫ですというふうな答弁をなさったと私は記憶しているんですが、まだ議事録ができておりませんから見ておりませんけれども。

これは建設省にもお聞きしたいと思いますが、調べようがないんじゃないかと思うんですね。山のような廃棄物の中にちよっぴりもしかしたら有害廃棄物が入っているかもしれない。どうやって

これを調査するんですか、その辺のことを両方にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) まず、最終処分場の運営に当たりまして、排出事業者あるいは搬入者との契約関係をきちりいたすことによりまして、どのどのような廃棄物が最終処分場に搬入されるか、それを事前に把握し、その契約に基づいて搬入の管理を行う、これが一つのポイントであろうと思っております。

さらに、搬入されました廃棄物につきまして、その廃棄物が当初の契約どおりのものであるか、お尋ねのようにそれ以外の廃棄物の混入がないかどうか、これをチェックする制度も組みまして、不適切な廃棄物が搬入され、環境問題を生じないよう、管理体制を整えるよう都道府県等を指導してきたところでございますが、今後もその指導を徹底したいというふうに考えております。

○説明員(風岡典之君) 建設省におきましては、建設廃棄物の適正処理については従来から市街地土木工事公衆災害防止対策要綱というものを定めまして、これによって指導してきたところであります。また、昨年三月には建設省として建設廃棄物対策に関する当面の推進方針というものを定めまして、これに基づきまして、建設廃棄物の処理に当たりましては、まず発生量を抑制するということ、それから再生利用を促進する、それから最終的に処分に至るものにつきましては適正な処理を推進する、この三つの方針のもとに指導してまいりました。

特に、排出事業者である建設業者に対しましては、まず現場で建設廃棄物の分別の徹底をさせること、それから廃棄物処理業者に適正な契約に基づいて委託をするように徹底をしております。さらに、廃棄物の保管あるいは収集、運搬、処分方法、そういったものを定めました施行計画の策定というものを指導しております。

また、特定施設への搬入につきましては、その施設の機能に合致した廃棄物を搬入するということが必要であります。このため、現場におきま

て建設業者が分別の徹底を図ることが最も必要であるというふうに考えておまして、特にそういった点を中心に指導をしているところでございます。

○竹村泰子君 建設省、建設廃材は安定型のところに処分されるわけですね。もしその建設廃材にアスベストがついているのがわかったらどうしますか。

○説明員(風岡典之君) 先ほど申し上げましたように、どういうものが含まれているかということが一番大事でございまして、まず現場におきまして分別の徹底を図るわけでございます。その中に、例えば御指摘のようなアスベストという有害有害廃棄物というものが入っているれば、これにつきましては厚生省の方で指導基準というものが出されておりますので、私どもそれを受けまして建設業者にはそういった適切な処理をするように指導している、こういうことでございいます。

○竹村泰子君 指導していらっしゃるでしようけれども、それをきちんと分離して有害廃棄物として扱うようにという、そういう何か通達とか書類とか、そういうものがあるんですか。

○説明員(風岡典之君) 厚生省の方におきまして、たしか昭和六十三年の七月というふうに承知をしておりますけれども、技術指針というものが公表されております。これにつきましては厚生省の方から建設省の方にも通知をされておりますので、これを受けていろんな機会に私も業界に対しては指導しているというところで、特に文書で通達という形をとっておりませんけれども、廃棄物対策全般の中でそのことについても指導しているつもりでございます。

○竹村泰子君 排出責任省庁としてはそこまでやっていただきたい。これだけごみの問題が地球的な規模で非常に議論がされている中ですから、今後ぜひそこまで指導を徹底してやるということをしていただければお答えいただけるんですが、いかがでしょうか。

○説明員(風岡典之君) 御指摘の問題、非常に重

要な問題だというふうに私も承知しております。厚生省の方とも十分調整を図りながら私どもの立場でもこれからの十分な指導をしてまいりたいというふうに思っております。

○竹村泰子君 それでは、有害廃棄物のことが出たところで、通産省にPCBのことを少しお聞きしたいと思っております。

先日、衆議院議員によってPCBの問題がこの委員会でも取り上げられましたけれども、PCBというのとはどんなものに使われたんですか。

○説明員(佐々木修一君) お答え申し上げます。PCBにつきましては、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律によりまして、昭和四十九年六月から原則的に製造、輸入及び使用を禁止しているところでございます。このような使用の規制がなされる前におきましては、PCBは電気機器、熱媒体、ノーカーボン紙等に使用されていたものと承知しております。

○竹村泰子君 先日、この委員会で取り上げられましたのは変圧器、コンデンサーなどで、これらの数字はお聞きしましたけれども、もう一度聞かせていただければ、変圧器、コンデンサー、それから、今お聞きしたところによりまして、電気機器以外に熱媒体とかいろいろなものに使われている。しかもPCBは液体だけではないというふうにもお聞きしますけれども、どんなものがあるって、どんなふうな形で現存しているか。そしてわかっていられるのは数字を教えてください。

○説明員(青柳桂一君) PCB使用電気機器でございますが、自家発電設備の中に含まれておりますトランスとコンデンサーにつきまして私ども保管台帳がございます。それによりまして、平成四年三月末現在におきましては、事業所数で約十三万六千カ所、コンデンサーが三十三万五千個、それからトランス、変圧器でございますが、これが三万三千個という状況になっております。

ほかの機器につきましてはちょっとデータを今持ち合わせてございません。

○竹村泰子君 どんな形で、固体とか液体とか、

そういうことを教えていただきたいんです。どういう形で今現存しているのか。コンデンサーや変圧器だけじゃないでしょう。

○説明員(佐々木修一君) コンデンサーにつきましてはただいまお答え申し上げたとおりでございます。熱媒体につきましては、この法律を施行する前に、昭和四十八年二月に通商産業省の方でメーカーに付しまして回収の命令を下して回収しております。その液状PCBにつきましては……

○委員長(田淵勘二君) ちょっと聞かなくていいですよ。はっきり言ってください。

○説明員(佐々木修一君) 昭和四十八年二月にメーカーに付しまして熱媒体に使われている液状PCBの回収命令を下し、それに従いましてメーカーが回収をいたし保管をいたしております。その後、液状PCBにつきましては無公害に焼却をいたしております。

○竹村泰子君 そんなこと聞いてないですよ。今どういふ形であるのかと聞いているんです。コンデンサーの中に入っているものもあるでしょう。しかし紙に塗られていたりあるいは固体になっている。そう、そういうものもあるんじゃないか。ちょっと素人だからわからないんですけれども、教えてください。

○説明員(佐々木修一君) ただいま液状PCBについては申し上げたとおりでございます。ノーカーボン紙につきましては、感圧紙でございますが、インクを紙に均一に塗布する、そういう媒体として使われているものでございまして、現在ノーカーボン紙の形で厳重に保管管理をいたしてございます。

○竹村泰子君 それだけで、電気機器とカーボン紙と、簡単に言えば。

○説明員(佐々木修一君) 大きくは以上でございます。

○竹村泰子君 ああそうですか。

いずれにしても、カーボン紙の方はどのぐらいどこにあるかということとはわかっていないんですか。

か。

○説明員(佐々木修一君) ただいまその正確な数字は持ち合わせておりません。

○竹村泰子君 今持ち合わせていないけれども、省に聞けばわかることになるんですか。

○説明員(佐々木修一君) 持ち帰りまして、調査をいたし、御説明申し上げたいと思っております。

○竹村泰子君 先日の衆議院議員に対するお答えでも、コンデンサーだけでも三十三万五千三百ですが、変圧器が三万三千三百、事業所で言えば十三万六千何個がしと今おっしゃいましたけれども、大変な数なんですよ。

そして、紛失届がかなり出ていると。紛失届というのはどのぐらい出ていますか。これは厚生省ですか。

○政府委員(小林康彦君) 紛失届といいますが、東京都あるいは岐阜県におきまして調査をしたところ、保管されているべきものが不明等の件数が八%程度あるという調査があったということは私も承知をしております。

全国的に現時点でどういふ状況かということ、現在私どもまだ把握をしております。

○竹村泰子君 ちょっと恐ろしい状態ですね。あれだけの公害を出したそのものになるPCBですから、もっと厳重管理をしていただかないと困ると思っております。大臣はこの間調査をしますとはつきりとお答えくださいましたけれども、これは国の責任はないんですかね。通産省にお聞きしてもよくわからないし、紛失届はかなり出ていると思うけれどもわからない。

これ、何年かたつて、あすにも起こるかもしれないけれども、あいつた公害的な被害が出てきたら一体だれがどこで責任とるんですか。これはPPPの原則といえますか、使用した人の責任に今任せているわけですか。それはでも暫定的な処分の方だったわけで、当分の間、国のきちんとした処分方法が出るまでという話だったんですよ。これ、いっようなふうにするんですか。

こが責任あるんですか。

○説明員(青柳桂一君) 私ども通産省では、PCB使用電気機器につきましてはいろいろと検討を進めてきたわけでございますが、これまででございますが、基本的には最終処理が最善の方法であらうということ、最終処理を目指した技術的検討、あるいは必要なプラント施設の立地について努力をしてきたところでございます。この結果、安全に処理できる技術につきましては、これはほぼ確立しておるといふふうに言えるかと思っております。しかしながら、最終処理施設の立地につきまして、候補地の地元関係者の合意が容易に得られず二十年余が経過してしまつたというのが事実でございます。まして、まことに残念であるというふうに思っております。

ただ、今後通産省といたしましては、このような実態も踏まえまして、集中保管管理方法とかあるいは効率的な処理体制の整備を含めまして、有効な回収処理方法について厚生省等の協力も得ながら早急に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○竹村泰子君 大臣にもう一度お聞きしたいと思っておりますけれども、大変な有害廃棄物がこういう無責任状態で野放しにされているんです。これは廃棄物の所管省庁としても、通産省としっかりと連携をして早急に処分の仕方あるいは調査、それから回収、こういったことをきちんとしていただきたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) まず、処理施設の整備がまだ整っておりませんので、その保管の指導をしてきたところでございますが、改めてこの問題についてはきちっと調査をしなきゃならぬと思っております。同時にまた、その処理の対策につきましても、まだ我が国においてはきちっとしたものができておらない。管理の徹底を何とかもつと指導しながら、当面通産省と協議しながらこの問題に取り組みでまいりたいと思っております。

○竹村泰子君 回収の責任がどちらにあるか、あるいは国にはないとおっしゃるのかもしれないけれども、

れども、ほつておいたらこれは大変なことになる
と思うんです。ですから、調査は大臣お約束を
してくださいますけれども、これは早い時期に
通産大臣とぜひ相談をしていただきたい。そして
次の機会にはきちんと国の責任においてこういう
ふうな措置をとることができたというものを
伺いたいと思いますけれども、大臣もう一言いか
がですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 保管と管理につきま
して指導するとともに、徹底的にこの問題につ
きましては調査もし、通産省と連携をしていか
なければならぬ、当面、保管と管理が一番大事で
ございます。さらに、その施設の整備につ
きましても、先ほど申し上げましたように、もう一回改め
て調査をした上でこの問題については個々の業者
を指導してまいらなければならぬと思っております。

○竹村泰子君 大臣御在任中にぜひ結論を出して
いただきたい、強く要望しておきます。

それでは続きまして、産業廃棄物処理法及び再
生資源利用促進法に基づく措置との連携を図りな
がら産業廃棄物の減量化、再生利用の推進に積極
的に取り組んでいただきたい。それぞれの産業廃
棄物固有の事情を踏まえながら、社会的、経済的
に安定したリサイクルシステムの構築を図るなど、
総合的かつ効果的な廃棄物対策が行われるよう
努めていただきたいと思いますが、厚生省の御
決意を伺いたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) お話がございましたよ
うに、限られた資源をできる限り有効に利用して
いきますことは現代社会に課せられた重要な課題
でございますし、廃棄物につきましてもその排出
を抑制いたしますとともに、再生利用を進めるこ
とにより減量化を図ることが極めて重要というよ
うに考えております。

改正法におきまして、都道府県知事の定めます
産業廃棄物処理計画に産業廃棄物の減量に関する
事項を織り込むこととしたほか、都道府
県知事は産業廃棄物の多量排出者に対します減量

化、再生利用に関する事項を含む処理計画の作成
を指示できることとするなど産業廃棄物の減量
化、再生に關します規定が前回の改正産業廃棄物
法で盛り込まれたところでございますので、これ
らを利用いたしまして関係者を適切に指導してま
いりたいというふうに考えております。

また厚生省におきまして、現在、減量化、再生利
用に関する研究に取り組んでおりますほか、生活
環境審議会の専門委員会におきまして産業廃棄物
の減量化、再生利用の進め方について御検討をい
ただくこととしておりまして、その結果を踏まえ
さらに必要な対策を講じてまいりたい、このよう
に考えております。

○竹村泰子君 廃棄物処理業に対する委託基準、
先ほどどんな条件かと言いましたけれども、これ
を強化するほか、改正産業廃棄物処理法附則第二
の規定を踏まえて廃棄物が不法に処分される場合
における適切かつ迅速な原状回復措置及び汚染修復
措置、これが実施できるような速やかに検討して
いただきたいと思ひます。

その際、基金の設立を含めた行政措置、民事上
の賠償責任、費用負担のあり方などについて総合
的に幅広い見地から検討をしていただきたいと思
ひますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(小林康彦君) 厚生省では平成四年度
予算におきまして、汚染の修復のための技術開発
を行います研究補助金一千万円を計上している
ところでございますが、これらの技術的な研究のほ
かに、お話ございましたような不法投棄されまし
た廃棄物の原状回復のための行政措置、民事上の
賠償責任、費用負担等のあり方につきまして、今
後諸外国の例も参考にしながら幅広い見地から総
合的な検討を進めてまいるのでございます。

○竹村泰子君 廃棄物問題が国民的な課題とな
っている現在、先にお隣の高桑議員の方から出さ
れておりましたけれども、非常に大事な点だと思
うんですが、廃棄物対策を経済五カ年計画など政府
の経済政策に十分反映させたらどうか、それは検
討していただきたいと思ひますが、いかがでしょ

うか。
○国務大臣(山下徳夫君) 本年の一月に経済審議
会に諮問されました長期経済計画は、生活大
国の実現を目指して、二十一世紀に向かって生活大
国の実現を目指す、こういうテーマでござい
ます。そこで、我が国経済社会の発展基盤を整備する
とともに、地球規模の課題に積極的に取り組み、
世界に貢献していくという、そういう方針でござ
います。

厚生省といたしましては、このような諮問の考
え方に沿って廃棄物対策の推進も重点事項の一つ
として位置づけて、同審議会の生活大國部会に
対しまして二つの点を取り組むように我々の考
え方を提示いたしておるのでございます。その一つは、
急激にふえておられますこの処理につきましての設
置促進を図ることと、廃棄物の減量、リサ
イクルに向けた社会経済システムを構築するた
めの取り組みを進めていく、こういう基本方向に
ついて御説明をし、委員の御理解をお願いしたこ
ろでございます。

○竹村泰子君 廃棄物及びリサイクルに関する統
計を整備して、廃棄物に関する情報の収集、活用
に努めて、国民の啓蒙及び廃棄物行政の厳正な執
行を図っていただきたい。

リサイクルのことを先日からずっと言っており
ますけれども、排出者の責任ということで、ドイ
ツなんかは包装廃棄物法令というのがあって、ド
イツなんかは包装といつても別に包み紙だけのこ
とじゃなくて、トレーだとかいろいろなそういった
細かい物を包んでいるもの、それも全部企業が回
収をしなければならぬ。もちろん自動車なんか
をつくるときにも再生、リサイクルのときのこと
を考へてつくるといふ、そこまでの責任体制を
とつて、そういう生産体制を法律としてとつて
いる国もあるんですけれども、そこまでするの大
変なことも、排出者の責任ということをもう少し
指導をきちんとしていただきたいということを強
く要望して終わります。

○高桑栄松君 それでは、質問をさせていただきます
ます。

先ほど竹村委員からも冒頭に質問をされてお
りましたが、日の出町の管理型最終処分場からプ
ラチック添加剤の汚水が漏れてたという御指摘
が、報道されておたというところで質問があり
ましたが、私が追加したいのは、これまでそのよ
うな管理型の処分場で、汚水を遮断するはずの
ゴムシートが破れて漏れていた、こういった事例は
どれくらいあったのでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 昭和六十年七月に八王
子市戸吹の最終処分場より流出したと思われま
す汚水によって下流の河川が汚染された事故とい
うのを承知しております。

この件について申し上げますと、事故原因を断
定することは困難でございましたが、昭和六十二
年二月に提出されました八王子市の調査委員
会の報告によりますと、何らかの理由によりまして、
埋立地内の浸出水集水装置、遮水ゴムシートが破
損し、その結果浸出水系の汚水が地下水系の地下
水管に浸入をいたしまして、調整池で雨水と合流
した結果、河川を汚染したものと推定されてお
ります。このため、この最終処分場では、地下水に
ついて全量を出水処理施設で処理することとして
対処しました結果、その後には放流されました
水質については基準を超過するものはなかった
と聞いております。

この事故例に見られますように、万が一ゴム
シートの破損等が生じた場合は、まず地下水
の集水管により集水されている水質に異常が見
られることになるというふうに考えております。

○高桑栄松君 今何方所あるかというの何
んですか。
○政府委員(小林康彦君) 私ども把握しており
ますのはただいまの件でございます。
○高桑栄松君 昨日の新聞報道によりますと、今
年三月には、ゴムシートが破れたり傷ついたり
して過去三年間で合計百八カ所が修理されてい
るようになっておりますが、御存じですか。
○政府委員(小林康彦君) ただいま挙げていた

きました数字は、日の出の処分場でその数の破損箇所があった、こういう報道というふうに承知をしておりました、全国の処分場での数という報道ではないというふうに私も聞いております。

○高桑栄松君 いや、私はもう数が多いですから、これは当然全国かどこかかと思つたんですが、日の出だけで百八カ所もあつたんですか。それでは日の出というのは何なんですかね。

○政府委員(小林康彦君) 日の出町の最終処分場は、東京都三多摩地域広域処分組合が設置、運営をしております。一般廃棄物の最終処分場でござい

ます。ゴムシートを敷きます前の下地の整備あるいはゴムシートを敷いた後の保護工等してあるわけですが、ゴムシートの補修をしました箇所が百八というふうに私も聞いておるところでござい

ます。○高桑栄松君 いや、今聞いては驚いたんですけれども、一方所でそんなに故障が起きるといふのは、三年間で百八という平均すれば九日に一回ずつ何か修理しているということになるわけで、これはもう不完全なんというものじやなくて、管理型の意味がないのではないかと今思つたんですよ。

それから、修理をするというのは、ごみが少なければそれはできるかもしれないが、非常にたくさん堆積をされたら、ひっくり返すんだつたらやめてしまった方がいくらいで、これはもう大変なことで、構造を見直す必要がある。日の出という、日の出山荘の日の出ですね。そうすると、米国の大統領などがおいでになって汚水の入った水を差し上げたかどうかと気になったところでありまして、いかがですか、構造を見直す必要はあり

ませんか。○政府委員(小林康彦君) 百八カ所につきましては、組合に確認をいたしましたところ、埋立作業開始前に予防、保全のために百八カ所補修をしたとの報告を受けておるところでござい

ます。ところでございまして、なお詳しい内容につきましては広域処分組合で調査中であるというように報告を受けておりました、その調査結果をもとに厚生省としても適切な指導を考えたいと思つております。

○高桑栄松君 余り厚生省を追及することも意味がないと思ひますけれども、適切な指示があつたんならこういう事故はないわけなんですか。今度起きたのというのは適切でない指示であつた、ちよつと言葉じりをとらえて申し上げればそうなる

か、こういうふうに申し上げたんです。しかし、完全ということとは難しいことはわかつています。私が申し上げたいのは、管理型が安全であるということではないの

ではないか、したがって構造そのものの基準を見直す必要はないか、こういうふうに申し上げたんです。○政府委員(小林康彦君) この遮水シートとい

ますのは、遮水性を向上させるための措置でございまして、このシートそのもので強度を持たせるというものではござい

ません。したがって、シートの接着等埋立て前に補修を要するところが生ずることもあり得るわけ

でございまして、全体といたしまして、土壌汚染についてなんですけれども、アメリカ

のラブリヤナル事件等がありまして、最終処分場の埋立地跡が住宅地などに使われるおそれがあることを私はもう随分前から指摘してまいりました。昭和五十九年、六十一年と環境特別委員会

で質問をいたしました。環境庁は、私のこの提案を受けてだというふうに御返事をいただきました

が、平成元年十一月に廃棄物の最終処分場跡地の管理等について記録を保存する、それを引き継ぐという通知を出しましたという

ことを私は聞いております。厚生省も昨年度の改正で、埋立処分終了時に届け出る、台帳を作成する、閲覧をしても

らうということが法律になったわけでありまして、ここで法務省に承りたいんですが、法務省に前

にも承つたんですが、その当時はどうしても難しいような話でした。今や環境庁も厚生省もこの件

については非常に前向きに、ステップを踏みながらだと思ひますが、前向きに考えておられることがわかつてまいりました。不動産登記の上で、つまり土地の戸籍台帳をつくれという

ことを私は数年前から主張してまいりましたが、最終処分場跡地を不動産登記し

ていくべきであるという考えなんです。○説明員(房村精一君) 先生御指摘のような問題があることは法務省としても承知して

いるわけでありまして、前回及び前回におきまして御説明いたしましたように、現在不動産登記簿には不動産の土地を特定する項目として地番、地積と並

びまして地目を記載するということにしておりまして、この地目は、土地の現況及び利用目的に

応じて田、畑、宅地、山林、こういうような二十一種類が定められております。土地の現在の利用

状況を示すということであればその地目欄が考えられるわけでありまして、この地目は、今も御説明いたしましたように、現在の状況を示す、こ

ういう目的で設けられておりますので、過去その土地が産業廃棄物処理場として用いられていたとい

うような過去の利用形態を公示するというのは地目欄では、現在の不動産登記法の考え方からい

てどうも難しいと思はれるわけ

です。それ以外に、過去この土地が産業廃棄物処理場として用いられていたという

ようなことを登記する事項というものは現在の不動産登記法においては

予定していないものから、なかなか不動産登記簿にそのようなことを公示する

というのは難しいのではないかと

いうことを従前お答えしておるわけですが、今回もうどうも変

わらない回答でまことに申しわけないんですが、そういうことで不動産登記法上はどうも難しいとい

うことを言わざるを得ません。○高桑栄松君 法律屋さんは、ここにもたくさん

おられるかもしれませんが、過去の法律を大変大事になさつて、これは大

事なことだと思ひますけれども、現在までであつて将来がなかなかない

しかし私たちは国民の健康にどうい

う影響があるかということを考

えてきているわけで、今や産業廃棄物にしても埋立地跡の問題に

しても、汚水そのものとか土地そのものから出てくる有害ガスとい

ったことがもうあちらこちら、日本だけじゃなく、むしろ外国でも問題

になってきています。ラブリヤナル事件は、御承知のように、大統

領命令で一つの町を、千何百戸かを全部動かしたというやうなことがあ

つたわけ

です。それはもう当然住民に健康障害が出る前にそれをあらかじめ予

測するとか考える必要があるんで、そういう意味では環境庁及び厚生省

は一步も二歩も、法律上からいえば数歩進んでいるのではない

か、こう私は思ふんですが、法務省にはこれは考えてもらわな

きやいけないんじゃないか、こう思ひます。それで、厚生省に伺

いますが、そういう埋立地跡というものが宅地に変りますと、転

売をされると全部わからなくなつてしまふというところがあるわけ

で、処理業者が帳簿を作成させるということになつていたわけ

ですが、半永久的に保存をしてもらう必要がないか、法務省にか

わつてそういうことが要るのではないかと思ひますが、いかが

でしょう。○政府委員(小林康彦君) 最終処分場に関しまし

て、それを閉鎖後届け出帳を整備し、保管する

ことになっておりますが、保管の期間につきましては現在検討中でございまして、先生のような御意見のあることも承知をしておりますので、内容について適切な期間を定めることにしたいと思っております。

○高桑栄松君 では、次は環境庁に二、三伺いたいと思ひます。

昨年の八月、環境庁は土壌汚染の環境基準を策定いたしました。ごみの最終処分場というものはそれ自体汚染源になっているわけで、環境庁はこの土壌汚染の環境基準を処分場跡地に適用することになっているのでしょうか、いかがですか。

○説明員(細田敏昭君) 土壌の汚染に係る環境基準は、原則としてすべての土壌に適用することとして設定されたものでございます。この場合に、廃棄物の埋立地等環境基準の対象物質の処分を目的として現にこれらの物質を適正に集積している施設に係る土壌につきましては、一般環境中の土壌とは区別して取り扱うことが適切であると考えられることとございまして、適用の除外としていくところとでございます。

お尋ねの廃棄物の埋め立てが終了し閉鎖した後の跡地土壌につきましては、その施設の管理や構造、機能の点で引き続き一般環境から区別されている場合につきましては環境基準を適用しないこととしておるわけでございますけれども、当該跡地がほかの用途に利用される等によって一般環境との区別がなくなった場合には、この跡地土壌にも環境基準が適用されることとしております。

この環境基準の維持達成につきましては、とりわけ過去の土地利用の経過の把握や土地利用転換の際の土壌調査が重要でありますので、これらの点や汚染土壌が明らかになった場合の対策の適切な実施等につきまして、都道府県等を通じて指導してまいります。

○高桑栄松君 環境庁にも一つ伺いますが、これも竹村委員が質問されたことで、私も答弁も承知しておりますが、もう一度聞きます。

新聞報道によりまして、土壌汚染防止法の成立を期しているというふうなことが出ておりましたが、法律を制定するというのは、全く何も考えていないのがばっかり出るということはないわけだ、何かお考えなんだろうと思ふんです。これについての見通しというか意欲というか、そういうことを伺いたいと思ひます。

○説明員(細田敏昭君) 昨年八月に、先ほど申し上げました土壌の汚染に係る環境基準を設定いたしました。この達成維持に向けての汚染原因者等による自主的な取り組み、あるいは公害防止事業団による融資制度の活用等の指導に当たっているわけでございます。

しかしながら、今後の環境基準の運用の推移あるいは土壌汚染の実態把握の進展いかんによりましては、現行の法制度のみでは調査の実施あるいは環境基準の達成が十分行われなくなる事態も想定されますので、土壌汚染の防止、汚染土壌の回復対策等を内容とする法制度の整備の必要性について各方面から指摘も受けているところでございます。

こういう状況で、必ずしも直ちに法制度化を前提とするものではございませんが、今後、土壌汚染に関してどのような対策が必要となるか、またその内容はいかにあるべきか等につきまして、関連の諸施策、諸外国の例、学識経験者の意見等も参考にした上、法制度の面も含め所要の検討に着手したところでございます。

ただ、いつまでにどのような結論を出すといったような期限を定めて検討を開始しておるわけでは必ずしもございませんし、まだ法案等といった具体的な内容に検討が及んでおるわけでもない状況でありますけれども、今後の重要な問題であること認識しておりますので、検討を急ぎまして、その過程で取りまとめ可能なものが得られれば関連の諸施策に反映してまいらうよう努力してまいりたいというふうに考えております。

○高桑栄松君 公害基本法ができて、日本は公害を七つの項目で定義をしたわけでしたけれども、

この中で残っていた問題が土壌汚染だったと思うんですね。これだけが取り残されていた。ですから、公害対策というのは完結をしないんです。土壌汚染防止法というのはその締めくくりの残された公害対策では非常に大事なポイントになっていると思ひます。

新聞報道では三年と書いてありましたね、まあ予定でしょうが。今期限を決めてないとおっしゃったけれども、石の上にも三年とか言いますから、頑張つて三年以内ぐらいでやった方がいいですよ。もたもたしているとまた事情が変わつてまいりまして、環境庁が非難を受けることになるのではないかとこのように思ひます。

それで、不法投棄の問題を厚生省と環境庁に伺いたいんですが、その原状回復に係る費用については、昨年の秋の改正のときに参議院の修正、衆参の附帯決議等を受けているわけですが、この見解を厚生省と環境庁、それぞれ費用負担はどうなっているか伺いたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 昨年十月に改正された廃棄物処理法の附則によりまして、「廃棄物が不法に処分された場合における適切な迅速な原状回復のための方策について、速やかに検討を加えるものとする」との検討事項が規定されたところでございます。

現在厚生省では、平成四年度予算案におきまして汚染の修復のための技術開発を行います研究費補助金一千万円を計上しているところでございますが、これらの技術的な研究のほかに、不法投棄をされた廃棄物の原状回復のための行政措置、民事上の賠償責任、費用負担等のあり方につきまして、今後諸外国の例も参考にしながら幅広い見地から総合的な検討を進めていくこととしておるところでございます。

○説明員(細田敏昭君) 汚染土壌の回復対策に要する費用につきましては、基本的には汚染原因者が負担すべきものと考えておるわけでございまして、

しかしながら、一般に土壌汚染の発生といま

すのは、過去の長年にわたる事業活動に起因する場合が多いわけでございまして、そういう蓄積型の公害につきましては、その対策の円滑な実施に必要な手続のあり方とか原因者の特定あるいは関係当事者の費用負担割合、とりわけ原因者が現時点では存在しない、どこにいたるかわからないといったような場合もあり得るわけでございまして、そういう場合の費用負担のあり方について検討すべきであるという指摘もいただいております。

この点、環境庁としても重要な検討課題と受けとめておりまして、先ほど申し上げておりますような検討の過程で、関連の諸施策あるいは諸外国の例、学識経験者の意見等も参考にしながら今後検討を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○高桑栄松君 それでは、次に医療廃棄物について伺います。

医療廃棄物は昨年の改正の折に特別管理廃棄物として指定をされているわけですが、例えば血液のついたガーゼは特別管理の一般廃棄物である。注射針などは同じ特管でも産業廃棄物である。ところが、いずれも感染性であるということにおいては同じわけですので、これは区別をしないで一緒に処理した方がむしろ目的に合うのではないかとお尋ねですが、どうお考えでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 医療機関から排出されます感染性の廃棄物は、お話がございましたように、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物となる場合が多いと考えておりまして、御指摘のとおり感染性という点では同じ特性を有しているというふうに考えております。

医療の現場で、例えば手術の際、一般廃棄物でございませうと産業廃棄物でございませうと注射針を同時に排出いたします場合に、一般廃棄物と産業廃棄物に分別して処理することは合理的でない場合もあると思ひまして、先生御指摘の点も踏まえまして検討を深めてまいりたいと考えております。

○高桑栄松君 ガイドラインによりますと、感染性廃棄物は原則として施設内で滅菌処理、焼却処理等をするということになっているわけですが、小規模の医療機関ではなかなかこれは現実的には難しいということで、調査を見ますと、一般の診療所では五五〇、歯科診療所では七二〇が市町村にゆだねられていることとあります。そうしますと、むしろ市町村での医療廃棄物の処理体制を確立する、指導するというのが目的に合うのではないかと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(小林康彦君) 感染性廃棄物の処理は、医療機関みずから行います。感染性を失わせる処理あるいは広域的に感染性廃棄物を専門的に取り扱うことができる処理業者によります処理、それから市町村によります処理、これらのいずれかで行われることになるわけとございます。このため、民間処理業者の育成及び廃棄物処理センターの設置によります処理の推進にも鋭意努めてまいりたいと考えているところでございます。

ただ、小規模な医療機関の問題もございまして、小規模な医療機関におきましても感染性廃棄物の処理に困難を来すことがないように、地域の実情に応じまして市町村によります処理体制の整備も含めまして検討を深めてまいりたいと考えております。

○高桑栄松君 それでは、公共施設の整備に関係した質問をさせていただきますが、本法の第二十七条によりますと、建設、自治、農水、運輸、この各省は特定施設の整備計画の認定については主務大臣に加わるということになっております。第十三条によりますと、国、地方公共団体は公共施設の整備促進に配慮するということになっております。

そこで伺いたいのは、きょうは四つの省それぞれにおいていたいて、オンパレードで、主務省としてどんな頑張りをなさるのか、コンテストではございませんが、ひとつ伺いたいなと思ったわけですが、建設省、自治省、農水省、運輸省、順番は問いま

せんが、我々思わん方から手を挙げていたいて、各省それぞれこの配慮というのに応じまして予算、制度面でどのような企画を持っているか伺いたいと思ひます。

○説明員(土屋道彦君) とつ初めに建設省からお話しさせていただきます。

ただいま御審議をいただいております法律案では、関係大臣が定めます基本指針に基づきまして、都道府県が当該特定施設の整備により生活環境が著しく変化をすることがある、そういうふうな認められます地区で、その変化による影響を緩和するということから特に公共施設の整備を図ることが適当である、そういうふうな認められるものを特定周辺整備地区として指定をいたしまして、当該特定周辺整備地区の施設整備方針を定めることができるといふふうになっているわけであります。

それで、国及び地方公共団体はこの施設整備方針に基づきまして道路や公園等の公共施設の整備を促進することとなっております。建設省といたしまして、所管の補助事業に対しまして予算配分上の配慮を行うということになろうかと思ひます。今後関係省庁とも十分連携を図りながら必要な周辺施設の整備促進を図られますよう所管事業の予算執行に当たり積極的に対応をしましてまい存でございます。

以上でございます。

○説明員(高橋徳一君) お答えいたします。特定周辺整備地区内におきまして具体的に必要な公共施設はそれぞれの地区の実情やあるいは整備される産業廃棄物処理施設の規模等によって異なると思ひます。

農林水産省としましては、本法第十一条第一項において定められております特定周辺整備地区の整備方針におきまして、農業用排水路や集落排水施設などの当省が所管する公共施設の整備等が必要となった場合に、補助金の配分に当たっての配慮等を行うことによりましてその施設の整備を積極的に推進してまいりたいというふうな考えて

いるわけでございます。

以上でございます。

○説明員(門司剛至君) 運輸省は、特定施設の整備計画の主務大臣といたしまして、本法第十一条一項におきまして定められております特定周辺整備地区の整備方針におきまして、港湾施設、緑地、広場、道路等の運輸省が所管する公共施設の整備が必要となった場合には、運輸省におきましても特定施設の整備を促進する観点からこれら施設の整備を積極的に支援してまいりたいと考えております。

○説明員(伊藤藤雄君) 委員御指摘のように、本法第十三条におきまして特定周辺整備地区におきまして公共施設整備の促進について配慮する規定が設けられているところでございます。

自治省といたしましては、地方団体が必要に応じて特定周辺整備地区において国庫補助を受けて実施する事業、さらには単独で事業を実施する場合におきまして、その事業が適切にかつ円滑に実施できるよう、その地方負担につきまして地方債や地方交付税による措置を講じることにより、地方団体の財政運営に支障が生ずることのないよう十分配慮してまいりたいと考えております。

○高桑栄松君 私は質問を申し上げるときに予算面というのを申し上げたんですが、各省そろって予算のことが全く触れておられませんでした。この法が成立して初めて予算の要求になるとすると一年おくれですね。これは私よくわからないんですけど、予算のことに触れられなかったのはどういふことなんでしょうか、承りたいんです。

○説明員(土屋道彦君) 予算につきましては、先ほども若干触れたように思っておりますが、建設省の所管の補助事業、道路とか公園とかいろいろあるわけでございます。そういう事業に對しまして都道府県がそれぞれの地区ごとの施設整備方針を定めるわけでありまして、そういう施設整備方針が定められた場合に、必要な所管の補助事業に對します予算配分上の配慮を行っていく、こう

いうことでございます。

○説明員(高橋徳一君) 当省関係では農業用排水路の整備等が考えられるわけでございますが、これらの代表的な事業としましては、かんがい排水事業がありまして、平成四年度予算におきましては総額で二千六百三十三億四千万円計上されております。これらの大部分は予算でございまして、予算執行上の配分に当たりまして配慮することによりまして、これらの施設の整備の促進を図れるものと考えております。

○説明員(門司剛至君) 運輸省所管の予算につきましては、先ほど申しましたように港湾の施設あるいは緑地、広場、道路等がございまして、これにつきましては、私どもも公共事業の枠の中でこの施設の状態を見ながら積極的に配分等に配慮してまいりたいと考えております。

○説明員(伊藤藤雄君) 自治省でございますが、地方公共団体におきましては、先ほど申しましたように国庫補助金を受けて地方団体において予算を計上し実施、または国庫補助を受けずに単独で事業を実施する場合があるわけとございます。それらにつきまして、地方負担部分について地方債の許可、これは自治省の予算には計上してございせんが、地方債の許可、さらには将来の元利償還について地方交付税措置等を講ずることによって当該地方団体の事業実施、さらには財政運営に支障が生ずることのないよう措置をしましてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○高桑栄松君 再び法の精神にのつたお話で、精神訓話ばかりだったように思ひますが、大臣がにこにこしておられるので、何か御意見がありそうな気がいたしますので、ひとつ関係ペーランの大臣に何かコメントをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) 各省から今それぞれ御説明がございましたが、実際問題として、これらの予算につきましては、これは各局、課でもいろいろな配分されておまして、いきなり先生の御高説に対して、御高説というのかそういう御質問

に對して的確に答えるのは無理かなと思つて、私もそういう意味で実は若干笑つた点があるんでございませうが、そういう点で各府庁一生懸命やつてくれると思つておりますから、どうか御信頼いたしたいと思ひます。

○高桑栄松君 大臣がそうおっしゃるんで、皆さん一生懸命やつてくださるということで一応了解させていただきます。

その次ですが、地球環境保全について、私は、我が國に對する期待が大きいと質問で実は言おうと思つたんですけども、期待が大きいというのをいろいろ考へてみたら、我が國のお金に對する期待のように思ふんで余りおもしろくない。これは余計なことでしたが、まあ言つちやうなんですけれども、そうじゃなく、地球環境保全について先進國として我が國が果たすべき役割が大きいと、こういうふうには思つて今申し上げるんです。

ところで、我が國はまだバーゼル條約に加入してない、地球サミットも目の前に迫つておる、先進國として我が國はそれでは恥ずかしいのではないだろうかと思ふんですが、外務省に伺いたいんです。加入を前提とすれば国内法のいろいろな整備などが必要であらうと思ふんです。そういうことを踏まえて加入の手続をいつごろをめどに考へておられるか、伺いたいと思ひます。

○説明員(花角和男君) 外務省としては、この條約は國際的に協力いたしまして有害廃棄物の國際的な枠組みを定めるものでございまして、人の健康、生活環境の保全にとりまして極めて重要な條約であると認識しております。また、六月にブラジルで地球環境サミットが開催されますなど、地球環境問題に關する國際的な関心が高まつてきておりまして、できる限り早期にこの條約を締結することが望ましいと考へております。

また、本條約を締結するためには、我が國が條約上の義務を履行するための国内法制の整備を行う必要がございまして、今政府部内で鋭意検討を行つておるところでございませう。外務省としまし

てはできる限り早期に政府部内における調整を了しまして、本條約締結の御承認をお願いしたいと考へておるところでございませう。

○高桑栄松君 地球サミットに間に合わせるというお考えだったんでしようか、どうでしょう。

○説明員(花角和男君) 現段階では、今政府部内で鋭意検討中でございますので、国会への提出時期等について具体的に申し上げる段階ではございませぬけれども、できるだけ早期に検討を了するよう鋭意調整を進めたいというふうには考へております。

○高桑栄松君 それでは、ちやうど時間になりますので、大臣にまともていただきたいことを申し上げたいと思ひます。

昨年の改正で産廃の排出事業者の処理責任を全うさせるために必要な委託基準、処理基準を政省令で定めるといふことになっております。これは大変重要な課題であると思ひますが、厚生省はしっかりとこれに取り組んでもらいたいと思ひます。

なお、先ほど触れましたが、公害の中で取り残された対策の中で、土壤汚染であるとかあるいは有害物質の産廃処理などが残された課題の大きなものだと思います。これらの多くの課題の解決に向けての大臣の御見解、御決意、そういったことを承りたいと思ひます。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいまおっしゃいましたとおり、産廃物の処理法の施行期日が七月の四日でございませう。この日までに政令を整備しなきやなりません。しかし私は、七月四日までにすればいいんだという考えがなくなつて、一日も早くこれは成案を得るべきだといふことで厚生省内の担当者を含め指導いたしております。

それから、今おっしゃいましたその中でも、特に土壤の汚染等につきましては、先ほど答弁がございしましたけれども、これは古くからの歴史的な経緯と申しますか、そういうものがあるものもあるし、工場がつぶれて一体だれに言つていいのかわからぬというのがあります。あるいは汚染物質

が最近判明したということもございませう。いろいろなケースがありまして、これらを今直ちに製造者の責任であるといふことで製造者を早急に探し出すといふことは實際的に不可能な面がございませう。だからといってこれを全部國の責任とするならば、それに要する費用といふのは莫大なものが必要でございませう。

ただいま申し上げましたようなそれぞれの問題につきましましては、今後なるべく早く正確にその原因を究明いたしまして、未解決の問題の多いこの問題については通産省等とも共同で調査を進めて、先生の御趣旨のようにこれが解明に努力をしまひたいと思つております。

○高桑栄松君 ありがとうございます。

○香取タケ子君 それでは、同僚委員からもう既にお話がありましたんですが、多摩の日の出の処理場における事故の問題であります。

これは私一言だけお聞きをしておきたいと思ひますのは、実はちやうど驚いたんです。というのは、この日の出地帯といふのは二十七地方団体のいわゆる組合方式ですね、一般の民間の処理施設ではなくて自治体の広域処分組合という形でやつておられるところであつて、しかも一廃だ。地方自治体の一廃での集積の中でこういう汚染が起つたといふことで、これは非常に大変なことだと思つたんです。

というのは、地方自治体の組合でやつておるんだから民間よりはちやうどはましかと思つておられる、公的な要素があるんですから。もしこういう組合立の処理場でこういうことが次々起つてくれば、しかも一廃で起つておるということになれば、民間業者がやつておる場所でもつと起つてくるんではないかといふ心配をするわけですが、その点は先ほどからの御答弁を聞きまして、そういう事故がどれくらい起つておるのかといふのはよくわかつていないといふお話でございませう。これは放置できないのではないかとと思ひますが、対応をどうお考えになりますか。

○政府委員(小林康彦君) お話のように、日の出

町の最終処分場は一部事務組合の形態での設置、運営でございませう。性格といたしましては市町村と同じものでございませう。個々の市町村では最終処分場が求められないという状況がございまして、一部事務組合を結成し、東京都の指導を受けながら最終処分場の整備、運営を図つておるケースでございませう。

構造、あるいは施設につきましてレベルの高いものでございまして、私も今まで受けております報告から判断をいたしますと、地下水汚染の状況に至つていないといふふうには判断をしておりますが、報道等もございませうので、東京都を通じて状況の把握及び組合を中心にしたしまして行われまます調査等につきまして十分状況を把握し、必要な場合には指導をしたいというふうに考へております。

○香取タケ子君 多くを申し上げようと思つていないんですが、民間の最終処分場で起つたといふのはこれは幾らもある。しかし、東京都の御指導のもとに一部事務組合で、しかも管理型式の一廃処理場でしょう。だから、そういう点では堅牢だ、確実だといふふうにお考えになつておられたところで起つておるという点では、これはよく御調査をいたして、他のところはどうか、これはよく御調査をいたして、他のところはどうか、大して何にもなかったんだと、あるいはあつたんだといふことであれば他の民間の一廃処理場についても放置できないのではないかとと思ひます。その点のお考えがあれば伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) まず、この件につきましまして正確に実情がどうであるか、地下水汚染の懸念があるかないか、そうした實際の状況を正確に把握することが第一というふうには私考へております。その結果、一般的に注意を喚起するあるいは指導を強化する必要があるような要件がございしましたら、これを契機に指導の強化に乗り出したい。現状といたしましては、まだどういふ状況であるか、果たして地下水汚染があつたのか、かつたのか、その辺の事実關係の究明、整理がま

ず第一というふうに考えております。
○香脱タケ子君 それじゃ、本題に入りますが、本法案に絡む問題ですが、産業廃棄物の事業者の責任というのは明らかに法律で明記されておまして、排出責任者は適正な処理をみずから責任を持って行うということが大前提であるということでは明らかであります。

今回の特定施設の整備では、一定の公的関与をしてモデル的な施設をつくるんだということが前回もいろいろと御開陳があったわけでございまして、一方では、どんどん激増する産業廃棄物の量からいいますと、私、この前お聞きをいたしましたら、全体の産業廃棄物の全量から特定施設がカバーできるのはせいぜい一割程度だということお答えでございました。そうなるまいですか、残りの九割というのは従来どおり民間の施設で対応されるを得ないということになるわけですね。

そういう点では、時間が非常に短いですが、私まとめてお聞きをしたいと思います。一方では民間も含めて処理場が大変逼迫をしている。だから、また勢い、当然の成り行きだと思いますが、不法投棄が続いていく。

不法投棄の状況というのは、警察庁の資料によりますと、平成元年から二年までの間に重量ベースで二倍以上ふえているという、こういう激増ぶりでありました。そういう点で、国民の廃棄物に対する印象というのは不法投棄を通じて非常に不信感を持っていると思いますので、その辺について少しお聞きをしておきたいと思うんです。

例えば、これは前回も私最後に申し上げましたが、香川県豊島の例ですね、昨年九月の廃掃法の改正のときにお聞きいたしました御指摘を申し上げました。そのときに部長はこういうふうにお答えになつておられる。もう一遍言いますね、「関係者の協議の場を設けましたし、指導を強化することによりまして、極力迅速に現状回復が行われるように努力しているところでございます」と。それは九月二十四日のことでございますが、今どういふふうになっているか、御承知でございますか。

したちちよつと簡潔に御報告をいたしたい。

○政府委員(小林康彦君) 香川県豊島の件でございますが、厚生省も協議の場所の設定等に力を入れています。関係者の打ち合わせ、事務的分担等を図ってきたところでございます。そういったしまして、排出企業あるいは途中の中間処理業者等処理の体制が組みますところにつきましては処理の体制を組み、協力、問題解決に努めてきたところでございまして、残念ながら現在の時点で全体につきましては解決の方策がまとまり切ったという状況ではございません。引き続き関係者との協議を通じながら問題解決の道を香川県を中心に探っているという段階でございます。

○香脱タケ子君 それで、現場の報告等を聞きますと、私も現場へ行ってきたのでよく存じておりますが、一番量の多かったシュレッダーダスト、依然として十七万トンがそのままだと。それから製紙汚泥は、県の御意見では一万トンだとおっしゃっておりますが、三万トンではないかというふうな言われ方しております。製紙汚泥からはダイオキシンを抽出する心配もあるのではないかと、検査を果に要請するというふうな意見も出るなどというところが今なお続いております。

そこで、なぜ現状回復が簡単に進まないのかということなんです。これは兵庫県の報告を拝見していろいろやられたようだけれども、立件ができなかった。排出業者に対する法的責任も問えなかったというふうな状況がありまして、県が県議会でもう言っているかというところ、非常に厳しい状況でございます。そういうことで全面撤去に關しては法的責任が問えないとするなら、事業場内で現状でどうするかという問題があり、私どもの解釈としては、法的な枠内では一応豊島問題についてはこれ以上追及できないのではないかと考えておると。だからしたがって、これはもう現状回復のしようがないので、どういふことを言っているかというところ、その十七万トンや製紙汚泥を封じ込めるかあるいは現場で焼却するかということ

考えて、焼却するというのなら焼却施設をつくって、いつそのこと西日本のシュレッダーダストを全部持つてくるような新たな施設をつくつたらどうかなどというのを言うたということ、これは県ではお認めになっております。

現場の島の方々は、現状回復をとにかくやってほしい、撤去してほしいというのが最大の要望であつて、ごみの山をつくられてそこへまたごみの処理場を持ってようかなんというの、これは島民の感情逆なでもないところなんで、何としても現状回復をやつてほしいということを強く要請をしているのであります。

なぜこれがうまく進まないのかということについてはどういふ御見解でございましょうか。
○政府委員(小林康彦君) 現状回復につきましての第一の責任は、その原因をつくつた者でございまして、さらに、委託業者に委託をいたしました処理をさせました場合、適切な委託でない場合には排出事業者にもその責任を問うことができる、こういう制度でございまして。

現在のところ、その責任を、全体の処理を行いますのに必要な経費、これを負担するだけの状況にないというところが一番の原因であらうと思っております。そのため、処理費用の負担をどうするかという点も含めまして引き続き香川県を中心にして検討が続けられているところでございます。

○香脱タケ子君 結局そうなんです。排出者は三社やそうなんですけれども、二社は法的に責任ないんだから知らぬと、一社は少々の金は出すけれども大して間に合うほどの金は出せないと言っているわけでしょう。それで豊島観光の立件された御本人は、これはもう金もないし、どうにもようしない。そうしたら、もうやり得られ損といううまで現状回復ができないという結果になる。

私はこういうことがなぜ起こるか、そして現状回復をどうするかというところを本気で考えない、新しい特定施設はどんなきれいなものをつくりますかと言われても、国民はなかなか信頼できないということになると思うんです。

これは、一つは排出責任者が本当に責任を負えるように、今度の廃掃法では負えるんですね、きちんと。もう一つは、同僚委員からも大分言われましたけれども、マニフェスト制度が、特定物質だけではなしに産業廃棄物についてはこの業者がどの手を通じてどこへ持つてきたかということがきちんとかわかる制度が確立されるということが非常に大事ではないかと思うんです。その点についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(小林康彦君) マニフェストにつきましては、改正産業廃棄物処理法におきまして特別管理産業廃棄物に適用することとなっておりますが、その他の産業廃棄物につきましても行政指導によりまして普及、定着を図りまして、その状況を見ながらマニフェストの対象につきましては検討をしていきたいというふうな考えでおります。

○香脱タケ子君 それで、事業者の責任というのは、排出者の責任でということになるんですが、そうじゃないんですか。その辺のところはどうもちよつとよくわからない。

金がないから現状回復できないんだというんですね。シュレッダーダストといつたら、御承知のように自動車ボディが中心でしょう。自動車のダストですよ。それが金がないから現状回復できないと言っているけれども、そうすると、法律に明記されております事業者というのはだれを指すんですか。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物の処理の形態、段階によりまして事業者がだれに当たるかというのは判断されるものというふうな考えでおります。自動車を解体し、シュレッダーするということ、解体を考へますと、まず第一は、その解体をいたしました者がそこから出ます廃棄物につきましても責任を持って処理をする、これが第一の考えというふうな考えです。

○香脱タケ子君 私は、排出者あるいは事業者といえ、自動車なら自動車の製造者かと思つていて、これは私の誤解でありましたけれども、自動車を解体してそしてシュレッダーダストを出した

業者がここで言うている事業者なんですね。

だから、そういうシュレッダー屋というのはどんなことになっておるのかということなんです。京都の八幡市にありますもぎとりセンターという有名な自動車の解体の広大な地域があるんですが、たくさんの会社がありますが、私、その実態を見て驚いたんです。それはもうあらゆる自動車がありまして、部品はありますし、型式が古くないようにした部品でもそこへ行ったら大抵手に入る。それを全部もぎ取って、そして後はシュレッダーにかけて、シュレッダーダストをつくっているわけです。

その社長がこう言っていました。こんなことをやられたんじやたまらない。その一つは、うまくいことを言ったと思っただけで、つくりつ放し、使いつ放し、捨てつ放しだと、そして後始末を私どもにこうして押しつけられていたまらない。そしてアメリカのくず鉄が下がったからということと鉄がどんどん値段が下がる。これではなかなか責任を持ち切れないんだということを言っておりました。これはそのとおりだと思いました。

この辺については、現状回復をそういうシュレッダー屋さんに排出者だということとやらせるということだったから、何億、何十億とかかる現状回復のための経費というようなものではないのではないかと思えますけれども、その辺はどう考えているんですか。

○政府委員(小林康彦君) 自動車の解体につきましては、解体をし、そこから有用物を取り出し、不要の部分を廃棄物として処分する、これは一つの事業でございます。したがって、解体業につきましても、適切な廃棄物処理をする責務を負いながらの事業というように考えております。

ただし、最近の部品の構成の変化あるいは鉄くずの市況の低落等によりまして、かつてはどんな廃車でございまして買い取って解体をしても採算に合うという状況もあったわけでございますが、最近はその状況が崩れまして処理料金をもらわないと業として成立をしない、こういう状況に

一部なっております。こうした点もございまして、路上での放置自動車もふえるという状況になっておりますので、路上に放置をされました自動車につきましましては、市町村がそれに関与して処理をいたします場合には、自動車メーカーがしかるべき寄附をすることによって費用を負担するという制度も動き始めたところでございます。

しかしながら、事業といたしましては、それだけの事業の場面面で廃棄物の処理の確に行っていく、これが廃棄物処理の上では原則というふうに考えております。

○省脱タケ子君 私は豊島の問題については、これだけ全国で有名になっておりますから、住民の要求に基づく現状回復ということについては強力な指導を行って、ぜひ実現をしてもらいたいと思えます。これをまずお聞きをしたいんですが、どうですか、簡潔に。後で大臣にまとめてちょうと聞きますから。

○政府委員(小林康彦君) 私どももいたしまして、香川県、徳島県を中心にして、この問題の解決に力を入れていきたいと思っております。

○省脱タケ子君 時間がもう迫ってまいりましたので、通産省もおいでをいただいていたんですが、通産省にお聞きできないかと思えますけれども、私は厚生省の廃掃法あるいは今度の特定施設でも、今の日本の国における生活の中の後始末だけやっていくわけですね。後始末をやるためには流れの根元をきちんとしてもらうということをもっと積極的にやらないと、とにかく流れてくるのをどうしようかと、少しでも減らしてもらいたい、いや何とか辛抱してもらいたいというようなことでは間に合わないんじゃないかと思っております。

というのは、解体屋の社長が言うたつくりつ放しだと、つくる方は最後の捨てつ放しになったものについての責任を負わない。こういう状態というのがだめだということとサイクル法も昨年成立をされているわけですが、我が国は資源の乏しい国で外国からほとんど輸入をしないと資源

がないわけですから、そういう資源の有効利用ができるように、自動車にしても家電にしてもすべての物質にしてもそういうことが必要であらうと思っております。

私、路上の放置自動車の問題とか、あるいはモデルチェンジャーなんかももう本当に早いです。これはお聞きして御意見を聞こうと思いましたが、これも時間がありませんからやめますが、何しろテレビでもVTRでも掃除機でも通産省が御調査になったのを見たら大体一年未満でモデルチェンジャーをしているんです。洗濯機でも一年半という状態。モデルチェンジャーしたら利用者にとってはまた型が古くなったということになる。あんまり古くなると部品はなくなるということで、部品がなくなったら廃棄物になるんですよ。御指導は通産省に積極的な対応をお願いしたいと思っておりますけれども、きょうお聞きする時間がありません。

厚生大臣、産廃にしても一應にしてもそうなんです。根元からどういうふうにして減らしていくかという点について、先ほどもお答えになっておられましたけれども、企業が自分の責任で最終処分まで考えて再利用あるいは研究開発、そういったものをもっと積極的にやってもらわなかったら、埋め立てる場所を探したり、少々周りに緑をつくって格好つけてみたって、この狭い日本はごみの山になってしまおうと思っております。

その辺のところを、各省の共管にもなっておりますようでございますけれども、何といたしても厚生大臣が主管大臣でございますから、通産省などに積極的に働きかけて、そういうごみの根元を、製造、販売の段階からきちんと減らしていく、減らすことのできる体制、これを強力にやっていただく以外に道はないのではないかと思います。御決意をお伺いしておきたいと思っております。

○国務大臣(山下徳夫君) すべて物は最後は廃棄物になると思っております。例えば変な例ですけれども、人間にしたらってそうですよ。私は運輸大臣をやりました、救急車が来て、息が切れていると救

急車が帰って霊柩車が来る。霊柩車はトラック協会なんです。あれは貨物自動車として扱ってあるということでございます。人間ですらそうですから、したがって物はすべてごみになる。

こういう判断に立つならば、まずそれをつくった人の責任であることは当然でありますから、廃棄物になったらどうしようかということよりも、今申し上げたように、つくること責任をもっと明記し、強く打ち出さなければならぬと思っております。さっき車の話がありました。横浜市において路上に放置された廃車を調査したら千三百何十台あったということございまして、自動車置き去りにされているのを一体どこまで厚生省がやるのかねと、実は私も首をかしげたんでございまして、現行制度ではそうなのではないかとございまして、それから、私は通産省とよく協議しながら、すべてはごみになるんだから、まず最初にそれをきちんとすべきである、そういう考え方に立つて物をこれからつくり売るといふ体制をつくるべきだと思っております。

○省脱タケ子君 終わります。

○委員長(田淵勲二君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時十五分まで休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後一時十六分開会
○委員長(田淵勲二君) ただいまから厚生委員会再開いたします。

休憩前に引き続き、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○栗森壽君 まず最初に、厚生省並びに厚生大臣に見解をお尋ねしたいと思います。

一つは、今度の法律で財団ができることになったわけでございますが、この財団に民間の拠出分としてたしか八十億ですか、金額が明示されてい

ます。そこでお尋ねをしたいんですが、私が見た一つの雑誌でございまして、厚生省が財界に対してこの八十億円の出資を経団連と交渉したという記事を見ました。

私は二つの意味で問題があると思います。一つは、法律がまだ通ってないにもかかわらず、そういう交渉というのが果たしてあつていいのかどうかというのが一つ。二つ目に、そもそもこの種の基金というのはどういう基準で拠出をしていただくかということについて全く明確じゃない。それにもかからず、仮に経団連とその種の交渉をしたとしたら、これはいかなる法や論理に基づいてやられたのか、このことについて、あつたのかどうかを含めて、まずお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) この法律の中にございまして産業廃棄物処理事業振興財団に對します拠出でございまして、法律は審議をいたしておるところでございまして、国といたしましてはこの助成のための予算措置もしておりますし、地方公共団体においても準備をしておりますので、内々の説明及び法律が通りました後、ぜひ協力、参画をいただきたというところで、経団連に對しまして現在提出をさせていただいております法案の内容及びその後の進め方について説明をしておるところでございまして。

○栗森喬君 いつと、だれとだれがやったのか明らかにしてください。

○政府委員(小林康彦君) 日には、何回かやっておりますが、私どもの方は私、部長、課長、室長、そのレベルで説明をしておるところでございまして。

○栗森喬君 相手。

○政府委員(小林康彦君) 相手は、経団連の事務局及び経団連の中に廃棄物のための部会が設けられておりますので、その部会長初め部会のメンバーの方々でございまして。

○栗森喬君 経団連の責任者はどなたですか。

○政府委員(小林康彦君) 本件の責任者ということではなくて、経団連としての意思決定なり判断

断をされるということになりますと会長であらうと存じますが、私ども、会長ということではなくて、事務局及び廃棄物専門の部会に説明をさせていただいておるところでございまして。

○栗森喬君 私は、折衝をしたときの相手の責任者の名前を教えてくださいと、こう言っているんです。

○政府委員(小林康彦君) 事務局としては、内田常務理事でございまして。

○栗森喬君 何回かやられたということですが、まず私は、法律も決まってるのにその種の財界との折衝があつていいのかどうか、これは重大な問題だと思います。少なくとも皆さんが法に基づいて忠実に行政をやるのは結構ですが、まだ決まってるのに、今、部長も含めて、相手も常務理事だと、それぞれの実質的な決定権を持った方々が法律も決まらないのにそういうことを折衝して果たしてよろしいものなのかどうか。このことは私は法の精神、行政のあり方から見たら問題があるのじゃないかというふうに思いますが、このことは部長と大臣から見解を求めたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) ただいまのお話はごもっともでございまして、ただ、こういうものはやはり早急になるだけ早くやらなきゃならぬという気持ちで我々ももちろん持っております。したがって、御指摘のとおり、通りもしないものを先約束は何だということですが、これはあくまで、もしこの法律が通過したら御協力願いたい、こういう立場で現地に赴いて御相談をしたことだと思っております。

○政府委員(小林康彦君) 補足的に申し上げますと、この法律では振興財団の指定の規定でございまして、財団の設立そのものは民法によりまして設立ということにございまして、この法律において設立されるという行為でございせん。そういうこともございまして、法律の御審議と並行しながら今後の進め方につきまして協議をしますことは、私も許可される範囲というふうに判断を

して説明をさせていただいてきたところでございまして。

○栗森喬君 民法の規定だと言われますが、じゃ今度の法律が通らなくてもこの財団法人はつくれたりつくつたりできたのですか。そしてまたこういう提出をやるのが、今言われたように、民法上の別の規定で任意にできるんだからこの法律は関係ないという見解でやられたんですか。

○政府委員(小林康彦君) 形式上は民法により設立することができるところでございまして、その設立の流れといふまじょうか、ねらいはこの法律の指定を受けてという流れの中での設立でございまして、設立とこの法律とは密接な関係がござい

ます。ただ、内容的にいろいろ準備をいたします点につきましては、国の予算もそうでございまして、法律の内容をある程度予想しながら内々の準備を進める、相談を進めるということとは、この問題が非常に緊急を要しているという点もございまして、その手順を並行しながら進めてきたというところ

でございまして。

○栗森喬君 私は今の説明を聞いてどうしても納得できないのです。というのは、その種のことに

ついては、法律が決まってからやるのは当然必要ならしなきゃならないと思ひます。

それからもう一つは、集め方の問題も含めまして基準が明確にならないのに、この種のことで少なくとも責任者たる部長と相手の方と会つてそういうやりとりをするということが、特に行政と財界のあり方とか、お互いにそれぞれのあり方が今問題にされておるときに、皆さんがそういうふう

に正当化するんでは問題です。私はこういうことは基本的には適切じゃないという立場で答弁をきつちりしていただかなければならないと思ひますので、そこを大臣を含めて見解をいただ

きたいと思ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほど申し上げましたように、おっしゃる趣旨はよくわかるんでござい

ますが、産業廃棄物というのは企業の責任でござい

ます。したがって、企業の総元締めは経団連でございまして、まずこの法律が通つたならばそういう意味において代表である経団連でお願いしたいという趣旨であつたらうかと思ひます。で、どうぞひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○栗森喬君 大臣、今言われたのと大分ニュアンスが違ふと思ひます。何回か会つて具体的な詰めをやつておるわけですか。まさに言われるように、産業廃棄物は事業者責任だし財界の責任者は経団連だと言つても、経団連というのを政府が一つの交渉団体として指定したのなら別です。少なくとも任意に割り当て、経団連というのは私は任意団体だと思つています。そういうところとの交渉を了解してくれということでは私は納得できません。少なくともこういうやり方は適当

じゃないという立場で、そこは見解をいただきたい、こういうふうに思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 私ども、経団連に對して説明をしておりますのは、国でとりまいた予算措置及び法案の内容、予想されます制度の枠組み、こういう点でございまして、お話のございました

割り振り等につきましては経団連が中心になつての検討ということで、私もまだその検討に加わつていない状況ではないという段階でござい

ます。

○栗森喬君 中身を聞けば聞くほどわからないといふのは、少なくとも産業廃棄物が事業者責任だ

というなら、どういう立場で、どういう人に、どのぐらゐの割合で、どうやらうかというところが行政の見解も明確にされなきゃならぬ。経済界といふことで経団連にどんぶりばんと、果たしてそれが本当に適当なのかどうか。といひますのは、比較的多く出す部分と出さない部分と、そういう基準があつて、それぞれ私の知っている限りじゃ産業廃棄物のための業界も幾つかございまして。そういうところも含めていろんな関係調整をどうやつてやるかということについて、行政と業界の

関係がそんな不透明なままではこの問題が処理されるというのには私は適当ではないと思ひます。

さらに答弁を求めます。

○政府委員(小林康彦君) 関係する業界、いろいろのものがございしますが、私どもいたしましては経団連が中心になって検討していただくのが適当であらう、こういうことで全体の枠組みの説明をまず経団連にさせていただいて、こういう段階でございします。

○栗森喬君 大臣。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどからるる御答弁申し上げたんでございますが、とにかく早く通して早く実施に移したいというひたむきな純情な気持ちでやっているんでございますから、どうかその点はひとつ善意に御解釈を願いたいと思います。

○栗森喬君 お互いに守るべき原則というのははっきりしていると思います。

法ができてない、まだ国会で審議している。それで、そういうことについてそういう発言を認めるというのは、国会の審議を何だと思っているんですか。通さなくてもよろしいんですか。じゃ、私もそういうことについて、皆さんが準備だといっているんなことを言いながら基準も明確にしないことについてやるのは、それは国会軽視と違いますか。もう一度お尋ねします。

○国務大臣(山下徳夫君) ただいまの件は、今申し上げたように、これはまだ審議中で通っておりませんから、もしも国会を通過して実施の段階になったときにはお願いいたしますという前提でお願いしたと思いますから、その点は誤解のないように。

○栗森喬君 私は、厚生大臣の認識と部長が現実に行っていることは大分答弁開いておたらニユアンスが違うと思います。こういう法案を用意して準備しているから、これから財界にお願いしますという一通りのごあいさつというの、これも適当な度があるけれども、そんな程度の話ではないと思う。数回にわたって相手の責任者と部長が会って、そのことについて論議をしているというところは、私はやり方として、法律といいます

か、国会の審議のあり方との間でこういうやり方を十分注意をしてやってもいい。そういう意味で言っておるんですが、何となく理解願いたいと言っただけではちよつと認識違うので、そこはもう一遍びちつと整理してください。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどから申し上げるように、御趣旨はごもっともでございます。若干そういう面においては配慮が足りなかった面があるかもしれませんが、気持ちはひとつどうか御理解いただきたいと思います。

今後こういう点は十分注意してまた運んでいかなきゃならぬと思います。

○栗森喬君 気持ちの部分というが、今、大臣が直接衝に当たっている段階ではございせんから、それは部長に對しても十分、法律以前にそういうお金にかかわる問題や業界との意見調整というのは、こういう格好で論議があり、いろんな問題があるときにはやってほしくないという希望を申し上げて、具体的の中身に入ります。

今のことも関係をするんですが、今度の財団の性格にもかかわるんですが、民間拠出というのは、どういう基準で、何を物差しにして、どの業界に、どの程度の拠出を、これはあくまでも私は任意だというふうな理解をしています。任意だとしても一定の見解というものをきちんと示さなかったら、本当は適当じゃないと思っております。

産業廃棄物は排出者責任といいますが、間接的には製造者責任も含めてあるわけでございますから、それぞれの人たちに対してその種の負担の原則みたいなものがある程度明確じゃないというやり方は、これからの産業廃棄物に対する基本的な原則や、いわゆるPPPといわれる原則を含めまして、あいまいにしてしまふんではないか、こういう気がいたします。したがって、今後のこの基金なり、先ほどから同僚議員から最終処理にかかわる費用負担の問題について出ているんですが、この種のことに政令やその他でどういうふうにくのか、その辺の見解をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小林康彦君) 振興財団の基金につきましては、総額百二十ないし百三十億円を予定しております。その内訳をいたしましては、国及び地方公共団体で四十億円、民間から八十ないし九十億円という予定でございますが、見込みを立てておるところでございます。

この財団の設立はこの法律に基づくというものではございせんので、国がその割り当てにつきまして、この業界に幾ら、この業界に幾らというふうな、国として金額を示して協力を求めるというよりは、産業界が話し合いによりまして拠出の具体的な内容をまず御検討いただくのが適当ではないか、こういうふうに考えまして、現在経団連が中心になりまして拠出金の具体的な割り振りについての検討に入っている状況でございますので、その結果を待つて厚生省としての努力をしたというふうな思っております。

産業界におきましては、産業廃棄物の排出量あるいは委託処理量などの要素を勘案して検討が進められているというように聞いておりますが、まだ内容的にこういうことという案をいただいている段階ではございせん。

○栗森喬君 今後この問題については、一定程度の経過が煮詰まった段階でさらにお尋ねをしたいと思いますが、私はいろんな問題を現実には内包していると思ひます。

債務保証をするために、民間業者なら民間業者が特定施設をつくるときに債務保証をしてもう。ところが、処理の仕方に問題があったり、倒産をする。そういう問題になったら、債務保証をしていたら当然それを払わなければいけませんね。倒産をするような状況のときは、おおむねさまざまな懸念があるように処理が適当でないというケースは幾つか出ておる。そうすると、そういうものを含めて、総体的に結果として最終責任はそこが負う。したがって、その負い方について国や地方公共団体もかわつていたら、当然それが分散して、またしてしまふ。逆のそういう立場から考えるとかなり問題があるだけに、私はお金の負

担の仕方の中で、単に民間業者が利益を得るだけではなく、将来のそういう起こり得るさまざまな懸念に對してもちゃんと対応できるような、政府なり地方公共団体の指導が絶対に必要だと思ひますので、念を押してそこは申し上げておきます。ほかの質問に時間の関係もありますので移ります。

次に、今度の法律の中で産業廃棄物は広域処理、つまり国内で言えば、私どもの理解で言うと生産や消費と関係なく、そういう産業廃棄物の施設を提供してもよいという地域に對して都道府県を越えてそれが運ばれることとなります。本来、一般生活廃棄物というのは、東京の例が象徴的に言われるように、自分のところのゴミは自分のところで処理をするということで区内処理も含めてけんけんこうこうやっておつた。産業廃棄物は、これは一般の廃棄物と違つてから広域処理をしてもいいんだという前提でやつたら、私は生産なり消費が多いところ、いわゆる首都圏ですね。それからそういうじゃない地方都市、過疎と言われているところ。ごみだけむしろそつちがふえていて、一極集中なり人口の集中するということについて一定の社会構造上の問題もある。

そのときに、産業廃棄物と言われるごみが特定のところに集中するようなことを何らかの格好で都道府県調整というのを将来やっていかなかつたら、私は今四方所という話を聞いて、例えば岩手県なら岩手県という一つの例がございします。私は岩手県のどこが場所になつてゐるかは承知していません。しかし、恐らく今後考えられるのは、この制度がつくられることによってそういうことが起きる懸念、このことに對して一定の調整機能なりあり方について考えていかないとけないという次の問題を私は持っていると思ひますが、このことについてまず部長の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物は、その排出を望ましい場所あるいはその周辺で処理することが望ましいことが多いわけでございますが、産業廃

棄物のように生産活動に伴って生じます廃棄物は、量が多いということ、その生産しております地域、地域の土地利用が非常に進んでおること、物理的に近隣で確保ができないというの現実でございます。

そのため、広域的な移動、広域的な処理につきましても、これはやむを得ない、それに対しまして廃棄物処理の上で支障が生じないよう、また処理施設の設置場所での理解と協力が得られるような形で施設整備を進めていきたいと思います。生活環境の保全及び経済活動の上でも必要である、こういう認識を持ちまして、なるべく地域的にパランスのとれた形を考えながら、全国的に処理施設の整備の促進に努め、産業廃棄物の適正な処理を推進していくことが、産業廃棄物の行政の上で重要なことと考えておるところでございます。

○栗森善君 東京で生産なり消費されたものが東京で処理できるということが現状じゃないことはわかってる。しかし、全く都道府県の垣根なしに一つのビジネスとして成立すれば、どこでも持つていっていいということも全く自由に認めるというのには、それぞれの地域社会における問題を考えたときに、果たしてそれで適当なのだろうかとか。これは大きな次の社会問題になることは必然的に目に見えていると思います。

したがって、今後都道府県間調整というのを何らかの格好でやっていくということも必要なんではないか、こういう立場でお尋ねをしているつもりでございます。大臣、この部分いかがですか。○国務大臣(山下徳夫君) 私もごみの処理については余り今まで知識も見識もございませんでした。ただ、佐賀県で一つの問題が起きたときに、山を持ていて、自分の山の所有地の谷間を埋めて上にゴルフ場が何かつくたい、持てていい持てていい、じゃおれが持てていくよというわけ、お互いに民間同士の話合いならば、その所有権その他について憲法で保障されたこと、ごさいますから、そこに地方行政の入り込む余地がないと、最初はその簡単に考えておりました。

しかし、もちろん、公害的に汚水が流れるとか悪臭がするとか、いろんな問題が起これば、当然それは規制すべきであります。基本的にはそう考えておりましたから、私は当初これを知事の認可ではなくて届け出としたのを、原則これは認可と申しますが、原則的にはこれは認める、そういう方針のもとで行われるべきであったし、それは私は適当だと思っております。

しかし、今お話がございましたように、それではないけないよという問題がだんだん起きてきて、まして、きょう午前中に竹村委員もおっしゃったように、処分地の確保が非常に難しいという表現でおっしゃいました。まさに今日がそのとおりでございます。当初私が認識していたのと随分違って、えらいこれは難しい問題だなと思っております。さらに聞くところによりますと、北朝鮮から、一部灰にしたものならばよろしいとかいふんな、これが国際的な問題にまで発展するとは考えておりませんでした。

したがって、私は、今御指摘のように、今後はただそういうことではなくて、おれと相手の間に合意し、公害がなければいいやという問題ではなくて、さらに進んで何らかの調整その他がこれから先のある段階においては行われてもいいかなという感じがいたしております。

○栗森善君 そういう前提で企業同士が話がついたり業者同士が話がついたらいいというだけでなく、地方公共団体と国のかかわり方をこれから検討していただいて、次の社会問題とならないようにぜひともやっていただきたいと思っております。

そこで、これはお願いをしたいわけですが、一般廃棄物のときにも申し上げたように、どのぐらいいのこみが、どういう種類で、どう出たかという調査、情報のとり方の問題でございます。先ほどアスベストの話も竹村委員がされたように、情報のとりの分類点、分岐点というのは非常にところににくいというのがわかりますが、問題のあるところをちゃんと摘出して、今後の処理がその的確に迅速にやれるようにしておかないと、いろんな問題が現実起きていくわけですから、今後この法施行以降、そういう情報掌握、調査の仕方などについてより厳密なものをするという立場で考えかどうか、この辺の政府の見解をお尋ねして、私の質問は終わります。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物の排出量が、増大をいたしまして、質も多様化する一方でその排出経路も複雑化しておりますことから、産業廃棄物に關し、情報管理の整備、管理といえますものは今後の産業行政を推進する上で重要なものと、先生御指摘のとおり私も認識をしておるところでございます。

昨年十月の廃棄物処理法の改正におきましてもこの点での規定が入ったところでございます。マニフェストという個々の物の動きにつきましての制度及び最終処分場の台帳の調製等、情報管理に關します規定が導入されたところでございます。また、これまで五年に一回という頻度の実態調査でございましたものを、さらに調査期間を短縮するなどの経常的な情報管理にも力を入れ、さらに産業廃棄物に關します情報でできる限りの体系的に収集整理及び活用されますようなシステムについても検討を進めてまいり、この産業廃棄物の行政の基盤的な部分といたしましての情報管理システムを整備するために力を入れていきたいと考えております。

○勝木健司君 現在、産業廃棄物の最終処分場の確保というものが極めて困難になっておるというところであります。民間のある処分業者の例では、計画立案から二年間で地権者や周辺住民の九割の同意を得られたけれども、残りの説得に苦勞して全員の同意の取りつけには八年間かかったという事例もあるわけですが、このように最終処分場の確保が大変厳しくなっております。難しくなっております。厚生省はどうか、どう分析されておるのか、まずお伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦君) 最終処分場の確保が困難となっており原因をいたしましては、産業廃棄物が昭和六十年に全国で三億一千二百万トン排出されておりますが、近年さらに排出量が増大しておりますに伴い、最終処分を必要とする量も増大しております。

一方、全国的に土地利用や開発が進みまして、最終処分場として使用可能な空間が減少しておりますこと、さらに不法投棄や施設の管理に対する懸念から周辺住民の理解を得ることが困難になってきていること、また産業廃棄物処理業者の信用力、資本力の不足によりまして施設整備が進まないこと、このような点が原因として挙げられるのではないかとこのように見えております。

○勝木健司君 産業廃棄物の処理施設の整備については、従来から排出事業者処理責任の原則のもとに民間事業者が主体となって行ってきたわけでありまして、政策的融資を初め公共の支援策が十分でないこともこの整備が進まない大きな原因の一つであるというふうに言われておるわけでありまして、これを踏まえて、本法案に關連して新たに各種の財政上あるいは税制上の優遇措置が講じられるようでありまして、さらに公共事業として産業廃棄物の処理施設を整備するなど、抜本的に対策を進めていかなければなかなか間に合わないのじゃないかというふうに思っております。見解をお伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(小林康彦君) 産業廃棄物につきましては、排出事業者がみずから、または適正な処理費用を負担いたしまして産業廃棄物処理業者に委託して処理することとされておりますことから、公共事業として産業廃棄物処理施設の整備をいたし、実質的に国が処理費用の一部を負担することは適当でないというふうに考えております。そのため、この法律で御指摘のございましたような公共によりまして支援措置を講じ、排出者処理責任を貫きながら施設整備を進める方策を御提案していただくところでございます。

○勝木健司君 特定の周辺整備地区の指定によつては、排出事業者がみずから、または適正な処理費用を負担いたしまして産業廃棄物処理業者に委託して処理することとされておりますことから、公共事業として産業廃棄物処理施設の整備をいたし、実質的に国が処理費用の一部を負担することは適当でないというふうに考えております。そのため、この法律で御指摘のございましたような公共によりまして支援措置を講じ、排出者処理責任を貫きながら施設整備を進める方策を御提案していただくところでございます。

て周辺公共施設整備が図られることになるわけであり、特定施設の整備が円滑に行われるよう、先生の御意見を踏まえて努力をしていきたいと考えております。

○勝木健司君 産業廃棄物の処理施設については、安定型の最終処分場へ木くずとかあるいは紙くず、汚泥等の管理型の最終処分場へ処分されるべき産業廃棄物が混合して処分されやすい、あるいはまた廃棄物処理法などに届け出対象とはなっていないような、そういう小規模な処理施設が数多く整備される傾向にあることによりまして、その設置に伴って、生活環境保全上の支障が生じやすいというふうに言われておるわけであり、これが住民の不安を募らせていく、そして産業廃棄物に対する不信感とかあるいは嫌悪感、これを増長させているというふうに思います。本法案の特定施設につきましても、この規模やあるいは設置に関する構造基準が基本指針に当然定められてしまふべきじゃないか、そしてまた、認定に当たっての生活環境保全上十分な配慮が行われるべきだということに思います、見解をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 周辺公共施設の整備につきましても、関連いたします事業につきましても、国庫補助事業についての予算配分上の配慮、地方単独事業につきましても地方財政措置、周辺整備基金の設置によりまして地方公共団体の負担軽減策等をお話ございましたように講じたところでございます。

電源開発交付金のような支援措置を講じたらどうかとの御意見でございますが、民間処理業者が整備をいたします産業廃棄物処理施設の場合に、独占的な公益事業でございます電気事業が、電源開発施設を整備する場合における税及びこれを財源とする交付金制度と同じような制度を設けることができるか否かは、十分検討を要する幾つかの課題を残しておるテーマであらうというふうに考えております。

○勝木健司君 この法案は主務大臣として多数の省庁がかかわっておることでありますので、特に特定施設の認定手続が煩雑となつたりあるいは認定に時間を要することが、そういうおそれがあるんじゃないかということ、そしてまた認定の責任の所在というののもあいまいになるんじゃないかということも考えられるわけでありまして、これらのことを防止するために厚生省が主管省として他の省庁を取りまとめていく、そして認定を行うようにすべきであるというふうに思います。他省庁との関与あるいは連携体制をどのように整理をしていけるのか、お伺いをしたいというふうに思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 厚生省といたしましては、関係省庁との連絡を密にいたしまして、協力

体制を確立しつつ各省庁の中心となつて調整を行い、特定施設の整備が円滑に行われるよう、先生の御意見を踏まえて努力をしていきたいと考えております。

○勝木健司君 産業廃棄物の処理施設については、安定型の最終処分場へ木くずとかあるいは紙くず、汚泥等の管理型の最終処分場へ処分されるべき産業廃棄物が混合して処分されやすい、あるいはまた廃棄物処理法などに届け出対象とはなっていないような、そういう小規模な処理施設が数多く整備される傾向にあることによりまして、その設置に伴って、生活環境保全上の支障が生じやすいというふうに言われておるわけであり、これが住民の不安を募らせていく、そして産業廃棄物に対する不信感とかあるいは嫌悪感、これを増長させているというふうに思います。本法案の特定施設につきましても、この規模やあるいは設置に関する構造基準が基本指針に当然定められてしまふべきじゃないか、そしてまた、認定に当たっての生活環境保全上十分な配慮が行われるべきだということに思います、見解をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 本法案に基づきます基本指針には、特定施設全体としての機能が効果的に発揮できる配置でありますこと、地域の円滑な産業活動の確保に資するものでありますこと、十分な公害防止用設備を備えていること等の特定施設の配置や設備に関する事項を規定することを予定してございます。

新法の特定施設を整備いたします事業者は、このような基本指針に則して整備計画を作成し、主務大臣は、整備計画の認定に当たっては、都道府県の意見を聞きまして上で、この基本指針に照らして審査することとなっております。

なお、昨年十月の廃棄物処理法の改正におきましても、産業廃棄物処理施設につきまして、届け出制を許可制に移しましたこと、許可の際に生活環境保全上必要な条件を付すことができることとしたこと、設置者が施設周辺の生活環境の保全及

び増進に配慮することなどの規制の強化を図りまして、生活環境保全上万全を期することとしたところでございますので、この二つの法律の規定を活用いたしまして生活環境の保全に万全を期してまいりたいと思ひます。

○勝木健司君 リサイクルについてお伺いしたいというふうに思ひます。

我が国のリサイクル循環の実態を見てみますと、産業廃棄物、また一般廃棄物合わせて、最終的には総廃棄物量の約六六%程度がリサイクルされているにすぎないわけでありまして、こうした実情の中で、産業廃棄物にあっては、再資源化の進展が若干見られるものの、全体としてはまだまだ排出が依然として大量であるために、中間処理の効率向上あるいは発生抑制及びリサイクルの推進の必要性というものが残つておるわけでありまして、一般廃棄物についても、その特性としての散在性あるいは粗大性、あるいはさまざまな複合材料の使用に起因する処理困難性があるために、リサイクルする上での大きなネックになり始めておるわけでありまして、このようなりサイクルに当たつての問題点について、政府はどのように認識をされておるのか、お伺いしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(山下徳夫君) 住民の間に、まぜればごみ、分ければ資源、こういう意識がもつと高まり、高まるような方策を講じていかなければならぬと思ひます。国としては、こうした機運の高まりにこたえて、さらにしっかりと根をおろすような、そんなことができる限りのことをしていく。今申し上げましたように、住民の意識の高揚がますます大事であり、それから他の施策を順次さらに拡大し、充実していかなければならぬと思ひます。

○勝木健司君 次に、具体的な条文についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

廃棄物の二十条の二であります、廃棄物再生事業者を政令で知事登録するということについては、いまだ決まらぬのか、お伺いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物処理法の改正は、昨年十月五日に公布され、その施行は「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」こととされておりますが、厚生省では、現在できるだけ早期の施行に向けて、鋭意作業を進めておるところでございます。

○勝木健司君 知事登録を受ける基準についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

相当規模の機械設備を保有することを基準にする一部言われておるわけでありまして、事実だとすれば、例えば東京都内の再生事業者の約八割は知事登録を受けられないおそれが出てくるんじゃないかというふうに思われるわけでありまして、この知事登録を受ける基準についてお伺いをしたいというふうに思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 廃棄物再生事業者の登録の基準につきましては、法律の中におきまして、「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして厚生省令で定める」ということになっております。厚生省で定めます施設及び申請者の能力の基準の具体的な内容につきましては、再生事業者の実態も十分調査をしながら、現在鋭意検討を進めておるところでございます。

法律上、登録の要件といたしまして、施設及び申請者の能力が一定の基準を満たすことが必要であること、また、登録再生事業者に対して市町村が再生に関し協力を求める場合があることを想定しておりますことから、一定の施設を有しない事業者まで登録できるような基準を設定することは法律の趣旨から困難である。むしろ事業の実態をその基準に適合するような形で向上させていただく方策をとるのが、法の精神に沿うものとの理解をしております。

○勝木健司君 この知事登録のある事業者の具体的なメリットは一体何なのか。例えば税制上とか財政上の措置についてはどうなるのか、お伺いした

いというふうに思います。

○政府委員(小林康彦) 都道府県知事の登録を受けました再生事業者に対しては、その事業用地について、事業所税及び特別土地保有税が減免されることとされているところでございませう。また登録再生事業者につきましては、施設及び人的能力が一定の基準を満たすものとして公的な信用が付与される、こうしたメリットもあるというふうに考えております。

○勝木健司君 再資源回収事業は、近年、自治体も積極的に取り組み出しておるわけでありまして、この自治体直轄方式と再生事業者との協力方式の二つに大きく分けて分類できると思うわけでありまして、再生事業者の育成を阻害しかねない自治体の直轄方式に果たして向かっていくのか、それとも既存の業者との協力、育成によるリサイクル事業の推進を図るべきなのか、厚生省の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦) 資源ごみの回収につきましては、現在それぞれの市町村におきまして、自治体直轄方式または再生事業者との協力方式あるいはその組み合わせなどさまざまな取り組みが行われておるところでございまして、回収を効果的に進めたい場合には、市町村が住民の理解と協力を得ながら、また廃棄物再生事業者の実態を勘案しながら、その地域の実情に最も適した形で実施するのが望ましいわけにございまして、一律に方式を定めることは困難というふうに考えております。

厚生省といたしましては、ごみ減量化対策の補助金の活用等によりまして、市町村のごみ減量化や再生への多様な取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

○勝木健司君 次に、今後廃棄物の減量化とかあるいは再資源化を緊急に推進したといたしましても、最終処分場の容量ゼロの日と、そういう危機が解消されるわけではないんじゃないかというふうに思います。

そうなりますと、この最終処分場をあるゆる努

力をして建設を進めていくのか、あるいは廃棄物の海外への持ち出しという問題も起こってくるんじゃないか。最終処分場の国内での建設が容易ではないとすると、そういった意味でのごみ輸出の問題が具体性を帯びてくるのではなからうかと懸念されるわけでありまして、現時点におきましてごみ輸出についての政府の考え方を伺いたしたいと思います。

○政府委員(小林康彦) 産業廃棄物の処理施設の安定した整備につきましては、なお時間を要する事柄であろうとは思いますが、日本で排出されます産業廃棄物につきましては、日本の国内で適切に処理をする、これを基本として今後の行政を進めていくべきものと考えております。

産業廃棄物の輸出入につきましては、我が国におきまして産業廃棄物の増大及び処理施設の不足、それらに対応いたします規制の強化等を背景といたしまして、近年産業廃棄物を輸出しようとする動きが強まっておりますところとございまして、このような状況を踏まえまして、国際的にもバーゼル条約の動きもございまして、そうした方向に合致する形で厚生省といたしましては産業廃棄物の輸出入に関するルールを早急に確立することが必要であるというふうに考えております。

○勝木健司君 前回の国会でも今国会におけるバーゼル条約の批准を約束されたわけでありまして、先ほど外務省からの答弁では鋭意ということとで、鋭意の乱発をされておったわけでありまして、本当に今国会で批准できるのかどうか、バーゼル条約批准のための国内法の整備の進行状況とあわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦) バゼル条約を批准いたしましたための国内法の整備につきましては、厚生省、通産省、環境庁の三省庁が共同して取り組んでおるところでございまして、できる限り速やかに国会に提出できるよう努力してまいりたいと考えております。

○勝木健司君 この改正廃掃法では現在既に有害

物として規制をされておりますカドミウムその他の健康にかかわる被害を生ずるおそれのある物質を含む廃棄物を特別管理産業廃棄物として指定するとされておるわけでありまして、そこで、この特別管理産業廃棄物の指定に当たりまして、現在の検討状況についてはどうなっておるか、お伺いしたい。

また、バーゼル条約の廃棄物リストに掲げられているものについては、厚生省は年次計画を策定して調査を行った上で必要なものを特別管理産業廃棄物として指定することとなっておりますわけでありまして、この調査の状況についてもあわせてどうなっておるか、結果的にどれほどの有害物質がさらに規制されることとなるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦) 特別管理産業廃棄物の指定につきましては、現在施行令の改正のための作業を行っているところでございまして、対象といたしまして、当面、現在既に有害物として規制をされておりますカドミウムその他の健康にかかわる被害を生ずるおそれのある物質を含む廃棄物、従来有害産業廃棄物としてくられていたものでございまして、これに加えて、従来からがイドラインを作成いたしました、適正処理を指導しております感染性医療廃棄物、飛散性アスベストを含有する廃棄物、これなどを指定することを検討しておるところでございまして。

バーゼル条約の廃棄物リストに掲げられております品目につきましては、順次調査を進めることとしておりまして、そのため、平成四年度予算において新たに産業廃棄物の処理基準等設定費を計上したところでございまして、今後計画的に調査を進めてまいりたいと考えております。

○勝木健司君 我が国は現在おところ廃棄物の輸出は行っておりませんが、廃棄物と似たようなものの輸出はあるんじゃないかと、いうふうに思います。

例えば、タイのバンコクの水上生活者のボートのエンジンやあるいはバッテリーは、ほとんどが

日本車の中古エンジン、バッテリーであって、相当数のタイ人を初め東南アジアから購入のため来日しているとも言われておるわけでありまして、この中古のバッテリー等の輸出が資源再利用の一環なのか、あるいは廃棄物の輸出に当たる性格なのか、意見が分かれるところであるわけでありまして、この問題に限らず、今後廃棄物輸出は確実にクローズアップされてくると思われまして。後手後手に回らないためには、今のうちに有害な廃棄物、有害な物質については、有害廃棄物越境規制法というようなものを制定すべきであるというふうに考えるわけでありまして、見解をお伺いしたいというふうに思います。

○政府委員(小林康彦) バゼル条約の規制の対象には、産業廃棄物処理法で規制をしております産業廃棄物のみならず、お話ございましたような再生資源として利用される各種金属スクラップなどの有価物も含まれておるところでございまして。このため、バーゼル条約に加入するための国内法を整備することは、御指摘のような問題の解決にも資するものと考えておるところでございまして。

厚生省といたしましては、通産省、環境庁とも緊密な連絡をとりながら、国内法の整備が速やかに行われますよう努めてまいることとしておるところでございまして。

○勝木健司君 最後に、財団についてお伺いをしたいというふうに思います。

厳正なる運用が当然望まれてくるわけでありまして、債務保証に事故が生じて基金を取り崩さなければならぬ場合が生じることも考えられるんじゃないかということで、この振興財団をどのように安全性が高くかつ優先度の高い施設を選定していく考えなのか、一点はそういうことであります。

もう一点は、この財団の公平性と公開性についてお伺いをしたいというふうに思います。この基金は、国と地方公共団体、そしてまた民間事業者の提出により造成されるものでありまして、その大半を占めるのが民間事業者からの提出分であり

ます。そのため、産業廃棄物の適正処理の確保のために、振興財団の業務の公平性と公開性を確保することが不可欠であると厚生省も言っておるわけでありますが、それを維持するために、具体的にどのような対策を講じていくつもりなのか、お伺いをしたいというふうに思います。

厚生大臣の厳しい監督下に振興財団を置かれるということですが、ぜひ民間の採算性の論理ばかりで運営されることのないように留意をしていただきたいと思います。厚生大臣の見解をお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 御質問の中で、公開性、公平性のことにつきましては、これは大切な問題でもございまして、また当然その方向に向かっていくべきであると思ひますし、私は公開性等につきましてはそのように進めてまいりたいと思ひます。

○政府委員(小林康彦君) 前段のお尋ねに対してお答えをいたします。

振興財団の債務保証事業につきましては、保証を受けようとする者が借入申し込みをいたしました金融機関を通じて申請し、当該金融機関が調査意見書を振興財団に送付することとしております。これが第一のチェックの機能でございまして、また、振興財団はその申請を受けまして、内部に債務保証事業の対象とするプロジェクトの選定を行います審査委員会を設置し、ここでチェックをする、このような二段階にわたって十分な審査を行い、安全性及び優先度の高い施設が遺漏なく選定されるよう配慮してまいりたいと考えております。

○勝木健司君 終わります。

○委員長(田淵勲二君) 他に御発言もないようです。質疑は終局したものと認めます。

○委員長(田淵勲二君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、谷川寛三君が委員を辞任され、その補欠として狩野安君が選任されました。

○委員長(田淵勲二君) これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(田淵勲二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、前島君から発言を求められておりますので、これを許します。前島君。

○前島英三郎君 私は、ただいま可決されました産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、速やかに次の事項の実現に努力すべきである。

一、特定施設の設置に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査、検討し、その結果を特定施設の整備に反映させるよう指導し、環境の保全に万全を期するとともに、整備計画の認定に当たっては、都道府県等への意見聴取手続きを通じて地元の意向を十分尊重すること。

二、特定施設の設置について、周辺住民の理解と協力が得られるよう、特定周辺整備地区における公共施設の整備について地方自治体を積極的に支援し、特定施設の円滑な設置が図られるよう努力すること。

三、特定施設に搬入される産業廃棄物については、搬入される廃棄物の内容、排出事業者等

を明らかにして搬入管理体制を徹底させるとともに、特定施設周辺の環境が汚染されることのないよう、また最終処分場の跡地管理が適正に実施されるよう必要な指導監督を行うこと。

四、産業廃棄物処理事業振興財団については、事業者責任の原則に照らし、関連事業者等から応分の拠出を求めるとともに、産業廃棄物の再生業の育成に十分配慮すること。

五、特定施設における産業廃棄物の処理費用について、排出事業者が適正に負担するよう指導するとともに、特定施設の設置に伴って、他の産業廃棄物処理業者の経営が圧迫されることのないよう配慮すること。

六、改正産業廃棄物処理法及び再生資源利用促進法に基づく措置との連携を図りつつ、引き続き産業廃棄物の減量化、再生利用の推進に積極的に取り組みとともに、それぞれの産業廃棄物に固有の事情を踏まえつつ、社会的・経済的に安定したリサイクルシステムの構築を図るなど、総合的かつ効果的な産業廃棄物対策が行われるよう努めること。

七、廃棄物処理業者に対する委託基準を強化するとともに、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物についても行政指導によるマニフェストの普及定着に努めるほか、改正産業廃棄物処理法附則第二条の規定を踏まえ、廃棄物が不法に処分された場合における適切かつ迅速な原状回復措置及び汚染修復措置が実施できるよう、速やかに検討を進めること。その際、行政措置、民事上の賠償責任、費用負担等のあり方について幅広い見地から総合的な検討を行うこと。

八、PCBを含む廃棄物の管理状況について早急にその実態調査を行い、所要の措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(田淵勲二君) ただいま前島君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(田淵勲二君) 全会一致と認めます。よって、前島君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山下厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山下厚生大臣。

○国務大臣(山下徳夫君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございします。

○委員長(田淵勲二君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(田淵勲二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田淵勲二君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○浜本万三君 本日は戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の審議でございしますが、まず最初に、この法案につきまして私の考えを申し上げたいと思ひます。

本法は恩給法の恩給の引き上げ額に準じまして三・八四%引き上げることになっておりますので、本法案につきましては別に反対をするものではないと思ひます。しかしながら、まだ改善する点が多いと思ひますので、今後一層ひとつ検討いただきまして改善をしていただきますように希望を申し上げます。

さて本日は、我が国の戦後補償、厚生省ではあ

るいはまた関係省庁では戦後処理とも言われておりますが、この問題について質問をいたしたいと思ひます。

最近、従軍慰安婦等いわゆる戦後処理の問題が大きな政治課題になっておることは御承知のとおりでございます。最近、我が党におきましても戦後補償対策特別委員会を設置いたしまして当面の課題について検討をしておるところであります。私どもの認識と政府の認識が大きく相違いたしました問題の解決にならないと、かように存じますので、この際政府のこれらの問題に対する認識を承ておきたいと思ひます。

既に関係省庁、内閣、総理府、外務、厚生、各関係省庁に對して、その省庁が認識されておる問題についてお話をいただくように要望しておりますからお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(谷野作太郎君) 私からまず御答弁申し上げるのが適當かどうかわかりませんが、私も、お話をさせていただきたいと思ひます。

我が国が多くのアジアの国々と過去の一時期において持つてしまつた不幸な関係、それを通じて我が国が与えた多大な苦痛、損害ということにつきましては、これを深く反省する、二度とこのような不幸な歴史を繰り返してはならないということにつきましては、国会におきましても総理以下いろいろな機会にそのような決意をされるこれまで述べてこられたところでございます。

そこで、さばりながら、先ほどお話がございましたように、最近幾つかの事例をめぐりまして、このような我が国の過去の行為に起因いたします被害をめぐる問題につきまして、相手国の方から訴訟が提起されておることは私どもも承知しておるところでございます。

他方、国と国との関係ということになりますと、私どもは、日本国はこれまでアジアの国々、大きく分けまして連合国側に立つた戦勝国といった一つの分類がございまして、それから戦後我が国より分離して独立された国々がございまして、そういった国々との間の賠償とか請求権とかいう問題、これらの問題は、細かくお話しする時間はございませんけれども、サンフランシスコ平和条約を受けまして二国間の平和条約あるいはいろいろな賠償協定、韓国との間では関連した基本条約その他、そういった二国間の条約を通じて誠実に処理して対応してきておると思ひます。

他方、第三点、さばりながら、その後そういう国のレベルでの処理はいかあれ、人道的にお気の毒だという事例が幾つかございまして、例えば、先生も御案内と思ひますけれども、韓国におきましては被爆者の方々への一定の手当、あるいは台湾の方々の元日本人兵の方々への一定の弔慰金等の支払い、これはこれで政府としてさせていただいてきておるところでございます。

いま一つ最後に大きく残っておりますのは、このような戦後処理の文脈の中で処理が済んでおりますのは、申すまでもなく北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国との関係でございます。これは御案内のように目下そのようなことも含めて先方政府と私ども日本政府は誠実にこの問題の解決に向けて現在交渉が進行中ということでございます。

○政府委員(高岡完治君) 総理府といたしまして、いわゆる戦後処理問題としてどういふものを所管しているかというお尋ねであらうかと存じます。総理府で現在いわゆる戦後処理問題として取り扱っておりますのは、まず第一に、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律、これは昭和四十二年の法律でございますが、この法律に基づきまして引揚者等に対する特別交付金の支給事務を行つております。

第二は、平和祈念事業特別基金等に関する法律、これは昭和六十三年の法律でございますけれども、この法律に基づきまして、いわゆる恩給欠格者それから戦後強制抑留者それから引揚者、こういった三つのタイプの方たちを対象とする関係者に対して慰謝の念を示す事業を行つておるところでございます。

それから第三でございますが、これはただいま外務省の方からお話がございましたように、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律、これは昭和六十二年の法律でございますが、この法律及び特定弔慰金等の支給の実施に関する法律、支給手続法でございますが、この法律に基づきまして台湾住民でございますが戦没者の遺族等に対する弔慰金等の支給事務を行つております。

それから第四といたしましては、旧日赤救護看護婦、それから旧陸海軍従軍看護婦に対する慰勞給付金の支給事務を行つております。

それから第五でございますが、一般戦災死没者に対する慰謝に関する事務、こういったものを行つておるところでございます。

○政府委員(有馬龍夫君) 基本的認識につきましては、政府として先ほど外務省の政府委員から申し上げましたとおりでありまして、総理大臣等が累次それを公にしておられるところでございます。また、個々の戦後処理問題につきましましては、ただいま関係省庁から御紹介いたしましたような問題がありまして、担当のところで今後とも取り組んでまいらうというところでございます。

先生が御指摘になりましたいわゆる従軍慰安婦問題につきましては、朝鮮半島のこの問題については、昨年暮れから内閣官房におきまして関係があると思われまます省庁において調査を行っているところでございまして、今後ともこの調査を誠心誠意行つてまいらる所存でございます。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいままでにそれぞれ所管する各省から御説明がございましたが、厚生省といたしましては、まず中国残留孤児を初めとする引揚者の援護措置、それから戦没者の遺族を中心とする遺骨収集、慰霊巡拝のこと、それから戦傷病者、戦没者遺族等の援護措置あるいは原爆被害者に対する医療等の給付、以上の点でございますが、今後ともこれらの問題に真剣に取り組んでまいらる所存でございます。

した。私どもが先般いろいろ検討いたしました中には、これらの問題を含めまして、これから戦後処理として問題にすべき課題が合わせまして二十五から三十件ぐらひ掘り起こされたわけでございまして、そういうまだ手を付けていない問題について、今後私どもは適切な措置をせらうように特に要求をいたしたいと思つております。

なぜそのように我が国の場合には戦後処理の問題が多く残つておるかということを考えてみますと、結局戦争責任に対する国民的な厳しい追及と、国民としての戦争に対する十分な反省ができていないところに最大の原因があるのではないかと、かように思つておりますが、私の見解に対して何かお答えがございしますか。

○政府委員(谷野作太郎君) 先ほど申し上げましたように、政府の側におきましてはいろいろな機会に総理大臣以下が過般の不幸なアジアとの関係において持つた過去というにつきましまして、反省の念を厳しくいろいろな機会に述べてきておられます。しかしながら、確かにただいま先生仰せのように、これは政府だけの問題ではございませんで、生意氣な言ひ方かもしれませんが、ひつきよう私ども日本人一人一人の心の問題だと思ひます。先生もそのような御趣旨でお話になったのだと思ひます。

○浜本万三君 厚生大臣、何かありますか。

○國務大臣(山下徳夫君) 一つは、我が国が敗戦国であつて、占領軍の占領下にあつて我が国の行政、立法その他すべてが及ばなかつたという点で、その後占領解除になつてからかなり時間がたつたというところで事実の確認が非常に難しくなつてきたということでございます。そのことによつてそれらの問題に対する対策がおくれたことは間違いないことではございますが、これからまさかのばつてできるだけ資料等を集めながら、これらの未解決の問題については格別の努力を払つていきたいと思つております。

○浜本万三君 厚生大臣は、敗戦国であつたとい

うことと、戦後相当時間が経過しておるといふ話なんです、それではというので私ちよつとお尋ねしたいのは西ドイツとの比較なんです。

大臣も御承知のように、西ドイツの場合には、ナチスの残虐行為に對して厳しい国民的反省をいたしまして、国籍を問わず、つまり賠償というよりも補償という立場で戦後処理の制度というものができ上がっており、私は思うわけなんです。だから日本も戦後早急に戦争の反省をいたしまして、そういう措置を講じておれば今のような非難を受けることはなかったと、かように思うわけでございます。

日本の場合には、先ほど外務省からお話がございましたように、二国間ですべての問題を賠償問題、その他の問題は人道問題として解決をされてきておるわけなんです、いわゆる近隣諸國に對する侵略戦争に對しては、賠償制度というものを重視いたしまして補償の概念というものがなく、最大の原因があるんではないかと、私は西ドイツと比較いたしましてそういう気がするわけなんです。

これは特に外務省と厚生大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(谷野作太郎君) 西ドイツの例が国会でもたびたび議論になるわけでございます。特に、私もこの言葉には非常に深い感銘をもつて受けておるわけでございます、西ドイツのワイツゼッカー大統領が言われたという有名な言葉、すなわち「過去に目を閉ざす者は現在にもまた盲目になる」ということでございますけれども、そのような考え方は、私も日本人として多くの日本人が共感できるものだと思います。

さて、賠償のお話でございますけれども、これは御案内とは思ひますが、私も他方アジアの國々の中で戦争、交戦關係にあった國々との間では誠実に相手國とお話し合いを通じまして賠償という形でこれを処理してきたと思ひます。ミャンマー、かつてのビルマでございますが、あるいはベトナム、インドネシア、フィリピン等

の事例がございまして、これらの処理について今後それ自体を不足であつたとか、そういう形で相手國政府から問題の提起を受けておるといふことではないと思ひます。

○國務大臣(山下徳夫君) 私の答弁が的確であるかどうか、随分前のことですから私もよく存じない点がありますが、基本的な違いは、ドイツ全部がみずからの祖國が戰場となつたといふこと、日本は國內においては若干の被爆等は受けましたけれども、主たる戰場とかそういうことにはほとんどなつていなかったといふ、その違い。そのことによつて、ドイツの方は祖國が早く戦場から復興するといふ、そういう点が違つたといふことも一つでございます。

それから、占領下にあつたといふことについて、ベルリンを切り離したりいろいろありましたけれども、十分私は承知をいたしておりますが、少なくとも日本の場合には相当長期にわたつて司法、立法、行政が及ばなかつた、こゝらあたりの違いもあるんではないかと思ひます。いずれにいたしましても、そういうことについて措置がとられたといふことは否めない事実だと思ひます。

○浜本万三君 我々が考えますのに、日本の場合には確かに戦後五十年近くたちまして、経済的にも復興をいたし、むしろ経済大國として世界の人々とつき合つておるわけなんです、さういふから、國際貢献はもちろんな必要だと思ひます、さういふが、それと同時に忘れてならないことは、過去の過ちに対する償いも十分しなかならぬといふ氣を私は持つておるわけなんです。そのことが並行して行われることによつて初めて外國から日本に對する尊敬と信頼を勝ち得ることができるとは、ないかといふふうに思ひます。

そういう意味で戦後処理問題、私はたくさんあると思ひますので総合的に調査検討するたゝめの何か委員會を設置してはどうかといふ氣がするんですが、その点外務省ないし厚生大臣、いかがでございますか。

○政府委員(谷野作太郎君) そのようなお考えもあろうかと存じます。ただ、他方、当面例えは從軍慰安婦の問題につきましても、これは内閣のもとに關係省庁が随時副官のもとに集まりまして懸命な対応をしておるわけでございます、そのような仕組みで關係省庁挙げて取り組んでおるといふことでございます。

○國務大臣(山下徳夫君) 私に御指名がございまして、私がお答をするのは適當であるかどうか存じませんが、いづれにいたしましても今日の過去を振り返つてみまして、それぞれの問題につきましては先ほど来各省から御答弁がございましたように、誠意を持つて私は対応してこられたと思ひております。今後とも今までのような、各省がそれぞれ所管についてやり、適宜連絡會議等を開いて意見を交換しながらやつていくといふことであれば対応し切れるのではないかと思ひます。

○浜本万三君 私の答へは不十分かもしれませんが、問題が出てくると実は思つておるんですよ。それを早く適切に解決していかないと國際信用もかち得ることができないと思ひます。そういう意味で、閣僚の一員であります厚生大臣も積極的に、総合的に調査検討する委員會でもおつくりになるような運動をぜひ起こしていただいて、後世に名の残る厚生大臣になつてもらいたい、かように思ひますが、いかがでございますか。

○國務大臣(山下徳夫君) ただいまのお言葉は御意見として承つておきまして、あるいはまた私としてできることは率先して推進してまいりたいと思ひます。

○浜本万三君 それでは、時間が大分経過をいたしましたので、次は毒ガス障害者の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

まず最初に、大久野島毒ガス工場の実態につきまして大蔵省の方からお答をいただきたいと思ひます。

二陸軍造兵廠忠海製造所といふものがございまして、こゝで昭和三年から十九年にかけまして國際条約で禁止をされております化学兵器、いわゆる毒ガス類でございますが、これが製造されてきた。それから、同じく旧陸軍の広島兵器補給廠忠海分廠といふところでもつくられた化学兵器、すなわち毒ガスの保管あるいは輸送、こゝにいたことが行われていたといふことを承知いたしております。

○浜本万三君 その工場で働いておりました従業員、従事者の状況はどうでございますか。

○説明員(五味廣文君) 當時の記録が実は本件については残つておりません。

そこで、詳細は定かでないけれども、相當数の従事者が化学兵器を製造していたといふことで、一部に言われておりますところでは、毒ガスの製造に従事した人の数が大体平均で五百人から六百人ぐらゐり常時おつたのではないかと、また、最盛期にはそれ以外の仕事をしてゐる方も含めまして三千人あるいはそれ以上の方が働いておつたのではないかと、こゝういふようなことが言われております。

何分資料が不備でございます、その程度のことしかわかりません。

○浜本万三君 あなたの今の答弁と若干事情が違つたり不十分な点がありますので、私の方でちよつと承知しておることを申し上げます、この大久野島の軍事秘密工場、つまり毒ガス工場といふのは昭和四年に完成をいたしまして、終戦までボスゲンという窒素剤、それからイペリットガス、青酸ガス等びらん性のガスをつくらつておつた、最盛期には年間千二百トンぐらゐつておつたといふことでございます。

その工場に大体六千人程度の従業員がいたといふことでございますが、相當の規模の毒ガス工場であつたといふことが言えるわけでございます。六千人の内訳は、大蔵省が所管されております共済組合員が約五千人、周辺から國家總動員法で動員されました学徒動員などが約一千百人だと

いうふうに言われておるわけなのでございまして、相当数の方々がたぐさんの毒ガスをつくっておったことだろーと思ひますが、間違ひありませんか。

○説明員(五味廣文君) 何分資料が毒ガス製造という条約違反の話でございまして、きちんとしたものが残っておりません。ただ、私今申しましたように、最盛期で三千人超というお話もあるということでしたが、五千人とするような話も聞いておりますし、今お話のありましたような規模というのは、大いにあり得ることだろーと思ひております。

○浜本万三君 もうそういう資料はきちんとして出ているんだから、正直に答えたらよろしいと思ひますよ。

それから、次にお尋ねするんですが、この毒ガス工場で働いておった方々がガス被害に遭つておるといふ報告がありますし、また私も直接お目にかかつておるんですが、その被害者の内訳として、死没者の数、亡くなった原因、それから生存者はどういう被害状況であるのかということについて、大蔵省と、厚生省の所管の方は厚生省の方から御説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(五味廣文君) まず、大蔵省で所管をしております旧陸軍共済組合に係る従業員にしましては、昭和二十九年に救済措置ができました以降統計をとっておりませんが、この間亡くなりました方の累計が九百六十七名でござい

ます。この方たちの主な死因でございしますが、実は後ほど厚生省さんの方からお話があると思ひますが、厚生省が委託調査をしておられまして、その調査によります学徒動員などを含んだところでの主な死因といしましては、呼吸器系で亡くなられた方が二六・一％、消化器系で亡くなられた方が二五・八％、循環器系で亡くなられた方が二四・八％、こうなっております。

それから、現在、平成二年度末の時点でありました統計で、救済の対象としていろいろな手当て

を現に受けておられる方、生きておられる方でございしますが、この方が二千九百八十八名の共済組合関係でおられます。この方たちの被害状況といしましては、慢性気道炎といったような呼吸器の系統の疾患が多いということになっております。

○政府委員(寺松尚君) それでは、私、厚生省の方からのお答えを申し上げたいと存じます。

厚生省が広島県に委託いたしました調査によりますと、毒ガスの被害者のうち旧令共済の対象外であります動員学徒等の死亡者というものは、昭和二十七年から平成二年度末までにおきまして三百五十一名となっております。

その主な死因は、先ほど大蔵省の方から御説明があつたように、込み込みであります。お話のようなどおりでござい

ます。それから、最近の新規登録者につきまして見れば、動員学徒等の生存者の被害状況というものは、つきましては、大抵慢性気管支炎等の呼吸器疾患というものに罹患している者が多いということでございます。

○浜本万三君 これはちよつと外務省に伺うんですが、毒ガスは大体つくつてはいけないうんじやないですか、国際法上。

私が調査したところによりますと、大正十四年六月十七日のジュネーブ議定書というんですが、「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」というのがございまして、日本政府もこれに署名をしておるといううな話を伺つておるわけですが、どうでしょうか。

○説明員(小西正樹君) 今お尋ねの御質問でございしますけれども、先生がおっしゃられました「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」というのが正式な名称でございまして、この議定書においては、こういった毒ガス及び類似のものを戦時においては、戦争において使用することを禁止したものでござい

ます。それでありまして、先生が冒頭におっしゃられました製造すること、つくることがどうかという御質問でございしますが、法律的に申します限り、つくることについての禁止はこの議定書で対象になつていないというふうに言えるかと思ひます。

○浜本万三君 そういう御答弁があるんじやないかと思つておつたんです。使用しないから国際法に違反しないということ、議定書からいへば確かにそうなんです。つくる以上は使用の目的がありましてつくつたんじやないでしようか。基本的には国際法に違反する行為をやつておつたんじやないでしようか。

○説明員(小西正樹君) 先生が今おっしゃられましたとおり、軍縮の取り決めというものは本来的にその使用というものを、最終的に戦時における使用というものを防止し、あるいはそれによる被害を最小限にするという目的を持って作成されるものでありまして、そのねらいがその使用の禁止にあるということでございます。その使用に生産とか開発とか研究とか、そういうものが必然的につながつてくるという、そういう認識のもとに軍縮の各種の取り決めがつけられておるわけでございます。

まさにそういう認識に立ちまして、現在ジュネーブにあります軍縮会議において包括的な化学兵器、すなわちこの毒ガス、今問題になつております毒ガスも含めまして、開発とか生産、製造あるいは取得、保有、こういった一切の化学兵器に係る活動について禁止をするという条約の作成作業が鋭意行われておるわけでございます。

○浜本万三君 要するに国際法に違反すること毒ガスを製造した。そして、この製造に従事した方は、身分関係も共済組合員であるとか、あるいは総動員法で動員されて従事しておつた学徒であるとかいふことを考えますと、これはいづれも国家との因果関係、身分関係が明確に存在するといふふうな私に思つておるわけなんです。そういうふうな犠牲者の方々に對しまして、これまで政府はどのような援護措置を講じてこられたのか、

その内容についてお話をいただきたいと思ひます。

○説明員(五味廣文君) まず、共済組合の対象の方たちでございしますが、この忠海製造所などでガス製造などに直接従事していた方々、このうち共済組合員であるという方について、ガス被害者救済のための特別措置要綱というものを作成いたしまして救済措置を講じております。

内容といしましては、医療費の支給あるいは健康管理手当といったような各種の手当、こういったものの支給などでございまして、平成四年度の予算におきましては、このために十六億四千万円が計上されております。また、このほかに毎年対象の方々の健康診断を実施いたして

おります。○政府委員(寺松尚君) 厚生省所管の場合は、動員学徒とか、それから女子挺身隊員等についてでございしますけれども、それにつきましては厚生省の毒ガスの被害者に対し救済措置要綱というものによりましてそれぞれ対策を講じているところでございます。

平成三年三月末現在でございしますが、対象者は二千五百二十九人でございまして、この方々に対しては毎年健康診断を実施しますとともに、このうち慢性気管支炎等の疾病にかかっている方につきましては医療費の給付、健康管理手当の支給といううなことを行つておるわけでございます。

平成四年度におきましては、六億三千五百万ほど予算を計上いたしておりまして、健康管理手当等の額を引き上げておるといふこともございまして、今後とも施策の充実を努めてまいりたい、このように考えております。

○浜本万三君 ガス被害者救済のための特別措置要綱というものが援護の措置を講じておるといふお話だつたんですが、これは何か私は援護法をつくつてもらいたいという希望はあるんですが、法律できちつと援護措置を講ずることはできないんではないですか、援護法のような。

○政府委員(多田宏君) 毒ガスの製造従事者に対しての戦傷病者遺族等援護法の適用の問題でございすけれども、内地軍属や国家総動員法に基づいて動員された人々、被徴用者、動員学徒、女子挺身隊員等、こういった方々につきましては援護法上の準軍属ということに該当いたしますので、これらの方々が戦争公務によって第五款症以上の障害になった場合には障害年金、戦争公務により死亡した場合には遺族給与金が支給される、援護法の関係ではそういう体制をとっておるところでございます。

○浜本万三君 今のお話のように、結局障害者の救済の場合には、確かに腕が一本なくなったとか足が一本なくなったとかいうような障害は目に見えて非常に五款症以上の適用になりやすいんですけども、毒ガス障害というのは結局体の内部でいろんな障害を起こしておるので非常に難しいわけですね。いわば診断の結果を待たなきゃならぬという事情もあるわけなので、現行の要綱による援護措置では不十分だという意見が被害者の中から今起きておるわけなんです。

○国務大臣(山下徳夫君) ただいまの御質問で私も初めて知った次第でございまして、ひとつこの問題は勉強させていただきたいと思ひます。

○浜本万三君 今の問題以外にいろいろの問題がございすのは、例えば旧令共済の適用者と、それから厚生省関係の動員学徒の適用条件というものが不平等ではないか、格差があるんじゃないかという声が非常に強く叫ばれておるようございすますが、その点についてはどのようなお考えを持っておりますか。

○政府委員(寺松尚君) 厚生省の施策の対象としております動員学徒等につきましては、実際携わった作業が、私も承知しておりますのは、風

船の爆弾の袋張りというような極めて危険の少ないようなものであったというふうに聞いております。長期にわたって直接毒ガスを製造するといふような仕事に従事した旧令共済組合員とは作業内容が異なるということ、そういうふうなこともございまして重篤な患者に対します措置等、旧令共済によります施策との間には差があることは事実なものでございす。

しかしながら、旧令共済組合員以外の方にも重篤な病状の方がいるという、先生今御指摘いただきましたが、そういうふうなこともございまして、私も、旧令共済組合員とそれ以外の方々の間で慢性気管支炎あるいは悪性新生物の有病状況及び死因等において差があるのかどうか等につきまして今専門家の方々の研究をお願いしているところでございます。時間も相当かかっておるんでございすけれども、なかなか難しい問題でございまして、先ほど申し上げたように時間がかかっておりますが、現在もその作業を進めておりまして、その結果を待ちましてまた考えてまいりたい、このように思っております。

○浜本万三君 その差異の一つにさらに意見として出ておりますのは、動員学徒の皆さんの場合には手帳の申請手続をいたしてもその交付が非常におくれている、もう少し早く手帳交付ができるように検討してもらいたい、こういう要望が強く出ておりますが、その点はいかがですか。

○政府委員(寺松尚君) 先生御指摘のとおり、事実旧令の共済組合員に対します施策とは違ひまして、認定審査会において医学的に毒ガス障害の有無を確認した上で医療手帳の交付を行うというふうなことをやっておりますこともございまして非常に時間がかかるわけでございますが、この手続を変更することはなかなか難しいんでございすけれども、実際、実行上いろいろな形でこの手続を少し迅速化するというようなことはまた関係県ともお話をしながら相談してまいりたいと、このように思っております。

○浜本万三君 年をとれば病気が多くなるという

のはもうわかった話なんです、特に毒ガス障害者の方は内臓が非常に侵されるわけでございますから、したがって外見ではわかりにくいんでございす。病状は相当進行しておるという事情もございす。そういう事情から援護の対策を強めてもらいたい、こういう声がございまして、既に要望書も大蔵省と厚生省に出しておりますから、ひとつ検討いただきまして善処をさせていただきますようにお願いをいたしたいと思ひます。

それからもう一つは、これは大蔵省の方にお願いをしておるわけなんです、相談員制度をつくってほしい。厚生省の学徒動員の方には相談員制度というものがございまして大蔵省さんの頼りにされておるわけなんです、大蔵省関係、旧令共済関係にはこの制度がございせん。そういう希望に対してどのように善処されますか。

○説明員(五味廣文君) 旧令共済の場合には、現在この救済措置の実務を国家公務員等共済組合連合会が行っております。この連合会、全国に直営病院たくさん持っておりますので、私もこの連合会の組織を活用いたしまして、今までいろいろな御相談を承るということを行っております。障害者の方が多い広島県を中心にしたしまして、全国で現在四十九の公的な病院及び連合会の病院を指定医療機関として指定をいたしまして、ここにそういった御相談を承る組織を設けております。

それからもう一つは、これとは別に特に障害者の多い地区を選定いたしまして、平成元年度からでございますが、各地でこの連合会の本部の職員によります臨時の相談会というのを開催しております。元年度は竹原市、三原市、因島市ということございまして、大体毎年二カ所ないし三カ所ぐらゐの感じが今までできております。

今後こういった制度を活用いたしまして、どうしてもお尋ねは手続という関係のお尋ねが多いんですが、療養ですとかあるいは生活相談ですとか、こういったような身近な問題にも対応すると

いうことで今指導もいたしておりますので、この辺を充実して対策の遺漏なきを期したいと考えております。

○浜本万三君 ぜひひとつ相談のための窓口を強化してもらいたいというふうに思ひます。

それから、これも大蔵省の方に検討をお願いいたしますが、所得税の問題なんです、原爆被爆者と同様の特別障害者控除制度というものをぜひ設けてもらいたい、こういう希望がございす、これについてはどのような御見解ですか。

○説明員(尾原榮夫君) ただいまの先生の御提言は、障害者控除の対象となる範囲に毒ガスの障害者の方も含めようということだろうと思ひます。少しく税の考え方を簡単に御説明させていただきますと、御承知のように、税務当局が身体や精神に障害を有するかどうか、またどのような方を範囲にするかということ具体的には認定するのは困難でございす。そこで、基本的にはまず第一番目に、国の福祉関連の法律で障害者として位置づけられている、そして身体障害者手帳等の交付を受けた者をもってその対象としておるわけでございます。

それで、お尋ねの原爆の関係でございす、この原爆被爆者の方、この特別の法律の対象となつています方はこの控除の対象となつております。これは原爆という特別な事情を考慮して、法律を設けた上でこの対象が定められておるということでございます。したがって、同じようなことのような状況に残念ながらこの毒ガスの障害の問題は位置づけられておりませんので、税制の方からだけで手当てをするというのはなかなか難しい問題がある。ただ、障害者控除といひますのは、例えば寝たきりの方とか一般の障害の方にも対象になっております。そういうところのチェックなども申しまして、そういう道での対象になることは当然でございすので申し添えさせていただきます。

○浜本万三君 これもさっきお話がございましたように、内臓疾患の場合なかなか認定しにくいと

いう事情もあるんじゃないかというふうに思いますが、ぜひひとつ検討していただきますように希望をしておきたいと思ひます。

最後になりましたが、東京第二陸軍造兵廠管根製造所、それから旧相模海軍工廠の毒ガス障害者の問題がことしの春ごろから新聞をにぎわしておるわけなんです、これについてはどのような調査をしないしは考え方を持っておられますか。

○説明員(五味廣文君) 東京第二陸軍造兵廠管根製造所、この件につきましては、ここで毒ガス弾を製造しておったという話がある、あるいはそのために障害を負った人たちがおるといことが御指摘のように報道にも載っております。私ども、本件につきまして手に入り得る資料ではいろいろ調べておりますし、これからの新しい資料が出てくるようございましてこれを精査をしてまいりたいと思ひます。

ただ、現状におきましては、大変古い話でございまして、特にこの管根製造所については公的な記録がほとんど何もないという現状でございまして、したがって、具体的にどのような作業が行われていたか、あるいは毒ガスに被爆するといふ危険性がどの程度あった職場であったのか、こういうような事実の確認で大変に難しい問題がございまして、またさらに、それに加えて医学的な毒ガスとの因果関係のようなものも難しいといふことがございまして、現在はいくつかの問題がございまして、救済の対象として考えるといふのは難しいというのが実情でございまして。

また、もう一つの旧相模の海軍工廠、こちらについてはほとんど何も資料がございせん。そこでこれも大変事実確認困難でございまして、救済の対象とはいはしておりません。

○浜本万三君 旧相模の場合にはなかなか資料がないし、また問題を提起した方が他の救済措置によつて最近要望を差し控えられたという事情はございしますが、管根製造所の場合には相当明確な生きた証人という方がいらっしゃるわけなんです。しかもその工場長が相当確実な情報も提起

をされておるわけです。ですから、この工場が存在しておったということは明らかだし、この工場に従事し、そして指揮しておった者も明らかでございまして、私は証言をとれば相当確実な情報をキャッチすることはできるというふうに思っております。

今、資料がないということを確認されておりますが、当時の状況からいへば、早く関係資料を処理しないといへば戦犯になるぞとか、とがめられるとか、そういう話があったのでみんな関係資料を焼却しないしは廃棄しておるわけですね、破棄しておるわけですよ。そういう事情が大蔵省にもわかつておつて、なおかつ資料がないといふことで救済の措置を講じられないといふことはちよつと不誠実ではないかと思ひますが、どうですか、その点は。

○説明員(五味廣文君) 今お話のありました証言といふようなお話も実は報道にございまして、私もこの証言といふのがどういふものであるか、実は今いろいろ調べて精査をさせていたたいしております。何分にもこの仕組みが全額国庫の負担で行われるものでございまして、やはり救済の対象としてこの製造所を認定するといふためには、かなりいろいろ詰める必要がある点が多いわけにございまして、救済するつもりがあるとかなんとかいふ問題ではございせん、詰めるべきことはきちつと詰めたといふことでいろいろ調査もいたしておるところでございまして。

○浜本万三君 それじゃ、時期を切ることは困難かも知れませんが、早急に調査をする、こういう約束は今していただいたわけですね。

○説明員(五味廣文君) 現在、手元にあります資料は新しく出てきたものを精査しておりますし、今後いろいろ資料が出てくるというところでございまして、これはできるだけ早く中身を検討いたしまして、それがどういふ根拠につながっていくかはできるだけ早くやつてまいりたいと思っております。

○浜本万三君 時間ですから終わります。

○木庭健太郎君 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を審議するに当たりまして、最初に、先日台湾人元日本兵訴訟の最高裁判決がございまして、この訴訟は、第二次大戦中に旧日本軍の軍人軍属として死傷いたしました台湾人の元日本兵とその遺族が、援護法や恩給法の国籍条項は法のものとの平等を保障した憲法十四条に違反するといふことで、国に補償を求めたものでございまして。

提訴から十五年ほどたちましたけれども、四月二十八日が最高裁の判決でございまして、判決は厚生省もごらんになつておられると思ひますけれども、一応国の措置については合法といふことを言つておりますけれども、判決理由の中で、台湾出身の軍人軍属に対していかなる措置を講ずるかは立法政策に属する問題といふふうに結論づけておりました。これは、いわば見方を変えるならば、戦後補償問題を立法政策にゆだねたと見ることもできるわけにございまして。

厚生省として、この判決をどう受けとめていらっしゃるか、お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(多田宏君) 私ども、所管しております援護法に關しまして、この判決でございまして、援護法に国籍条項を設け、台湾住民である軍人軍属を援護法の適用から除外したことは十分合理的な根拠があり、憲法十四条に違反するものではないといふ判決をいただいたといふふうに承知しておりますので、援護法を所管する当省といたしまして、当省の立場から特段の対応を今といたうふうには考えておらないところでございまして。

○木庭健太郎君 そうおっしゃると思ひますけれども、ただ、この訴訟の経過は厚生省も御存じだと思ひます。六十年八月、第二審の最高裁判決のときでしたけれども、このとき判決理由の中で、原告が著しい不利益を受けているのは明らかで、外交上、財産上の困難を越えて早急に不利益を取り除くよう尽力すべきだといふ異例の指摘があつたことも御存じだと思います。これを受けて、議

員立法で台湾人元日本兵に対する特定弔慰金支給法を成立させたといふ経過もあるわけにございまして。それでもなお原告が上告をされたといふことを私は厚生省は重く受けとめるべきだと思っております。

これは厚生大臣とは見解が異なりましたけれども、過日、外国人労働者の医療保障問題を取り上げました。そのときに私が訴えたのは、社会保障における国際化といふのは、すなわち国籍要件の撤廃の問題といふのは世界の潮流でもあり、また我が国がどこまで真に国際人になり得るかどうかの試金石がこういう問題にあるんだといふことを訴えたわけにございまして。

昭和五十七年、難民条約の批准以来ずっと国民年金法、それから社会保障各法において国籍要件といふのが撤廃されてきた事実もあるわけにございまして。その中で残つてゐるのは援護法、恩給法と生活保護法との二つが残つてゐる私は認識しております。私自身は、援護法に国籍要件といふのを付することは、すべての人を平等に取り扱うといふ、ある意味では国際的な潮流に反してゐると思ひます。まして、援護法の対象となつてゐる人々が日本兵として戦つたわけにございまして、またそして亡くなつた方々だと。これらの人々をどうして外せるのかと私は思ひます。実際に他国を例に挙げるならば、アメリカもイギリスも、諸外国では外国人元兵士に対しても自国民と同様の一時金または年金を支給してゐるわけにございまして。

そういったことも考えた上で、私はこういう国籍要件といふのは撤廃を行ふべきだと考えますが、厚生省の考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(多田宏君) 私どもの所管しております援護法、これは恩給法に準拠して制定されたといふ経緯がございまして、恩給法と同様に対象者を日本国籍を有する者に限定してゐるところでございまして。

また、我が国といわゆる分離独立地域との財産請求権の問題、この問題につきましては、サンフ

ランシスコ平和条約によって特別取り決めの主題にするということにされておりました。そういう扱いの中で、韓国との間では既に四十年の日韓協定で補償の問題は法的に解決済みという形になっているという状況でございます。こういった状況から考えまして、援護法で今国籍要件を撤廃するということは考えていないところでございます。

○木庭健太郎君 今、韓国の問題もお取り上げになりました。私はこれもよく理解できないわけでございます。在日韓国人に対しては援護法は適用されてないですね。しかも、今言われた日韓協定以降は、その前までは帰化すれば法の適用を受けるということになっていたけれども、日韓協定以降は帰化しても法の適用を受けることができないというふうになってしまいました。

日韓協定は在日韓国人の財産権及び利益に影響を及ぼすものではないというふうに規定しているわけでもございません。なぜ日韓協定を境に取り扱いを変更するのか、私は理由はないのではないかと思います。そして、もし仮に北朝鮮籍の人であれば今日でもなお帰化すれば援護法の対象となるわけでしょう。そういう同じような意味では一つの朝鮮半島を考えた場合、その中で差が出てきてしまう。これは矛盾だらけじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○政府委員(多田宏君) 在日韓国・朝鮮人への援護法の適用という御指摘でございますが、この援護法適用問題で請求権の取り決めというのはサンフランシスコ平和条約によりまして特別取り決めの主題というふうに位置づけられて、そしてその交渉が韓国との間では既に行われて、その時点で最終的に処理が終わったと、こういうふうになされているわけでございますので、そこで解決のついたものについてはこれ以上特別の措置を講ずることはできないということでございます。

なお、先ほど先生の御指摘ありました台湾の方々あるいは北朝鮮の方々、この方々についてはまだ特別取り決めが行われておらないという、解決済みでないという扱いでございますので、帰化

されますと日本の法が適用になる。最終的に解決になる前の韓国の方々につきましても、まだ解決されていないという状況で日本国籍を取得されたと、今後外交交渉で韓国側が何らかの措置をとって日本国籍を取得してしまえばもうその道はあり得ないことになりますので、そういう状況にある方には帰化されれば援護法の適用をする、こういう扱いをしてきているわけでございます。

○木庭健太郎君 外務省にちよつとお尋ねしておきますけれども、今、日朝交渉が始まっているわけでございます。この日朝交渉の問題、いろんな複雑な問題、大きな問題もいっぱいあるわけですが、それは言いながら、一つ援護法の例を挙げましたけれども、こういった戦後処理の問題というのが私は個人にかかわる非常に大きなテーマの一つだろうと思っております。そういった問題がきちんと解決されなければいけないと思えますし、逆に言えば、こういう交渉を進める中で今言った日本における制度の問題もきちんと相手側に理解させ、なおかつこういう訴訟にならないような形でこのことをきちんと処理しておくべきだろうと考えておりますが、日朝交渉の中においてもこういう問題をきちんと取り扱っているかどうかというのを聞いておきたいと思えます。

○説明員(竹中繁雄君) 日朝国交正常化交渉では議題が四つございまして、その議題の二におきまして国交正常化にかかわる経済的諸問題につき議論をしているところでございます。

その両国間の経済的諸問題の扱いでございますけれども、今交渉の中ではこれを財産請求権の問題として処理すべきか、あるいは補償、賠償の問題として処理すべきかという原則論におきまして日朝双方の立場が対立しているところでございまして、したがって、個々の具体的な請求につきましましては突っ込んだ議論を行うには至っておりません。

○木庭健太郎君 そういうことになるでしょうけれども、しかし、こういう問題をやっておかな

きやまた同じ問題を繰り返すわけですよ。そういうことはぜひ避けていただきたいし、こういう問題も取り扱っていただきたいということを要望します。

そこで、大臣にこの問題ひとつ伺っておきたいんですけども、私は戦争で傷ついたこういう在日韓国人の人々、まさにある意味では命を投げ出して我が国のために戦って、今日我々と同じように税金を納めている方々でもあるわけですよ。それにもかかわらず、韓国における補償の対象とはならず、我が国においてもその対象から除外されている。従軍慰安婦問題だけじゃなくて、さまざまな角度から戦後処理問題の抜本的かつ総合的な解決が求められておりますが、一番いいのはこの際援護法の国籍要件撤廃をやっていただきたい。とりわけ、こういう谷間になっている在日韓国・朝鮮人への補償の問題については、いろいろやり方はあるでしょうけれども、とにかく真剣にかつ早急に検討を行う必要があるのではないかと考えま

すけれども、大臣の見解をお伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(山下徳夫君) 先ほどから御意見また政府側の答弁等を私に聞いておまして、本当にこれは難しい問題だなと思っております。問題は国家間の取り決めの問題でございまして、これを簡単に変えるということとは容易ではない、率直なそういう感じを持っております。どうかそういう点は御理解いただきたいと思えます。

○木庭健太郎君 大臣のお気持ちもよくわかりますけれども、大臣がどう考えるかで随分変わってくるんですよ、こういう問題というのは。厚生省は非常にかたいガードでやるでしょうけれども、この前も話しましたけれども、じゃ人権という立場からやるか、それとももう決まっているんだからしようがないんだという立場からやるか、その辺の判断ができるのがある意味では大臣なんですよ。そういう認識もぜひ持っていただきたい。答弁は求めません。

もう一つきょうお聞きしておきたかったのは、

沖縄の厚生年金格差の問題でございます。

この問題、今月の十五日に沖縄が復帰二十周年という大きな節目を迎えました。この日を迎えるに当たって、沖縄県民の多くの方々がかたずをのむ思いで注目してきたのが沖縄の厚生年金格差は正の問題でございまして。この問題については、既に宮澤総理が高い政治的レベルであると認識しているという答弁もなさっておりますし、これは衆議院の方でございまして、四月二十一日に沖縄・北方特別委員会が、沖縄の厚生年金格差は正に對して高度の政治的決断による措置を求める申し入れも行ってあります。さらに、十二日のこの沖縄・北方特別委員会の中で厚生大臣が、現行の制度では解決できないから年金制度以外の超法規的方法で解決したい、復帰二十周年の五月十五日までに何らかの方法を見出せるよう関係大臣との間で最大限の努力をすとおっしゃったというふうに私は新聞報道で見ましたけれども、もし事実であるならば、その趣旨についてお伺いしておきたいと思えます。

○国務大臣(山下徳夫君) 今の御質問の前段についてちよつとお答えをいたしておきたいと思えます。

それほど私も本心に心を痛めながら苦勞をしてきたことは事実であります。超法規的に解決するということではなくて、何せ国会というのは立法機関でございますから、それを初めから法律問題を抜きにしてということとは、これはあり得ないことでございます。ただ、こういう問題もありとあらゆる面から考慮する、その一つとして超法規的なということも含めて考慮すると、こう申し上げたつもりでございますから、決して私はへ理屈を言うわけじゃないと思えますが、その点は御理解をいただきたいと思えます。

○政府委員(加藤栄一君) 今、大臣から御答弁があったとおりでございます。私どももいたしまして、年金制度ではこれまで最大限の措置をとつてきておりまして、これ以上の対応は困難でございますので、検討の場の設置を含め種々の可能性

を検討することについて五月十五日までにでき得る限り努力したいと、こういう考えを大臣からお答えされたものと理解しております。

○木庭健太郎君 これを受けて、五月十四日でしたか、沖繩の厚生年金に関する諸問題についての関係省庁検討会の設置についてということで関係事務次官の申し合わせがなされて、この問題について関係省庁検討会が設けられるという運びになったと聞いております。

ただ、この関係事務次官申し合わせというのは、私たちがこの問題について一つの政治的な決断を求めたわけでございます。また、私は総理の御答弁も大臣の御答弁もそういう趣旨でおっしゃったと思っております。それとこの事務次官の申し合わせは何か趣旨が随分かけ離れているような気がしてならないわけなんです。あの大臣の答弁の趣旨をきちんと受けた形でこの関係事務次官の申し合わせができていますのか。いわば大臣答弁がきちんと貫徹されているのかどうか、この事務次官申し合わせの中で、その点をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(加藤栄一君) 先日の大臣の答弁の趣旨を踏まえまして、現時点での関係省庁間の最大限の努力の結果といたしまして、五月十四日の関係事務次官申し合わせにより検討会を設置したところでございます。今後何らかの対応があり得るかにつきまして関係省庁等と協力いたしまして鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。

○木庭健太郎君 まさに局長おっしゃったんですけれども、私が非常にこの問題で不満に思っているのは、今おっしゃいましたよね、諸問題に関する関係省庁検討会の設置についてと次官申し合わせの中にもあるんですけれども、何らかの対応があり得るかについて検討するとおっしゃるんですよね。

そうじゃなくて、今の時点というのは、さっき大臣もおっしゃったけれども、何らかの対応があり得るかじゃないんです。何らかの対応をしなくちゃいけない、それがどう出るかわからないけれども何らかの対応をしなくちゃいけないという

れども何らかの対応をしなくちゃいけないということで答弁をされ、この事務次官の申し合わせに つながっていかなくちゃいけないのに、何か聞いていて情けない気がしたんです。ある意味じゃ事務レベルじゃ無理だからもう少し高度なレベルでやってみたい、こういう言い方をしたら沖繩県民の方たちは私は怒ると思いますよ。

私ここできちんと確認しておきます。じゃ、検討会を設けた、検討会を設けて検討の結果何の対応もあり得ないということがこれだったら起こり得るわけですね。そういうことは、一つの結論を出すために一生懸命ここでやっていくんだと、そういうことをおっしゃるつもりなのか、そこを はっきりお聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(山下徳夫君) 率直に申し上げて、私が答弁申し上げたのは、何らかの対応をしたいという、もう精いっぱいそういう気持ちでやっているわけでございます。現時点においてそれ以上申し上げることはこの問題をかえって難しくするような私の気持ちなわけでありまして、確かに先生、一つの流れからすれば私の答弁その他については隔靴掻痒の感があられると思いますが、あとしばらくひととつどうかこの程度の答弁でお許しをいただきたいと思います。

○木庭健太郎君 いや、局長の方にちょっと聞いておきましょう。

この検討会というのは、構成はどうされるのか、構成員というのはどんなふうになるのかという点が一つ。それから検討会としていつまでに結論を出していくとするのか。

少なくとも私の認識が間違っていないければ、検討会というのは別にこの問題のゴールではないわけですね。これができて始まりであって、今から前向きにどうするかという問題について取り組んでいくということだと思っております。それならば、できるだけ早く精力的にいろんな検討を進めていただきたいし、各省庁ありますから大変だと思ふんですけれども、そういうこともやって

いただきたい。ある程度めどをつけるなら、大体このころまでには結論を出せるように努力したいというお考えがあるならば、そういう構成、構成員の問題、そしていつまでの時期というのを考えながらやっていくのかという点について、お考えがあれば聞かせておいていただきたいと思っております。

○政府委員(加藤栄一君) 検討会におきましては、内閣内政審議室、沖繩開発庁及び厚生省により構成することとしておりまして、検討会の出席メンバーといたしましては局長クラスをメンバーにするという予定でございます。

検討会におきましては非常に難しい問題をこれから検討していくこととなります。したがって、結論を取りまとめる時期についてはただいま申し上げることはできないわけでございますけれども、先ほど来申し上げておりますように、鋭意検討を進めまして、その進捗状況を見ながら判断してまいりたい、かように考えております。

○木庭健太郎君 一つ心配しているのは、そういうレベルの人たちでやるから、この前発足しましたよね、五月十四日がこれは決定ですよ。そうすると、一体次回をいつやるかなかなか決まっていないうような話もちよと聞いているんですけれども、その辺に一回ぐらいいはできるようなペースでやっていただけるんですか、どうですか。

○政府委員(加藤栄一君) 関係次官の申し合わせをいたしました直後でございますので、これから関係省庁等とも御相談いたしましてこれからの運営につきましても決めてまいりたい、そういう段階でございます。

○木庭健太郎君 まあ大臣、勘弁してほしいというところございましたけれども、最後にぜひこの問題についての決意を聞かせておいていただきたいわけでございます。

私たちは、この問題については事務レベルを越えたものと正直言っております。最大限努力していろんな経過があつてこうなつたわけ

す。困難な問題があることも事実です。しかし、願いは願ひとしてやっという一つの大臣として決断もされたらと思うんです。この問題に対する今後の取り組み、大臣の決意を最後にお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○国務大臣(山下徳夫君) もう先生のお気持ちはわかり過ぎるほどわかるわけでございます。私自身もこの問題についていずれにしても早い決着をつけなきゃならぬと思っております。先ほど月に一回ぐらいいはどうかとおっしゃいましたが、私も、これは全体的な各省庁の会議ですからどの程度やっただかいというところは、差し出がましいことは言えませんが、少なくともその程度は精力的にやっただかいという希望は持っておりますし、そういうことでとにかく早く決着をつけなきゃならぬという気持ちは精いっぱい持っております。どうぞ御了解いただきたいと思っております。

○木庭健太郎君 ありがとうございます。

○省脱タケ子君 それでは、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の審議に当たりまして、私も大変限られた時間ではありますが、戦後処理に関する問題をお伺いしたいと思っております。大変短い時間で、各省庁の方々においでをいただいているのかもしれませんが、これはなかなかお聞きをする条件がなからうと思っております。主として政治的にひとつ大臣にお答えをいただきたいと思っております。

その第一は従軍慰安婦問題でございますが、従軍慰安婦問題というのは、政府、軍が関与して戦争遂行の国策の一環として推進をされてきたというところはもう明白にされております。ところで、十四日の新聞報道によりますと、国連として初めてこの問題の調査に乗り出す可能性が出たということが具体的に報道されておりますが、外務省の方おいでになるんですしたら、それは事実かどうかをひとつ確認させていただきたい。

○説明員(吉澤裕君) 御指摘の報道でございますけれども、国連の奴隷制の現代的形態に関する作

業部会、これは国連の人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会の下にあります作業部会でございます。報告の中にも、これが十三日に採択いたしました女性の状況に關して、作業部会が受け取った情報を重大な人権侵害の犠牲者に対する補償等についての権利に關する特別報告者に提出するよう国連事務総長に要請すると、こういう記述がございます。

○沓脱タケ子君　そういうふうな国連の調査の問題にも、課題にもなってくるということになります。明らかに過去の我が国の軍国主義の犯罪あるいは最も恥部が国際的にも明らかにされるということになるわけでございまして、国連調査ということが具体化すれば、日本政府としては誠実に対応しなければならぬのではないかと思います。その点はどうか。

○説明員(吉澤裕君)　ちよつと事実關係でございますので、私の方から答えさせていただきます。けれども、国連の先ほど私が申し上げました報告の中には、その報道にございような調査ということまでは書いていないわけでございすけれども、今後国連の差別防止・少数者保護小委員会あるいは特別報告者というものがこの作業部会の報告をとらえまして、どのように対応していくのかという点につきましては、外務省といたしまして注視していきたい、このように考えております。

○沓脱タケ子君　いずれにしても、これは当然誠実に対応していかなければならない課題だと思っております。

最後に、大臣に政治的に対応の御見解を伺いたいと思ひます。既に我が国でも韓国でも調査が進められていてございしますが、調査が終つたら当然補償問題というのが課題に上がつてくると思ひますが、今日の政治情勢の中で誠意を持つて対応されるべきだと思ひます。その点についての御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(山下徳夫君)　実は先週でございしたか、在日韓國の大使がほかのことでお見えになりました。しかし、その機会に私は二人で懇談するときにこの問題を私から申し上げて、これは何か私どもの詰まつたような気がするから、早く解決したい気持ちでいふべきであるということをお願いしてございしたけれども、その気持ちに変わりはございせん。今後とも努力をしてみたいと思ひます。

○沓脱タケ子君　ぜひ誠実に対応していただきたいと思ひます。次に、先ほど課題になりましたが、沖繩県の厚生年金問題、これは既に詳しく質疑がありしたので簡潔にお願いをしたいと思います。御承知のとおり、年金に格差があります。資料によりまして、これは県の資料でございしますが、厚生年金の老齢年金ですが、平均の年金月額が全国平均では十三万八千円で沖繩では九万四千円ということになっております。この格差があるというものは加入年数の違いなんです。全国では二十六・六年で沖繩では十一・一年ということになっておるわけでございします。

沖繩における年金制度の発足がくれたからこういうことになっているというところはもう周知のこととございしますが、しかしおくれた責任というのは県民にはないわけなんです。その辺が私は大事じゃないかなと思ひます。当時はもう御案内のように沖繩の施政権はアメリカでありました。サンフランシスコ条約四條でアメリカが施政権を保持するということで施政権をアメリカに渡していた時期でございしますから、我が国の政府はそのことを認めてきた。問題の四十五年以降ということ、加入年限がおくれた原因は県民の責任ではなくて政府のこういう施策に根源があるわけなんです。したがって当然これは政府の責任で解決をしなければならぬということ、随分社会問題化してきている。

大臣も何とかしたいとさつきもお話でございしたけれども、まさに政治的な決断によつて解決

をしなければならぬ課題であらうと思ひわけでございますが、その点はもう間違いないですね。○國務大臣(山下徳夫君)　この年金格差のよつて来るゆえんはもう御説明申し上げ、先生の

おっしゃるとおりでございします。そこでただ、さきさきながら現在の年金の法規上これ以上、二回いろいろ特別措置をとりましたから、やることは困難であるということ、大方野党の先生方も認められようと思ひます。そこで超法規的なこと、政治的な問題をすべて含めて何かあるかなというところで今一生懸命やっているわけとございまして、あと若干の時間をお与えいただきたいと思ひます。

○沓脱タケ子君　そういう御決意を伺ひまして多とするわけですが、政府内に、さつきもお話でございした検討会を設置されたようでございます。私はこの問題は検討会をつくつたということ

で問題の解決をおくらせないようにぜひやってみてほしいなと思ひます。それからもう一つは、この検討の方向ですね。年金ではなじまないというふうなことも総理もおっしゃつたようですが、しかし解決の場合にぜひ考へておいていただきたいと思ひます。これは、特別の一時金とか、あるいは握り金だとかという

ような形での処理というふうなことになるようにぜひお願いをしたいと思ひます。これは、沖繩県知事名で昭和二十九年にさかのぼつて対応してもらいたいという要請が政府へも出ておりますが、そういう点をきちんと踏まえて解決の方途を検討していただきたいと思ひます。

私も本土におる者にとりまして、こんなことと一生につながる年金に差別が出るというのはたまらないと率直に思ひます。政府といたしましても、政府の御都合で、ちよつと嫌みになりますけれども、例えば年金への国庫負担を繰り延べたり、あるいはそれを返すんでなく、ちよつと流用したりというような財政上の措置はかならず御都合のよいようになさつておられるという実態を我々存じ上げておるものですから、こういう政

府の責任で起こつてきている問題というのは県民要求に沿つて解決をぜひ早期に実現がなされるように検討を進めていただきたい。これはやはり政治的解決以外にないと思ひます。その点でもう一回大臣の御見解を伺つて、この問題を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(山下徳夫君)　先ほどから政府委員も答弁いたしておりますように、この問題は既に關係省庁の検討会にゆだねるということになっておりますので、その経過並びに結果を見た上で、私がすべき措置を精いっぱいやってまいりたいと思ひます。

○沓脱タケ子君　もう一点、戦後処理問題いろいろありますが、沖繩戦中マリアナの犠牲者問題、三千余名の遺族の方に対する補償の問題というのが出てまいっております。

これは私五年ほど前だったかと思ひますが、本委員会でも取り上げたことがございします。非常によく存じているんですが、その当時波瀾間というところの島の方々がおいでになつて具体的なお話を伺ひましたけれども、私も医者で端くれで、聞いて驚いたんですけれども、あんなマリアンで一家全滅をしたとか、あるいは八人兄弟が一人しか残らなかったとか、そういうひどい被害を受けておられるわけで、私が質問をした当時には軍の方針でやられたということが鮮明になつておりませんでした。しかし、県の調査によりまして、基本的には政府の海軍省、陸軍省の方針に沿つて強制退去をさせられた結果であるということが明らかになつてきております。

こういった問題も大変難しい問題とは思ひますけれども、ぜひひとつ戦後処理問題として誠意を持つて検討をしていただかなければならない課題ではないかと思ひますが、これにつきましても御見解を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(多田宏君)　この問題につきましては、総理府、沖繩開発庁、厚生省三者で、沖繩県の方のいろいろ調査の結果もあるようでございますから、そういうのをよく伺つてその上でまた考へて

いくという事で連絡会を設けておりますので、その動きの中で考えていくことになると思います。

○省脱タケ子君 その三省庁連絡会をつくっておられるのはよく存じております。私は五年前に波照間から来られた方々をお連れして陳情もしたことがある。そのときに関係省庁が言われて、これは関係省庁がともに相談をするという段取りにしなければどうにもならないということを当時おっしゃいました。それがやると実現をしてくいてるんだなという事で、この機会にぜひそれをやってみたらありたいなと思っております。

三、省庁が相談をするとおっしゃいますけれども、私、復帰二十年を迎えたこの機会に、年金と一緒にこのマラリア犠牲者の問題も早期に解決をなさるべきではないかと思っております。

軍隊の時代というのはひどいもので、これなかなかおもしろいんです。退去は守備隊長の命を受けて警察署長等の指示によって実施され、命令は口頭で傳達されることが規定されている、文書を残すなという事でございました。私が伺った方々のときには、軍曹が日本刀を抜刀しながら退去を命じたという事でございました。ひどいことをやるものだと思いましたが、その軍曹が異常な人でそういうことをやったのかという感じもあつたんです。

しかし、そうではなくて軍の命令で刀を抜いて住民を退去させるといふふうなことでやって、しかも犠牲者が三千余名という方々に及んでいて、ということでございますから、三省庁の連絡会というだけで遷延をさせずに、復帰二十年を機会に政治的にひとつ大臣、御解決を進められるように特に要請をしたいと思っております。見解を伺って終わりたいと思います。

○国務大臣(山下徳夫君) 私もかつて波照間島には行ったことがございます。たしかあそこは日本の最西端だったんですか最南端だったんですか、行きました。それで、非常にへんぴなところでございますし、その慰霊の碑にも参りましたけれども、

今おっしゃる趣旨は私もよくわかります。何せ終戦のちよつと前の非常に混乱した、日本がもう負け戦の最中でございますから、今の常識で考えられないようなこともあつたかも知れません。しかしながら、当時のことをよく調査しながら、また先生の御意思は十分私もできるだけのことはしたいと思っております。

○省脱タケ子君 終わります。

○栗森喬君 今回の援護法を改正する趣旨については、国家の責任でやった部分について明確に責任を持って、ほかの制度から見れば比較的良好整備をされているし、当然だと思っております。問題は、今、戦後処理という事でいろいろなことが問題になつていまして、あえて幾つかのことについて、重なる部分もございまして、お尋ねをしておきたいと思っております。

まず、沖縄の年金問題でございます。この問題は、私も過日子算委員会でも取り上げたりもいたしました。具体的な事実認識で厚生省にお尋ねをしたんですが、まず一つは、格差があると言われていた。これは年間五十万とも七十万とも言われておるんだけれども、お尋ねをいう認識でよろしいのかどうかということについてまずお尋ねをしたいのが一つ。

それから二つ目に、過去二回の措置をやつてきた。これは制度の枠内の措置だつたと思つてきた。法律としての措置もその枠ではないかというふうな思つたわけでございまして、二回の措置をやつたにもかかわらず、今、復帰二十年のこの段階でこういう意見が出てきているのは、この二回の措置そのものが一定の限界という問題があつたんじゃないか、こういうふうな思つていられるわけですが、まずその点についてお尋ねをしたいと思つてます。

○政府委員(加藤栄一君) まず、年金に格差がある、こういうことでございまして、これまで国会等で御議論のときに引かれた数字いろいろございまして、一般的に引かれておりますのは平成元年度末の数字で、沖縄県の年金受給者の平均年金月額九万円、それから全国の平均

均年金月額十三・八万円、こういうことでございまして、確かに年金額に差はあるわけでございまして、このうちいかほどのものかというわけの沖縄の年金の特殊性に配慮するものであるかということ、これは今後検討会等でも検討の一つの課題になるのではないかと思つております。

何となれば、現在の被保険者の全国の平均標準報酬月額でございますが、二十六・二万円でございます。沖縄の現役の方の平均標準報酬月額の平均は二十一万二千円でございます。この点について差があるわけでございまして、その他、雇用期間でありますとか、そういうことを全部見まさんと、このうちの程度が、格差というものの自体がどういう定義であるかということすら分明ではありませんが、そこら辺も慎重に検討してまいらなければならぬというふうに考えております。

また、それぞれモデルを考へまして、年間どのくらいの年金収入になるのかというふうなものがあるというございまして、これはいろいろございまして、それぞれにつきまして個別に見てまいらないと何とも申せないかと思つております。

それから二回の措置でございます。この二回の措置につきましては、社会保険制度をとりまする年金制度といたしまして、過去にさかのぼって適用する、字義どおり適用するということは大変、大変といふんですが、社会保険としての年金制度の趣旨にもとるわけでございまして、それはとり得なかつたわけでございまして、したがって、中高年齢層の特例という本土にありま措置をさらに有利に沖縄には適用いたしまして、加入期間につきましての特例というものを、年金計算上特例を設けたわけでございまして、それを第一回は復帰時にとつたわけでございまして、

しかしながら、それは定額部分につきまして二十年分を確保するという事でございまして、その上の報酬比例部分につきましては実加入年数に対応したものでございまして、年金額といいたしましては本土よりも、同じような状態にある方よりは有利であります、本土よりは低くなると

いうことでありまして、そういうことにかんがみまして、平成二年度より報酬比例部分につきましても実加入期間をさらに超えまして十五年度の加入期間に対応する報酬比例部分の年金額を算定するという特例措置を講じたわけでございまして、これは平成二年度から五年間を申請期間としておりまして、現在申請を受け付けているところでございまして、

したがって、先ほど申しました資料につきましても、これは平成二年度以降の措置の影響というものはまだ生じておらないものでございまして、今後見ていかなければならないというふうに考えております。

○栗森喬君 私、今の答弁で、問題は年金制度という年金に係る法があつて、その法の根幹を變えないということでは、私は沖縄の問題は絶対に解決しないと思つた。すなわち、いわゆる復帰がおくれたわけでございまして、その間自分が掛けたくても掛けられなかつたということについて、そこに立法の根拠を置かなかつたら絶対だめなわけです。既存の年金法を前提に置くというのは絶対にだめなわけで、むしろこれは厚生省なら厚生省がそこにこだわることには大きな問題があるんじゃないか。

もちろんこれは当時の雇用主負担をどうするかとか、政府負担をどうするかとか、いろいろな問題がございまして、これは過去国鉄年金の救済など全制度を活用してやつたことなどから見たら、沖縄に対する対応として、まず厚生省の問題に対する担当のところで見ていられる本質は基本的に私は違うような気がするんですが、この辺、大臣いかがに思つていますか。

○政府委員(加藤栄一君) 今お話しのごいふした国鉄共済とも関連しております制度間調整制度につきましては、年金制度の一元化というものを目指しまして、本来公的年金制度が目指す道に沿つた考え方で対応していただく、そういうことでございまして、

また、過去に鉄道共済におきまして一般の他の

またこの沖繩の厚生年金に關連する問題につきましては、今般沖繩の厚生年金に關する諸問題についての關係省庁檢討会を設けることとしておりますので、この中で鋭意種々の可能性を検討してまいるといふことにされたところでございます。ただし、社会保険としての厚生年金保険制度が何と申しますか、成り立たないといひますか、そういう趣旨にもとるといふような形で対応策といふものは、これは大変無理なんだと思ひます。そういうことを勸案しながら、いかなる対応策を講ずるかといふことを検討してまいるといふことでございます。

制度として何とかする時には特別立法しかないんだけど、私は厚生省の今日までの過去二回の対応を含めて、格差という認識、それで総枠で、もしそれぞれが私はその格差に該当するからと言ったときのぐらいいの原資が要るかということも含めて、ちゃんとしたものを持っていて言うんならいいけれども、とにかく現行の年金法だけ

だから、何とかするということで、事務次官会議から関係大臣が集まってよりよき方策を考えなければならぬわけですが、その辺について大臣の見解をお尋ねしたいと思います。

そこで今回は二十周年を記念して、ぎりぎりのところまでできているがほかに方法がないかということをご各県でもう一回検討しようという、それが発足したわけでございますから、あとしばらくその成り行きを見るという意味においてお時間をちょうだいしたいということであります。

私はあえて申し上げますが、さき「国鉄年金の」ことを言ったのは、あれもある種の超法規的な側面があったと思う。現行の厚生年金から見ると、あれはいろいろあったから、その上の上積みみたいなところだからという話はあったけれども、あれだって、基本的に年金制度からいったら、ああいうやり方をやるなんていうのは果たしてどうだったのかという、そういう意味でいったら問

時間がございませんので、いわゆる戦後処理の問題で二問一緒にやらせてください。

それからもう一つは、里帰り問題と似たような問題で、北朝鮮の問題があると思います。

○政府委員(多田宏君) 中国残留孤児の問題につきましては、先生御承知のように年々いろんな点

でその支援策を強化してきておりますし、また残留婦人の問題につきましても引き続き強化を図ってきております。今後ともその点についてはできるだけのことをしていきたいというふうには考え

それから、北朝鮮の帰国の問題でござりますが、この問題については、私ども厚生省が担当しておりますのは引き揚げ援護というところから始まった仕事でございまして、それ以降の問題につきましては外務省がというふうに分担を分けておりますので、私どもの方で直接手がけるということではなく、やはり外務省の方でやっていただくということになろうかと存じます。

そこで、援護法の対象者は高齢化をしてきておるということでありますので、潜在的な受給者が速やかに請求を行えるように、より一層の制度の周知徹底を図っていただきたいと思うわけですが、お伺いしたいというふうに思います。

○勝木健司君 次に、中国残留孤児の対策についてお伺いします。

私自身も中国の大連の引揚者ということでありましてとても人ごととは思えませんので、毎年質問をさせていただいておるわけであります。今なお多くの残留孤児、残留婦人がおるといふふう

聞いておりますので、帰国を希望する方々については一刻も早く帰国をさせてあげたいと思っております。

そこで、中国残留孤児のうちの身元判明孤児は身元未判明孤児と比べて帰国が在日親族の側の事情で遅れているやに聞いておられるわけでありま

慣についてうろ覚えで生活上不安があるといったような方も少なからずおられるというふうに考えております。

層努力してまいりたいと考えております。

す重要になってくるのではないかと思われます。

○政府委員(多田宏志) 身元が判明しました孤児の帰国に関してはできるだけ在日親族が受け入れるということが望ましいということでごさ

○勝木健司君 今もありましたように、定着促進センターとかあるいは自立研修センターを設置さ

○勝木健司君 自立研修センターは通所施設であ

○委員長(田淵勲二君) この際、委員の異動につ

○勝木健司君 永住帰国を希望されております残

また、自立研修センターでは、定着促進セン

○勝木健司君 自立研修センターは通所施設であ

○委員長(田淵勲二君) 全会一致と認めます。よっ

○勝木健司君 永住帰国を希望されております残

また、自立研修センターでは、定着促進セン

○勝木健司君 自立研修センターは通所施設であ

○委員長(田淵勲二君) 全会一致と認めます。よっ

○勝木健司君 永住帰国を希望されております残

また、自立研修センターでは、定着促進セン

○勝木健司君 自立研修センターは通所施設であ

○委員長(田淵勲二君) 全会一致と認めます。よっ

○勝木健司君 永住帰国を希望されております残

また、自立研修センターでは、定着促進セン

○勝木健司君 自立研修センターは通所施設であ

○委員長(田淵勲二君) 全会一致と認めます。よっ

- 二二八七号
一、療術の制度化促進に関する請願(第二二八七号)
一、より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願(第二二九〇号)
一、医療制度の対策と改善に関する請願(第二二九二号)
一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第二二九三号)
一、身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願(第二二九六号)
一、重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願(第二二九八号)
一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第二二九九号)
一、重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第二三〇一号)
一、在宅障害者の介護体制確立に関する請願(第二三〇二号)
一、電動車いすの支給基準緩和に関する請願(第二三〇三号)
一、無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願(第二三〇四号)
一、医療制度の対策と改善に関する請願(第二三〇九号)
一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第二三二〇号)
一、身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願(第二三二三号)
一、重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願(第二三二五号)
一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第二三二六号)
一、重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第二三二八号)
一、在宅障害者の介護体制確立に関する請願(第二三二九号)
一、電動車いすの支給基準緩和に関する請願(第二三三〇号)

- 一、無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願(第二三二二号)
一、医療制度の対策と改善に関する請願(第二三二六号)
一、介助用ホイス・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願(第二三二七号)
一、身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願(第二三三〇号)
一、重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願(第二三三二号)
一、脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願(第二三三三号)
一、重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年金の増額に関する請願(第二三三五号)
一、在宅障害者の介護体制確立に関する請願(第二三三六号)
一、電動車いすの支給基準緩和に関する請願(第二三三七号)
一、無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願(第二三三八号)
第一九六七号 平成四年四月二十四日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(六通)
請願者 熊本県菊池郡大津町引水一五ノ三 富田純一 外二十二名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。
第一九六八号 平成四年四月二十四日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(三通)
請願者 熊本県菊池郡大津町引水五二〇 坂本精喜 外二十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。
第一九六九号 平成四年四月二十四日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(三十通)

- 請願者 熊本市鶴羽田町八三九ノ七 松本 俊二 外二百九十八名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。
第一九七八号 平成四年四月二十四日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願
請願者 熊本市今町六五八ノ三 西島賢次 外九百九十九名
紹介議員 白浜 一良君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。
第一九八七号 平成四年四月二十四日受理
公的年金制度改善に関する請願
請願者 埼玉県所沢市並木七ノ一ノ三ノ二 〇二 小林勝子 外百九十八名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。
第一九九七号 平成四年四月二十四日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願
請願者 群馬県沼田市柳町三五一 斎藤圭司 外三百四十五名
紹介議員 角田 義一君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。
第二〇〇〇号 平成四年四月二十四日受理
保健医療・福祉マンパワー確保のための立法と確保対策の具体化に関する請願
請願者 和歌山県有田郡清水町杉野原一、〇一六 杉本宜子 外九百九十九名
紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第七四五号と同じである。
第二〇〇八号 平成四年四月二十四日受理
カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱い

- に関する請願
請願者 札幌市中央区南九条西三ノ二ノ一 マジソンハイツハ二二 佐藤俊雄
紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。
第二〇〇九号 平成四年四月二十四日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願
請願者 大阪府和泉市今福町二ノ二ノ三 西村慎太郎 外千三百六十名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。
第二〇一〇号 平成四年四月二十四日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願
請願者 北海道函館市宝来町一ノ九 林 ハツエ 外千五百名
紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。
第二〇一一号 平成四年四月二十四日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願
請願者 東京都大田区山王三ノ九ノ六ノ一、〇〇四 中島小波 外五百六十名
紹介議員 西田 吉宏君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。
第二〇一三三号 平成四年四月二十四日受理
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願
請願者 静岡県浜松市根洗町一、二〇六 山田三郎 外一名
紹介議員 竹山 裕君
この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。
第二〇一七号 平成四年四月二十四日受理

国立腎(じん) センター設立に関する請願

請願者 東京都武蔵野市吉祥寺本町四ノ二
九ノ一八ノ一三ノ二〇一 財前研

紹介議員 恒

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第二〇一九号 平成四年四月二十四日受理
療術の制度化促進に関する請願(二通)

請願者 栃木県宇都宮市松原一ノ六ノ一〇
森俊彦 外一名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第二〇三八号 平成四年四月二十七日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(二通)

請願者 熊本県鹿本郡菊鹿町大字木野二七
坂本正幸 外七名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第二〇三九号 平成四年四月二十七日受理
腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願
(二通)

請願者 熊本市城山下代町七八ノ四柴田
ハイツ一〇二 松本幸一郎 外十
九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第二〇四〇号 平成四年四月二十七日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願
(三十通)

請願者 熊本県菊池郡合志町大字栄三、七
九六 津留里美 外二百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二〇五七号 平成四年四月二十七日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県小諸市与良町二ノ二ノ六
江元一郎 外百七十一名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第二〇五八号 平成四年四月二十七日受理
カイロプラクティックなど医療類似行為の取扱い
に関する請願

請願者 鳥取市大木市一七ノ一三 野島
静

紹介議員 坂野 重信君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第二〇五九号 平成四年四月二十七日受理
年金・手当制度を充実させて障害者の人間らしい
生活を保障することに関する請願

請願者 京都市下京区中堂寺王生川町二九
ノ一王生川団地三二二 松本美津
男 外三千二百二十五名

紹介議員 前島英三郎君

国連が、世界各国政府に呼び掛けた「国連・障害者
の十年」も、いよいよあとわずかを残すだけと
なった。政府は、「障害者対策に関する長期計画」
等の策定とその推進を図り、障害者に対する施策
の充実を進めてきたが、障害者・家族の現実的生
活を見ると、なお多くの課題が残されている。取
り分け、障害者の切実な願いである自立した生活
を築くには、年金・手当制度等の一層の充実が求
められている。現在、障害者に対しては、障害基礎
年金や特別障害者手当等の手当が支給され、生活
を支える上でなくてはならない制度となっている。
しかし、実態に合わない認定基準によって受
給対象者が切り捨てられ、また、増え続ける無年
金者は一向に救済されずにいる。そして何よりも、
生活保護費以下の基礎年金では自立できる状況
ではない。私たちは、こうした現状を一日も早く

改善し、政府が「長期計画」で「障害者の自立生活
の基盤を確保できる所得保障を確立するよう努め
る」と障害者に約束したことを具体化するよう強
く求める。ついては、次の事項について実現を図
りたい。

一、障害基礎年金は、生活できる年金額に大幅
に引き上げること。

二、身体障害者を始め精神薄弱者、精神障害者
等に対する実態に合わない認定基準を早急に
改め、受給対象者の切捨てをやめること。

三、無年金者を救済するための対策を講ずること。
と。学生の年金加入に際しては、大幅な負担
にならないよう十分な軽減措置、免除制度を
創設すること。

四、「子の加算」は、年金受給後に生まれた子供
も対象とし、額も増額すること。

五、無提出の障害基礎年金受給者に対する所得
制限を撤廃すること。

六、年金の併給調整は、実態に応じて緩和し、
取り分け二十歳以前に障害を受けた勤労障害
者が、厚生年金等にある障害年金を受給でき
るようにすること。

七、障害が軽くなった場合の「三年目の失権」
を撤廃すること。

八、特別障害者手当は、以前の「福祉手当」を
支給していた範囲まで拡大し、額も増額する
こと。

九、児童扶養手当は、障害基礎年金と併給でき
るようにし、母子家庭への支給制限を撤廃す
ること。

十、手当制度における支給制限を撤廃するこ
と。取り分け、施設入所三箇月以上病院に入
院している障害者にも支給すること。

第二〇六〇号 平成四年四月二十七日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野市風間一、六五六ノ三四 福

島豊 外百九十名

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第二〇六一号 平成四年四月二十七日受理
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同
居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六
四〇 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

重度心身障害者を抱えた両親又は介護者が、高齡
化や健康状態により、自らが老人ホーム等に入所
しなければならなくなった場合、現行の制度では、
家族が別々の生活を余儀なくされている。これは、
寝たきり老人とその介護者にとっても同じことが
言える。このような状況の中で、家族のきずなを
保ち、その支えが必要なお場合には、同居可能な社
会福祉施設が望まれているところである。ついて
は、重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者
が同居可能な社会福祉施設の設置について、法的
措置を講ぜられたい。

第二〇六九号 平成四年四月二十八日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(二通)

請願者 熊本県鹿本郡鹿央町広四、四三二
高山政光 外七名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第二〇七〇号 平成四年四月二十八日受理
腎(じん) 疾患総合対策の早期確立に関する請願
(二通)

請願者 熊本市市山一ノ二ノ六一 出口
智恵子 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第二〇七十一号 平成四年四月二十八日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 熊本市市山一ノ二ノ六一 出口
智恵子 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第二〇七二号 平成四年四月二十八日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 熊本市市山一ノ二ノ六一 出口
智恵子 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

(三十通)

請願者 熊本県鹿本郡菊鹿町上永野一、八
四二 原口栄子 外二百九十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二〇八〇号 平成四年四月二十八日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 札幌市西区琴似三条二丁目 堀ま
り子 外二千八百七十一名
紹介議員 高崎 裕子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二〇八三三号 平成四年四月二十八日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 大阪府東淀川区西淡路二ノ六ノ一
〇 竹中繁 外九百九十九名
紹介議員 西川 潔君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二〇八六号 平成四年四月二十八日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県上田市市中野九〇六 中村徳
人 外百四十九名
紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二〇八七号 平成四年四月二十八日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県上田市御所五四ノ三五七
田中誠一 外二十九名
紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二〇八八号 平成四年四月二十八日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県小諸市大字滋野甲三、五七
五 小林茂 外二十六名
紹介議員 乾 晴美君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二〇九〇号 平成四年四月二十八日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する
請願
請願者 東京都東村山市萩山町一ノ五ノ三
柳橋昇 外八百名
紹介議員 日下部権代子君
この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。

第二〇九八号 平成四年四月二十八日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県松本市城西一ノ一ノ三八
花村八重子 外二百四名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二一〇九号 平成四年四月二十八日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願
請願者 愛媛県松山市山越一ノ一ノ三一
佐川栄 外一名
紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第六一七〇号と同じである。

第二一二二号 平成四年四月二十八日受理
重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同
居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穂
二、二〇二 西山平四郎
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第二〇六一号と同じである。

第二一二三三号 平成四年四月二十八日受理

重度心身障害者・寝たきり老人とその介護者が同
居可能な社会福祉施設の設置に関する請願
請願者 長野県須坂市仁礼二、七三三 田
中英一郎
紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第二〇六一号と同じである。

第二一二四号 平成四年四月二十八日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願(九十四通)
請願者 長野県上田市常内二ノ二八ノ二三
桜井好茂 外三百三十一名
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二一四七号 平成四年四月二十八日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝
たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市酒井西町八一七ノ五
中島幸一 外一名
紹介議員 大塚清次郎君
この請願の趣旨は、第六一七〇号と同じである。

第二一五五号 平成四年四月三十日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(二通)
請願者 熊本県鹿本郡菊鹿町木野二、八三
三 徳永郁夫 外八名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二一五七号 平成四年四月三十日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願
(三十通)
請願者 熊本県八代市迎町一ノ二二ノ一〇
竹馬美奈子 外十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第二一五六号 平成四年四月三十日受理

腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願
(二通)
請願者 熊本県八代市迎町一ノ二二ノ一〇
竹馬美奈子 外十九名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第二一五七号 平成四年四月三十日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願
(三十通)
請願者 熊本県市楠五ノ七ノ三 江口圭一郎
外二百八十八名
紹介議員 紀平 悌子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二一六六号 平成四年四月三十日受理
看護婦確保法の制定に関する請願
請願者 札幌市豊平区月寒東三条四ノ三ノ
一八 蔵重フチ子 外九百九十九
名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第二一六八号 平成四年四月三十日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願
請願者 北海道山越郡八雲町栄町五一ノ六
高見俊夫 外八千三百五十二名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二一七一号 平成四年四月三十日受理
国民医療の改善に関する請願
請願者 東京都中央区入船一ノ五ノ四 樋
口正 外三十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一五三七号と同じである。

第二一七二号 平成四年四月三十日受理

第二二七二号 平成四年四月三十日受理
医療の改善に関する請願

請願者 東京都江東区永代一ノ三ノ九 村
山富治郎 外十三名

紹介議員 小笠原貞子君
現在、日本は世界有数の経済大国となり、豊かな国になったと言われている。しかし、日本の医療・福祉は先進国の中でも大きく立ち後れるなど、その貧しい実態が指摘されている。政府はこうした状況の根本的な改善を図ろうとしないばかりか、公的医療抑制の施策を押し進め、新たな法改悪を企図している。ついては、この事態の改善のため、次の事項について実現を図られたい。

一、老人への医療差別をやめ、すべての患者に行き届いた医療ができる診療報酬を保障し、看護婦、ホームヘルパーなどを大幅に増やすこと。

二、医師・医療機関をランク付けし、受診抑制と医療の営利化を促進する医療法の改悪をやめ、国立医療機関を拡充整備すること。
三、国民健康保険証を加入者全員に交付すること。国民と自治体の負担を増やす国民健康保険法の改悪をやめ、国庫負担を四十五%に戻すこと。

第二二七三号 平成四年四月三十日受理
肝炎患者の救済と予防・治療対策の拡充に関する請願

請願者 東京都板橋区中台一ノ二八ノ八
宮本才 外五百名
紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第一九二九号と同じである。

第二二八〇号 平成四年五月一日受理
看護婦確保法の制定に関する請願(四通)

請願者 熊本県鹿本郡菊鹿町大字木野三二
三 井手上武俊 外十七名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第二二八一号 平成四年五月一日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(七通)

請願者 熊本県八代市迎町一ノ一三ノ八
宮崎敏夫 外六十九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第二二八二号 平成四年五月一日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(三十通)

請願者 熊本県菊池市片角二ノ二ノ二 浜
田丈夫 外二百九十九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二二八九号 平成四年五月一日受理
看護婦確保法の制定に関する請願

請願者 横浜市戸塚区深谷町三八三ノ七
沼裕 外千四十名
紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第二二九三号 平成四年五月一日受理
重度戦傷病者とその養護に関する請願

請願者 三重県員弁郡北勢町阿下喜九二〇
ノ二 武藤四郎 外一名
紹介議員 斎藤 十朗君

この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第二二九四号 平成四年五月一日受理
重度戦傷病者とその養護に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条東一〇丁目
大渡清次
紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第一六七〇号と同じである。

第二二九八号 平成四年五月六日受理

看護婦確保法の制定に関する請願(四通)

請願者 熊本市龍田町陣内一、二四一ノ一
五 木原弥州彦 外十五名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第二二九号と同じである。

第二二九九号 平成四年五月六日受理
腎(じん)疾患総合対策の早期確立に関する請願(七通)

請願者 熊本市長嶺町二、三三一ノ一ノC
ノ二ノ三七 中村泰正 外六十九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八四四号と同じである。

第二三〇〇号 平成四年五月六日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願(三十通)

請願者 熊本県上益城郡嘉島町二、七二
五ノ三 田端秀行 外二百九十九名
紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二三二四号 平成四年五月六日受理
医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
晃一 外十二名
紹介議員 中村 太郎君

私たち春(せき)髄損傷者は、社会復帰に対し高度の機能回復と生活技術訓練が必要であり、また、重度の頸(けい)髄損傷には特別な介護態勢と更に濃密な訓練が求められている。ところが現行の診療報酬を定めた制度によると、長期入院患者は医療機関の経営を圧迫することになり、長期のリハビリ期間を必要とする脊髄損傷患者は、完全な訓練を受けられないまま退院を強いられ、社会復帰の道を閉ざされることになる。ついては、実質的リハビリが完成できるよう対策と制度の改善の

ため、次の事項について実現を図られたい。

一、脊髄損傷者の療養に際しては、長期入院が医療機関の経営を圧迫しないよう診療報酬を改めるよう特別の法律を立案すること。

第二三二五号 平成四年五月六日受理
介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
晃一 外十二名
紹介議員 中村 太郎君

頸(けい)髄損傷などによる四肢麻痺(ひ)者は、屋内の移動が非常に困難である。例えば、車いすからベッド、浴槽へ、便器へと数えればたくさんある。せめて家の中の移動に関して水平トランスファがあれば、他人の力を借りず自力で行うことができる。また、衣類の着脱等にも利用できる。その支給を求める。一方、介護用ホイストは、腰の病気(腰痛やぎっくり腰)等になりやすく、高齢の場合には介護がきつい介護者の負担を軽くすることができる。遠慮がちなため、顔色を見て頼んでいた頸髄損傷者の精神的負担も軽くなるので、介護用ホイストの支給を求める。ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、身体障害者福祉法に規定する、頸髄損傷などによる四肢麻痺者に対する、水平トランスファや、介護用ホイストの支給又は設置基準を緩和すること。

二、頸髄損傷などによる四肢麻痺者に対して、水平トランスファや介護用ホイストを国から支給するよう法律に規定すること。

第二三二八号 平成四年五月六日受理
身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
晃一 外十二名
紹介議員 中村 太郎君

身体障害者の社会参加の道は現在広く開かれ、それに付随して自動車等により広範囲の移動が常識

なっているが、外出時の電話通信について、重度の下肢障害者は、公衆電話の利用には大変な不便を伴っており、それを軽減する携帯電話は、便利で不可欠のものである。現在、我が国の電話事業は、経済的負担の上から見ると身体障害者への福祉的配慮は極めて薄く、電話という文明の利器が社会的弱者に十分活用されているとは言えない。電話架設時に債券購入など不要であり、福祉機器として肢体障害者へ無料貸出しをしている福祉国に見習い、社会的弱者が負っている不利を解消するために「携帯電話」を安価に、そして十分活用できる方策を国が推進すべきである。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、移動に障害を持つ人々に対し、それぞれが使用できる装置を備えた「携帯電話」を無料で貸与すること。また、その使用料金は、利用者が負担できる範囲の額に軽減すること。

第二三〇号 平成四年五月六日受理
重度障害者の高齢化対策としての養護保護施設の設置に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
見一 外十二名

紹介議員 中村 太郎君

近年の医学の進歩は目覚ましく、頸椎(けいつい)や胸腰椎を損傷した脊(せき)髄損傷者を含む重度障害者も、生命が保たれ、長寿社会の一員として生活できるようになった。しかしながら、現在在宅で家族などの介護を受けている重度障害者も、その配偶者等も同時に高齢化することから、やがては体力の衰えや疲労の蓄積等により十分な介護ができなくなり、言わば共倒れになる深刻な事態に立ち至ることは目に見えている。さらに、高齢化した重度障害者及び最重度の障害者には、医師と看護婦による専門的な介護及び常時介護が必要であるため、安心して生活できる施設を見つけることは著しく困難である。このようなケースに対処するため、高齢化した重度障害者及び最重度の障害者が安心して生活できる養護保護施設、

高齢化した重度障害者あるいは最重度障害者が一定期間を過ごし療養することのできる「高度の医療機能を兼ね備えた養護保護施設」を建設し、運営するよう求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、各都道府県単位に重度障害者と家族のための、次の条件を満たした養護保護施設を建設し、運営すること。

1 医師並びに看護婦が常駐し、入居障害者の健康に留意すること。

2 重度障害者と家族が同居して療養と生活が営めること。

3 在宅の重度障害者が一定期間入居することのできること。

二、その養護施設への入居に際しての必要な費用は、国が負担するよう法律に明記すること。

第二三一号 平成四年五月六日受理
脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願
請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
見一 外十二名

紹介議員 中村 太郎君

労働災害、疾病あるいは事故により頸椎(けいつい)や胸腰椎を損傷した脊(せき)髄損傷者の総数は全国に約六万人と言われている。このような脊髄損傷による重度障害者は、単に手足の麻痺(ひ)だけでなく、褥瘡(じよくそう)から排尿困難や失禁及び排便困難を始め、神経麻痺から派生する種々の症状に苦しんでいる。また、これらの症状より腎臓や心臓に異状を来し、あるいは薬剤の副作用等により死期を早めるのではないかと不安な毎日を送っている。脊髄の治療が可能となり、わずかも機能が回復すればその効果は絶大であり、日常生活の向上はもとより、社会参加が可能になり、障害者の就労も更に広範なものとなる。各研究機関が予算不足で研究を中断することのないよう、また、政府がイニシアティブを取り脊髄神経の治療に関する研究活動を更に促進する上

う、予算的裏付けのある立法化を求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、脊髄神経治療の研究にかかわっている各機関への十分な予算提供を立法化すること。

二、脊髄神経治療の研究開発の促進及び研究成果の発表を立法化すること。

第二三三三号 平成四年五月六日受理
重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
見一 外十二名

紹介議員 中村 太郎君

憲法はすべての国民に文化的生活を保障しているが、現行の障害基礎年金は、最も保障を必要としている重度障害者にとって、標準的な生計を維持できる金額を満たしていない。特に独立生活を営む者には、その維持が不可能な金額であり、これを補てんするには生活保護費の受給に頼らざるを得ないのが実態である。よって、障害基礎年金の大幅な増額を行い、標準的な生活を維持できる金額の給付を求める。ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、障害基礎年金を増額するよう法律を改正すること。

第二三三四号 平成四年五月六日受理
在宅障害者の介護体制確立に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
見一 外十二名

紹介議員 中村 太郎君

在宅高齢者支援事業である、いわゆる「ゴールドプラン」は高齢者のみを対象としているが、現行のヘルパー派遣事業が「高齢者と障害者」をその対象としているのと同様に、「障害者」もその対象に加えるべきである。また、平成二年の身体障害者福祉法の改正では、「身体障害者の在宅生活への援助を明確に打ち出し、「身体障害者の社会経済活動への参加を促進する」とうたいながら、肝

心のヘルパー等派遣事業においては、通勤する身体障害者(就労して社会活動している身体障害者)は「留守宅介護の対象としない」としてその派遣を禁止している。これは法制度の矛盾そのものであり、「ヘルパーの養成」、「介護料支給と身体障害者による自主的管理の方法」等を含め、現行制度を早急に改善しなければならぬ。そして、同年の福祉八法改正で最も強く要望されていることは、これら改善に必要な財源確保の方法であり、適切な方法での必要財源の確保は、制度の完成を左右するものであって、全国の自治体はこの財源をなくして動くことはできない。ついては、障害者の在宅生活のため、次の事項について実現を図らねばならない。

一、政府が決定した在宅高齢者向けの支援事業である「ゴールドプラン」の対象に障害者も含めること。

二、厚生省が実施する在宅障害者のための介護施策は、「障害を持つ人」は「障害を持たない人」と同じ生活の可能性を保障する視点で取り組むという原則で改善すること。

三、国は、市町村が実施する「障害者や高齢者の在宅生活支援事業等」を実現するため、十分な財源を確保すること。

第二三三五号 平成四年五月六日受理
電動車いすの支給基準緩和に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村
見一 外十二名

紹介議員 中村 太郎君

我々車いす使用者にとっては、車いすは足であり移動の手段でもある。しかし、現在、電動車いすは、自力走行が全くできない人のみに支給されており、平常、平らな所なら手動車いすを使用できる人が、街に一步踏み出すとスロープがきつかったり、道路がかまぼこ状であったりして、街に出掛けることができません。他人の介護を受けなければ買物や一般生活にも不自由し、散歩どころでなく外にでなくなってしまう。ついては、電動

車いす、手動車いすの利点を使用者が判断し、その時その時に合わせて利用できるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、車いすを支給されている障害者が、運動能力低下などにより自力走行が困難になった場合などのために、手動車いすと電動車いすを併給できるように法を整備すること。

第二三三六号 平成四年五月六日受理
無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願

請願者 山梨市上神内川一、二五一 北村 晃一 外十二名

紹介議員 中村 太郎君

年金制度の度重なる改正によって、我が国の年金制度は改善されてきたが、旧法の制度上の条件、あるいは行政の指導の不備・不徹底等が原因となり、無年金者が発生した。いまだに救済措置が講ぜられないことなく放置されているため、全国で多数の無年金者が苦しんでいる現状である。無年金障害者が発生した主たる要因は、学生の任意加入制度によって生じたもの、障害者になった後に離婚したサラリーマンの妻、旧厚生年金法の六箇月条項（年金加入後六箇月以内に障害者となった場合は除外される）等によるもの、行政の指導の不備や不徹底等により未加入であったため生じたものである。これらの無年金障害者は、言わば制度改正のはざまに生じたものである。政府は法的整備を図り、これらすべての無年金障害者に障害年金を支給できるように救済措置を講ずるべきである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

年金障害者に、障害年金を支給するよう法的措置を講ずること。

四、旧法による無年金障害者を解消すること。
「六箇月条項」のような除外例は一切廃止し、障害年金を支給するよう法的措置を講ずること。

第二四四号 平成四年五月六日受理
療術の制度化促進に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡笠崎町下岩崎一、一九九 飯田泰規

紹介議員 狩野 安君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第二四二二号 平成四年五月六日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び養

子と老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 名古屋市中川区春田二ノ三三 山本太郎 外二百九十八名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第六一〇号と同じである。

第二四三三三号 平成四年五月六日受理
療術の制度化促進に関する請願（二通）

請願者 神奈川県藤沢市本町一ノ一〇ノ一 〇 吉澤勇 外一名

紹介議員 石渡 清元君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第二四四六号 平成四年五月六日受理
国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願

請願者 大分県中津市大字定留 児玉はる子 外二千七百四十二名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二五三三三号 平成四年五月七日受理

国立医療機関の賃金職員の定員化に関する請願（三十通）

請願者 熊本県菊池郡合志町豊岡二、〇五三 三〇三七 八十島譲二 外二百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君

この請願の趣旨は、第八五六号と同じである。

第二二六五号 平成四年五月七日受理
在日外国人障害者の年金保障に関する請願（二通）

請願者 京都市左京区吉田神楽岡町五四 平島慎子 外千四百四名

紹介議員 堀 利和君

難民の地位に関する条約が昭和五十七年一月一日に発効したに伴い、国民年金法からそれまであった国籍要件が撤廃され、在日韓国・朝鮮人、在日中国人など定住外国人にも国民年金加入の道が開かれた。しかし、抜本的な経過措置が行われなかったため、当時二十歳以上の障害者や六十歳以上の高齢者、また以前からの母子・準母子家庭は、現在も無年金のままとなっている。そもそも国民年金は国民皆年金の実現を目指したもので、自営業者などの年金保障と並んで、掛金を掛けられなかった人々（二十歳以前に障害者を持っていた人、制度発足時に既に高齢者である人など）に対しても救済措置（経過措置）を採り、一部国庫負担をして年金を保障することを特徴にしている。日本に定住する外国人は、日本人と同様の納税などの義務を果たしており、もともと国民年金制度に国籍要件が設けられていたことが不合理であった。少なくとも国籍要件撤廃に際しては、抜本的な経過措置を採り、無年金者を無くすべきであった（沖縄復帰の際などこれまでも経過措置は採られてきている）。現在の在日外国人障害者、高齢者などの無年金の状況は、在日外国人に対する差別（民族差別）によるものであると考えざるを得ない。平成三年度現在、障害基礎年金は、一級障害の場合は月額七万三千二百二十五円、二級障害の場合は月額五万八千五百円支給されているが、重度障

害者の場合、働かず無収入か、働いても月二〜三万円という超低賃金であることが多く、年金は主要な収入になっている。生活を支えられる年金をという障害者の要求の中で、昭和六十一年にそれまでの障害者福祉年金を額を大幅に上げて現在の障害基礎年金へと改正した経過もある。残存する民族差別と障害者差別の中で、その年金さえ無いことはほとんどの在日外国人障害者に慢性的な生活破壊を強いている。在日外国人障害者（日本国籍を取得した人を含む）を無年金のまま放置していることは、日本が批准した国際人権規約の「内外人平等」の原則に反する。また、その多くは戦前の植民地支配の結果、在日することになった韓国・朝鮮人、中国人とその子孫であり、歴史の反省の上でも許されるべきことではない。現在の国際的な人権保障の機運の高まりと、平成三年一月の「日韓覚書」の趣旨に、歴史的経緯と定住性を考慮し、日本国でより安定した生活を営むことができるようにすることが重要であるという認識に立ち、とあるように、韓国・朝鮮人、中国人を始めとする定住外国人の権利は日本人と同様、日本政府の責任で当然保障されるべきものと考えられる。ついで、国際人権規約の精神と歴史の反省の上に立ち、在日外国人の権利保障が実現されるよう、次の事項について実現を図られたい。

一、昭和五十七年一月一日において、二十歳以上の外国人障害者に対し、障害基礎年金が支給できる法改正あるいは制度措置を講ずること。

二、同様の理由で無年金の在日外国人高齢者並びに母子・準母子家庭に対し、年金保障の実現を合わせて配慮すること。

第二二八四号 平成四年五月七日受理
重度心身障害者とその両親又はその介護者及び養

子と老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県小諸市南町三ノ七ノ五 小坂末治郎 外八十四名

紹介議員 栗森 喬君
この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二八五号 平成四年五月七日受理

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び衰
たき老人とその介護者の家族が同居可能な社会
福祉施設の設置に関する請願

請願者 長野県上田市大字仁古田六四三ノ

一 長浜英二 外七十六名

紹介議員 乾 晴美君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第二二八七号 平成四年五月七日受理

年金・手当制度を充実させて障害者の人間らしい
生活を保障することに関する請願

請願者 神戸市西区学園西町七ノ三ノ七一

四ノ三〇六 金地洋子 外二百七

十七名

紹介議員 栗森 喬君

この請願の趣旨は、第二〇五九号と同じである。

第二二八九号 平成四年五月七日受理

療術の制度化促進に関する請願(三通)

請願者 福島県西白河郡西郷村字後原七四

ノ六一 和知信子 外二名

紹介議員 鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一〇〇八号と同じである。

第二二九〇号 平成四年五月七日受理

より安全な水道水の水質基準見直しに関する請願

請願者 東京都秋川市野辺八七〇ノ一 岡

部作平 外八百九十九名

紹介議員 清水嘉子君

この請願の趣旨は、第五七二号と同じである。

第二二九二号 平成四年五月七日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二二九三号 平成四年五月七日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二二九六号 平成四年五月七日受理

身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二二九八号 平成四年五月七日受理

重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の
設置に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二二九九号 平成四年五月七日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請
願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二三〇一号 平成四年五月七日受理

重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年
金の増額に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第二三〇二号 平成四年五月七日受理

在宅障害者の介護体制確立に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二三〇三号 平成四年五月七日受理

電動車いすの支給基準緩和に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

第二三〇四号 平成四年五月七日受理

無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰三ノ一六ノ一一

佐々木清美 外十二名

紹介議員 森山 眞弓君

この請願の趣旨は、第二二二六号と同じである。

第二三〇九号 平成四年五月七日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二三一一号 平成四年五月七日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩
和に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二三一二号 平成四年五月七日受理

身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二三二五号 平成四年五月七日受理

重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の
設置に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二〇号と同じである。

第二三二六号 平成四年五月七日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請
願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二二号と同じである。

第二三二八号 平成四年五月七日受理

重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年
金の増額に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二二三号と同じである。

第二三二九号 平成四年五月七日受理

在宅障害者の介護体制確立に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二三三〇号 平成四年五月七日受理

電動車の支給基準緩和に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

第二三二二号 平成四年五月七日受理

無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願

請願者 仙台市宮城野区幸町四ノ六ノ二

野口春幸 外十二名

紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第二二三六号と同じである。

第二三二六号 平成四年五月七日受理

医療制度の対策と改善に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二二四号と同じである。

第二三二七号 平成四年五月七日受理

介助用ホイスト・水平トランスファの支給基準緩和に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二二五号と同じである。

第二三三〇号 平成四年五月七日受理

身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二二八号と同じである。

第二三三二号 平成四年五月七日受理

重度障害者の高齢化対策としての養護保養施設の設置に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二三六号と同じである。

紹介議員 統 外十二名
吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二三〇号と同じである。

第二三三三三号 平成四年五月七日受理

脊(せき)髄神経治療の研究開発促進に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二三三一号と同じである。

第二三三五号 平成四年五月七日受理

重度障害者の所得保障の充実のための障害基礎年金の増額に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二三三三号と同じである。

第二三三六号 平成四年五月七日受理

在宅障害者の介護体制確立に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二三四号と同じである。

第二三三七号 平成四年五月七日受理

電動車の支給基準緩和に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第二二三五号と同じである。

第二三三八号 平成四年五月七日受理

無年金障害者の救済制度の早期実現に関する請願

請願者 新潟県五泉市馬下四〇〇 押田至

統 外十二名

紹介議員 吉川 芳男君

紹介議員 吉川 芳男君

平成四年六月一日印刷

平成四年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局